

協議第 3 8 号	合併協定項目 2 2 - 3	「各種事務事業（広報広聴事業）の取扱い」
協議第 3 9 号	合併協定項目 2 2 - 5	「各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱い」
協議第 4 0 号	合併協定項目 2 2 - 6	「各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱い」
協議第 4 1 号	合併協定項目 2 2 - 7	「各種事務事業（児童福祉事業）の取扱い」
協議第 4 2 号	合併協定項目 2 2 - 8	「各種事務事業（その他社会福祉事業）の取扱い」
協議第 4 3 号	合併協定項目 2 2 - 9	「各種事務事業（保健・医療事業）の取扱い」
協議第 4 4 号	合併協定項目 2 2 - 10	「各種事務事業（生活環境事業）の取扱い」
協議第 4 5 号	合併協定項目 2 2 - 11	「各種事務事業（農林水産事業）の取扱い」
協議第 4 6 号	合併協定項目 2 2 - 12	「各種事務事業（商工・観光事業）の取扱い」
協議第 4 7 号	合併協定項目 2 2 - 19	「各種事務事業（コミュニティ施策）の取扱い」
協議第 4 8 号	合併協定項目 2 2 - 20	「各種事務事業（その他事業）の取扱い」

平成 1 6 年 9 月 1 1 日

山口県中部 1 市 4 町合併協議会事務局

目 次

協議第38号 各種事務事業(広報広聴事業)の取扱い	介護用品支給事業 P 18	在宅緩和ケア推進事業 P 37
市・町広報紙 P 2	友愛訪問員制度・助成制度 P 19	在日外国人等福祉給付金 P 38
市政・町政だより P 3	緊急通報体制整備事業 P 20	
市町勢要覧・便利帳 P 4	サービス事業者振興事業 P 21	協議第40号 各種事務事業
	寝たきり老人等介護見舞金助成 P 22	(障害者福祉事業)の取扱い
協議第39号 各種事務事業	敬老祝金支給 P 23	心身障害者福祉作業所運営費助成 P 40
(高齢者福祉事業)の取扱い	敬老記念品支給 P 24	日常生活用具の給付・貸与 P 41
在宅介護支援センター運営事業 P 6	敬老会関係事業 P 25	スポーツ等への参加促進 P 42
日常生活用具給付等事業 P 7	はり、きゅう施術費助成 P 26	心身障害児母子通園訓練 P 43
配食サービス P 8	老人福祉電話貸与 P 27	福祉タクシー P 44
外出支援サービス P 9	公共交通利用優遇事業 P 28	重度心身障害者通院通所交通費の助成 P 45
寝具洗濯乾燥消毒サービス P 10	地域福祉広場設置助成事業 P 29	ガイドヘルパー派遣 P 46
軽度生活支援 P 11	在宅寝たきり老人等訪問歯科診療事業 P 30	心身障害者・難病患者等ホームヘルプサービス P 47
住宅改修支援 P 12	老人白内障眼内レンズ助成 P 31	身体障害者・難病患者等ショートステイ P 48
訪問理美容サービス P 13	PHS貸与事業 P 32	障害児デイサービス事業 P 49
介護予防事業 P 14	老人入院見舞金 P 33	障害児ショートステイ事業 P 50
生きがい活動支援通所事業 P 15	在宅福祉事業(通所入浴サービス) P 34	心身障害児(者)デイケア推進事業 P 51
生活管理指導(指導員派遣) P 16	温泉入浴等利用事業 P 35	福祉機器リサイクル事業 P 52
生活管理指導(短期宿泊) P 17	ふれあいいいききサロン運営助成 P 36	心身障害者扶養共済制度掛金助成 P 53

補装具の給付・修理	・ ・ ・ ・ ・ P 54	(重度) 心身障害児 (者) 福祉手当	・ ・ P 72	
移送サービス	・ ・ ・ ・ ・ P 55	特別児童扶養手当	・ ・ ・ ・ ・ P 73	協議第 4 2 号 各種事務事業
身体障害者デイサービス	・ ・ ・ ・ ・ P 56	重度心身障害者医療	・ ・ ・ ・ ・ P 74	(その他社会福祉事業) の取扱い
入浴サービス事業	・ ・ ・ ・ ・ P 57	更生医療	・ ・ ・ ・ ・ P 75	民生・児童委員、主任児童委員
身体障害者生活支援事業	・ ・ ・ ・ ・ P 58			・ ・ ・ ・ ・ P 94
身体障害者更生訓練費事業	・ ・ ・ ・ ・ P 59	協議第 4 1 号 各種事務事業		低所得者見舞金支給
生活訓練事業	・ ・ ・ ・ ・ P 60	(児童福祉事業) の取扱い		・ ・ ・ ・ ・ P 95
進行性筋萎縮症者療養等給付事業	・ ・ ・ P 61	保育料	・ ・ ・ ・ ・ P 78	災害援護 (火災援護資金・災害弔慰金等)
居住環境整備 (改造助成、整備資金貸与)	・ ・ ・ ・ ・ P 62	児童クラブ	・ ・ ・ ・ ・ P 81	・ ・ ・ ・ ・ P 96
身体障害者自動車操作訓練	・ ・ ・ ・ ・ P 63	子育て支援短期利用事業	・ ・ ・ ・ ・ P 83	行旅困窮者援護
身体障害者自動車改造費助成	・ ・ ・ ・ ・ P 64	すくすく子育て支援事業補助	・ ・ ・ ・ P 84	・ ・ ・ ・ ・ P 97
療育訓練参加促進補助事業	・ ・ ・ ・ ・ P 65	民間保育所への運営費補助	・ ・ ・ ・ ・ P 85	協議第 4 3 号 各種事務事業 (保健・医療事業) の取扱い
知的障害者施設通園バス助成	・ ・ ・ ・ ・ P 66	乳幼児健康支援一時預かり事業	・ ・ ・ ・ P 86	妊婦健康診査
知的障害者ショートステイ事業	・ ・ ・ ・ P 67	ちびっ子広場設置補助事業	・ ・ ・ ・ ・ P 87	・ ・ ・ ・ ・ P 100
精神障害者ホームヘルプ・ショートステイ事業	・ ・ ・ ・ ・ P 68	助産扶助	・ ・ ・ ・ ・ P 88	乳幼児健康診査
精神障害者共同作業所	・ ・ ・ ・ ・ P 69	出産祝金	・ ・ ・ ・ ・ P 89	・ ・ ・ ・ ・ P 101
特別障害者手当等	・ ・ ・ ・ ・ P 70	乳幼児医療	・ ・ ・ ・ ・ P 90	1 歳 6 か月・3 歳児健康診査
在宅重度障害者見舞金	・ ・ ・ ・ ・ P 71	就学・就職支度金	・ ・ ・ ・ ・ P 91	・ ・ ・ ・ P 102
		母子家庭医療費助成事業乳幼児医療	・ ・ P 92	婦人健康診査
				・ ・ ・ ・ ・ P 103
				成人健康診査
				・ ・ ・ ・ ・ P 104
				感染症対策
				・ ・ ・ ・ ・ P 105
				協議第 4 4 号 各種事務事業 (生活環境事業) の取扱い
				ごみ収集体制等
				・ ・ ・ ・ ・ P 108
				廃棄物処理手数料
				・ ・ ・ ・ ・ P 110
				廃棄物処理手数料の減免
				・ ・ ・ ・ ・ P 112

一般廃棄物処理業等の許可申請手数料

・・・・・・・・ P 113

分別収集（再資源化）の対応 ・・・ P 114

指定ごみ袋の取扱い ・・・・・・・・ P 115

し尿の処理体制 ・・・・・・・・ P 117

生活排水路整備事業 ・・・・・・・・ P 119

協議第47号 各種事務事業

(コミュニティ施策)の取扱い

文書配布体制・配布報奨金制度 ・・・・・・・・ P 140

自治会・コミュニティ団体への補助 ・・・ P 141

自治会集会所設置補助金 ・・・・・・・・ P 142

防犯灯設置費補助金 ・・・・・・・・ P 144

協議第45号 各種事務事業(農林水産事業)の取扱い

農業金融事業 ・・・・・・・・ P 122

土地改良事業（補助金・分担金） ・・・ P 123

公有林（貸付料） ・・・・・・・・ P 124

林道開設維持事業 ・・・・・・・・ P 125

治山事業分担金 ・・・・・・・・ P 126

漁業近代化資金 ・・・・・・・・ P 127

協議第48号 各種事務事業(その他事業)の取扱い

バス運行対策費補助金等 ・・・・・・・・ P 146

コミュニティバス等の運行・・・・・・・・ P 148

交通災害共済制度 ・・・・・・・・ P 149

協議第46号 各種事務事業(商工・観光事業)の取扱い

企業誘致事業 ・・・・・・・・ P 130

利子補給事業 ・・・・・・・・ P 132

制度融資・小口事業資金 ・・・・・・・・ P 133

雇用対策支援事業 ・・・・・・・・ P 136

労働者金融対策事業 ・・・・・・・・ P 137

協議第 3 8 号

合併協定項目 2 2 - 3

各種事務事業の取扱い「広報広聴事業」

事務一元化現況・分析調書

大項目	住民活動	中項目	広報広聴活動の状況	小項目	広報活動
事業名	広報紙			協定項目	22-3 広報広聴事業
専門部会名	住民部会	分科会名	住民生活・広報広聴分科会	コード	23-01-01-01

現況

分析

広報紙

	内容等
山口市	A4版・2色刷り(但し、表・裏表紙のみ4色刷り。1月1日号は全ページ4色刷り。) 50,500部 月2回発行(毎月1日・15日、12頁~16頁)
小郡町	A4版・2色刷り(ただし、表・裏表紙のみ4色刷り。) 10,700部 月1回発行(第1金曜日・原則16頁) 広報かたが-A3版・1色刷り 10,600部 月1回発行(25日頃、表・裏)
秋穂町	A4版・2色刷り 3,100部 月1回発行(毎月1日、16~24頁)
阿知須町	広報あじす...A4版・単色刷り(ただし、表・裏表紙のみ2色刷り。1月号は、裏表のみ4色刷りでそれ以外は2色刷り。) 3,450部 16ページ 毎月5日発行 広報あじすお知らせ版...A4版・単色刷 3,300部 4ページ 毎月20日発行(12月はなし)
徳地町	A4版・2色刷り3,400部 月1回発行(毎月5日、12~20頁)

声の広報の発行

	発行日	部数	委託先	配布方法
山口市				
小郡町	毎月1日		ボランティアグループ やまびこの会	委託先が郵送
秋穂町				
阿知須町	随時		阿知須音訳響の会(ボランティアグループ)	メンバーが配達
徳地町				

点字広報の発行

	発行日	部数	規格	委託先	配布方法
山口市	毎月15日	65	B5・35頁	山口市社会福祉協議会	社会福祉協議会が市内盲人世帯へ郵送
小郡町					
秋穂町					
阿知須町					
徳地町					

広報モニター制度等

	名称等	委員数	任期	規定
山口市	山口市広報広聴モニター	30人	半年	山口市広報広聴モニター設置要綱
小郡町				
秋穂町				
阿知須町				
徳地町				

調整上の課題

- 発行回数に相違がある。
2回・・・山口市、阿知須町 1回・・・小郡町、秋穂町、徳地町
- 「声の広報」については、小郡町、阿知須町が発行している。
- 「点字広報」については、山口市が実施している。
- 広報モニター制度は、山口市のみが実施している。

課題への対応

- 新市発足時には、発行回数を月2回とし、1回は、市(町)政に関する広報、もう1回は、お知らせに関するものを発行することを基本とする。
- 「声の広報」、「点字広報」については、協力を得ている各ボランティア団体と連携を図りながら、調整する。
- 広報モニター制度については、新市全域を対象に活用を図る。

調整案

- () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- () 2. 山口市・阿知須町の例により調整する。
(ただし、声の広報及び、点字広報の発行並びに広報モニター制度については、関係団体等と調整を図りながら調整する。)
- () 3. 新たに制度等を創設する。
- () 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- () 6. 廃止の方向で検討する。
- () 7. その他()

事務一元化現況・分析調書

大項目	住民活動	中項目	広報広聴活動の状況	小項目	広報活動																																		
事業名	市政・町政だより(電波メディア)			協定項目	22-3 広報広聴事業																																		
専門部会名	住民部会	分科会名	広報広聴分科会	コード	23-01-01-02																																		
現況				調整上の課題																																			
<p>市政・町政だよりの放映 (平成14年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>委託先等</th> <th>種類</th> <th>内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">山口市</td> <td>T Y S</td> <td>テレビ</td> <td>毎週日曜日午前11時40分から4分間放送 本編については年間16本制作 お知らせについては年間51本放映</td> </tr> <tr> <td>Y A B</td> <td>テレビ</td> <td>毎週水曜日午後1時55分から4分間放送 年間51本放映</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">山口ケーブルビジョン(株)</td> <td rowspan="3">テレビ</td> <td>山口のんた情報 20分番組 年間24本制作</td> </tr> <tr> <td>山口市からのお知らせ 毎日4回 各5分 毎週更新</td> </tr> <tr> <td>市議会中継 概況報告と議案説明(録画)一般質問(生中継) のんた情報特別版 30分 年間3~4本制作</td> </tr> <tr> <td>K R Y</td> <td>ラジオ</td> <td>毎週木曜日1時40分から5分間ラジオで、週末に山口市で行われるイベントや市の事業を紹介</td> </tr> <tr> <td>F M 山口</td> <td>ラジオ</td> <td>月曜と金曜日の午前9時26分から30分の間に、市からのお知らせ各種催し等を紹介</td> </tr> <tr> <td>小郡町</td> <td>山口ケーブルビジョン(株)</td> <td>テレビ</td> <td>小郡あのねのね20分番組(15本)制作・放送 小郡町からのお知らせ 毎日4回、各5分、毎週更新</td> </tr> <tr> <td>秋穂町</td> <td>山口ケーブルビジョン(株)</td> <td>テレビ</td> <td>秋穂町からのお知らせ 毎日4回、各5分、毎週更新 (平成15年度から実施)</td> </tr> <tr> <td>阿知須町</td> <td>山口ケーブルビジョン(株)</td> <td>テレビ</td> <td>阿知須町からのお知らせ 毎日4回、各5分、毎週更新</td> </tr> </tbody> </table>				市町名	委託先等	種類	内容等	山口市	T Y S	テレビ	毎週日曜日午前11時40分から4分間放送 本編については年間16本制作 お知らせについては年間51本放映	Y A B	テレビ	毎週水曜日午後1時55分から4分間放送 年間51本放映	山口ケーブルビジョン(株)	テレビ	山口のんた情報 20分番組 年間24本制作	山口市からのお知らせ 毎日4回 各5分 毎週更新	市議会中継 概況報告と議案説明(録画)一般質問(生中継) のんた情報特別版 30分 年間3~4本制作	K R Y	ラジオ	毎週木曜日1時40分から5分間ラジオで、週末に山口市で行われるイベントや市の事業を紹介	F M 山口	ラジオ	月曜と金曜日の午前9時26分から30分の間に、市からのお知らせ各種催し等を紹介	小郡町	山口ケーブルビジョン(株)	テレビ	小郡あのねのね20分番組(15本)制作・放送 小郡町からのお知らせ 毎日4回、各5分、毎週更新	秋穂町	山口ケーブルビジョン(株)	テレビ	秋穂町からのお知らせ 毎日4回、各5分、毎週更新 (平成15年度から実施)	阿知須町	山口ケーブルビジョン(株)	テレビ	阿知須町からのお知らせ 毎日4回、各5分、毎週更新	<p>・市町により活用しているメディアに相違がある。</p>	
市町名	委託先等	種類	内容等																																				
山口市	T Y S	テレビ	毎週日曜日午前11時40分から4分間放送 本編については年間16本制作 お知らせについては年間51本放映																																				
	Y A B	テレビ	毎週水曜日午後1時55分から4分間放送 年間51本放映																																				
	山口ケーブルビジョン(株)	テレビ	山口のんた情報 20分番組 年間24本制作																																				
			山口市からのお知らせ 毎日4回 各5分 毎週更新																																				
			市議会中継 概況報告と議案説明(録画)一般質問(生中継) のんた情報特別版 30分 年間3~4本制作																																				
	K R Y	ラジオ	毎週木曜日1時40分から5分間ラジオで、週末に山口市で行われるイベントや市の事業を紹介																																				
F M 山口	ラジオ	月曜と金曜日の午前9時26分から30分の間に、市からのお知らせ各種催し等を紹介																																					
小郡町	山口ケーブルビジョン(株)	テレビ	小郡あのねのね20分番組(15本)制作・放送 小郡町からのお知らせ 毎日4回、各5分、毎週更新																																				
秋穂町	山口ケーブルビジョン(株)	テレビ	秋穂町からのお知らせ 毎日4回、各5分、毎週更新 (平成15年度から実施)																																				
阿知須町	山口ケーブルビジョン(株)	テレビ	阿知須町からのお知らせ 毎日4回、各5分、毎週更新																																				
				課題への対応																																			
				<p>・新市の情報発信の手段として、民放テレビ、CATV等を積極的に活用する。</p>																																			
				調整案																																			
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他(情報発信の手段として、新市移行後も積極的に活用する。)</p>																																			

事務一元化現況・分析調書

大項目	住民活動	中項目	広報広聴活動の状況	小項目	広報活動																																				
事業名	市町勢要覧、便利帳			協定項目	22-3 広報広聴事業																																				
専門部会名	住民部会	分科会名	住民生活・広報広聴分科会	コード	23-01-01-03																																				
現況				分析																																					
<p>市町勢要覧の作成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>発行サイクル</th> <th>最新作成年度</th> <th>次回発行予定年度</th> <th>販売代金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口市</td> <td>2年に1回</td> <td>平成14年度</td> <td>平成16年度</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>小郡町</td> <td>約5年に1回</td> <td>平成13年度</td> <td>平成18年度</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>秋穂町</td> <td></td> <td>平成12年度</td> <td>未定</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>阿知須町</td> <td>5年に1回</td> <td>平成12年度</td> <td>平成17年度</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>徳地町</td> <td></td> <td>平成12年度</td> <td>-</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>市民便利帳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>発行サイクル</th> <th>全戸配布</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口市</td> <td>転入者用に毎年作成</td> <td>3年に1回</td> </tr> </tbody> </table>				市町名	発行サイクル	最新作成年度	次回発行予定年度	販売代金	山口市	2年に1回	平成14年度	平成16年度	無料	小郡町	約5年に1回	平成13年度	平成18年度	500円	秋穂町		平成12年度	未定	700円	阿知須町	5年に1回	平成12年度	平成17年度	無料	徳地町		平成12年度	-	無料	市町名	発行サイクル	全戸配布	山口市	転入者用に毎年作成	3年に1回	調整上の課題	
				市町名	発行サイクル	最新作成年度	次回発行予定年度	販売代金																																	
				山口市	2年に1回	平成14年度	平成16年度	無料																																	
				小郡町	約5年に1回	平成13年度	平成18年度	500円																																	
秋穂町		平成12年度	未定	700円																																					
阿知須町	5年に1回	平成12年度	平成17年度	無料																																					
徳地町		平成12年度	-	無料																																					
市町名	発行サイクル	全戸配布																																							
山口市	転入者用に毎年作成	3年に1回																																							
<p>・市町勢要覧の作成については、各市町に発行サイクル、販売代金に相違がある。</p> <p>・便利帳については、山口市は作成しているが、小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町は作成していない。</p>																																									
課題への対応																																									
<p>・市町勢要覧、市民便利帳については、新市において新たに作成する。</p>																																									
調整案																																									
<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>																																									

協議第 3 9 号

合併協定項目 2 2 - 5

各種事務事業の取扱い「高齢者福祉事業」

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	各種事業
事業名	在宅介護支援センター運営事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-04-04-01

現況

分析

施設の状況

山口市		小郡町		秋穂町		阿知須町		徳地町					
施設名	類型	施設名	類型	施設名	類型	施設名	類型	施設名	類型				
山口市基幹型在宅介護支援センター	基幹型	小郡町基幹型在宅介護支援センター	基幹型	秋穂町基幹型在宅介護支援センター	基幹型	阿知須町在宅介護支援センター	基幹型	とくぢ苑在宅介護支援センター	地域型				
山口市在宅介護支援センターよしき悠々苑	地域型	小郡・山手一番館在宅介護支援センター	地域型	<table border="1"> <tr> <td>地域型</td> <td>在宅介護についての福祉・医療専門職員による総合相談等を実施。設置は、特別養護老人ホーム等に併設</td> </tr> <tr> <td>基幹型</td> <td>地域型支援センターを統括し、居宅サービス事業者等の指導、情報提供等を実施。設置は、市町村又は準じた機関(社会福祉協議会等)</td> </tr> </table>						地域型	在宅介護についての福祉・医療専門職員による総合相談等を実施。設置は、特別養護老人ホーム等に併設	基幹型	地域型支援センターを統括し、居宅サービス事業者等の指導、情報提供等を実施。設置は、市町村又は準じた機関(社会福祉協議会等)
地域型	在宅介護についての福祉・医療専門職員による総合相談等を実施。設置は、特別養護老人ホーム等に併設												
基幹型	地域型支援センターを統括し、居宅サービス事業者等の指導、情報提供等を実施。設置は、市町村又は準じた機関(社会福祉協議会等)												
山口市在宅介護支援センター梅光苑	地域型												
山口市在宅介護支援センター山口あかり園	地域型												
山口市在宅介護支援センター済生会	地域型												
山口市在宅介護支援センター日吉台	地域型												
山口市在宅介護支援センターアユス	地域型												
山口市在宅介護支援センターハートホーム	地域型												
山口市在宅介護支援センターハートホーム南山口	地域型												

・各市町で基幹型、地域型の在宅介護支援センターが設置されている。

課題への対応

・基幹型在宅介護支援センターは、山口市、小郡町の2箇所とし、各5箇所以上の地域型在宅介護支援センターを統括する。
秋穂町、阿知須町の基幹型は地域型に移行する。

調整案

- () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- () 2. 市・町の例により調整する。
- () 3. 新たに制度等を創設する。
- () 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- () 6. 廃止の方向で検討する。
- () 7. その他()

【14年度実績】

	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	
年間相談延人員	19,648人	743人	3,178人	H15.4.1 供用開始	1,144人	
(内 訪問)	(8,197人)	(190人)	(1,540人)		(124人)	
年間相談実人員	4,418人	283人	470人		213人	
(内 訪問)	(3,304人)	(123人)	(390人)		(126人)	
事業費						
基幹型	14,965,000円	10,611,937円	9,986,114円			
地域型	25,802,000円	3,648,000円			4,923,000円	

平成16年度予算額
3,808千円

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況			小項目	各種事業																							
事業名	日常生活用具給付事業					協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業																							
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会			コード	19-04-04-03																							
現況						分析																								
<p>日常生活用具給付</p> <p>(目的) 身体上又は精神上の障害があって日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、福祉用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、要援護高齢者及びその介護にあたる家族等の負担を軽減し、その福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(対象者) 当該福祉用具が必要と認められるおおむね65歳以上の高齢者</p> <p>(利用料) 生計中心者の所得に応じて0円から全額</p>						調整上の課題																								
						<p>・補助分の給付品目に相違はないが、単独分の給付品目として、山口市には手押し車と寝具がある。</p>																								
						課題への対応																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">給付品目</td> <td style="text-align: center;">補助分 自動消火器 電磁調理器 火災報知器</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">同左</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">単独分 手押し車 寝具</td> <td style="text-align: center;">老人用電話</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成14年度実績</td> <td>自動消火器 4台 電磁調理器 6台 火災報知器 0台 手押し車 19台 寝具 4枚 愛のベル 0台</td> <td>老人用電話 1台 電磁調理器 1台</td> <td style="text-align: center;">実績なし</td> <td style="text-align: center;">実績なし</td> <td>自動消火器 1台 電磁調理器 1台</td> </tr> </tbody> </table>							山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	給付品目	補助分 自動消火器 電磁調理器 火災報知器	同左	同左	同左	同左	単独分 手押し車 寝具	老人用電話				平成14年度実績	自動消火器 4台 電磁調理器 6台 火災報知器 0台 手押し車 19台 寝具 4枚 愛のベル 0台	老人用電話 1台 電磁調理器 1台	実績なし	実績なし	自動消火器 1台 電磁調理器 1台	<p>・給付品目は、補助対象の自動消火器、電磁調理器、火災報知器とし、単独分については、手押し車(シルバーカー・上限15,000円)及び寝具を対象とする。 (小郡町の老人用電話については、老人福祉電話の貸与に切りかえる)</p>	
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																									
給付品目	補助分 自動消火器 電磁調理器 火災報知器	同左	同左	同左	同左																									
	単独分 手押し車 寝具	老人用電話																												
平成14年度実績	自動消火器 4台 電磁調理器 6台 火災報知器 0台 手押し車 19台 寝具 4枚 愛のベル 0台	老人用電話 1台 電磁調理器 1台	実績なし	実績なし	自動消火器 1台 電磁調理器 1台																									
調整案						<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																								

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況			小項目	介護予防・生活支援事業																																										
事業名	配食サービス				協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業																																											
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会			コード	19-04-05-02																																										
現況						分析																																											
<p>配食サービス (生活支援型)</p> <p>在宅高齢者等の日常生活を支援する事業として、在宅の虚弱な一人暮らし老人等に対し、生活支援型サービスを提供することにより安否の確認を行うとともに、食生活の安定を図る。</p>						調整上の課題																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>概ね65歳以上の単身世帯、75歳以上の高齢者のみの世帯又は概ね65歳以上の高齢者で昼間家族が不在である等であって、老衰、疾病等の理由で調理等が困難な者 重度身体障害者単身世帯又は重度身体障害者で昼間家族が不在である等であって、身体の障害、疾病等の理由で調理等が困難な者</td> <td>概ね65歳以上の単身世帯又は高齢者のみの世帯であって、老衰、心身の障害、傷病等の理由で調理が困難な者</td> <td>概ね65歳以上の単身世帯、75歳以上の高齢者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び疾病等の理由で調理が困難な者</td> <td>概ね65歳以上のひとり暮らし老人等のうち、給食サービスを必要があると認められる人</td> <td>概ね65歳以上の単身世帯又は高齢者のみの世帯であって、老衰、心身の障害や疾病等の理由で調理が困難な者</td> </tr> <tr> <td>利用回数</td> <td>週7回</td> <td>週7回</td> <td>週3回</td> <td>週3回(平日)</td> <td>週2回</td> </tr> <tr> <td>利用料</td> <td>400円</td> <td>300円</td> <td>300円</td> <td>300円</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>14年度実績 利用実人員</td> <td>306人</td> <td>45人</td> <td>89人</td> <td>27人</td> <td>43人</td> </tr> <tr> <td>延配食回数</td> <td>71,094回</td> <td>5,590回</td> <td>6,387回</td> <td>1,709回</td> <td>4,117回</td> </tr> <tr> <td>決算額</td> <td>43,986千円</td> <td>3,634千円</td> <td>4,152千円</td> <td>1,111千円</td> <td>1,134千円</td> </tr> </tbody> </table>							山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	対象者	概ね65歳以上の単身世帯、75歳以上の高齢者のみの世帯又は概ね65歳以上の高齢者で昼間家族が不在である等であって、老衰、疾病等の理由で調理等が困難な者 重度身体障害者単身世帯又は重度身体障害者で昼間家族が不在である等であって、身体の障害、疾病等の理由で調理等が困難な者	概ね65歳以上の単身世帯又は高齢者のみの世帯であって、老衰、心身の障害、傷病等の理由で調理が困難な者	概ね65歳以上の単身世帯、75歳以上の高齢者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び疾病等の理由で調理が困難な者	概ね65歳以上のひとり暮らし老人等のうち、給食サービスを必要があると認められる人	概ね65歳以上の単身世帯又は高齢者のみの世帯であって、老衰、心身の障害や疾病等の理由で調理が困難な者	利用回数	週7回	週7回	週3回	週3回(平日)	週2回	利用料	400円	300円	300円	300円	350円	14年度実績 利用実人員	306人	45人	89人	27人	43人	延配食回数	71,094回	5,590回	6,387回	1,709回	4,117回	決算額	43,986千円	3,634千円	4,152千円	1,111千円	1,134千円	課題への対応	
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																																												
対象者	概ね65歳以上の単身世帯、75歳以上の高齢者のみの世帯又は概ね65歳以上の高齢者で昼間家族が不在である等であって、老衰、疾病等の理由で調理等が困難な者 重度身体障害者単身世帯又は重度身体障害者で昼間家族が不在である等であって、身体の障害、疾病等の理由で調理等が困難な者	概ね65歳以上の単身世帯又は高齢者のみの世帯であって、老衰、心身の障害、傷病等の理由で調理が困難な者	概ね65歳以上の単身世帯、75歳以上の高齢者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び疾病等の理由で調理が困難な者	概ね65歳以上のひとり暮らし老人等のうち、給食サービスを必要があると認められる人	概ね65歳以上の単身世帯又は高齢者のみの世帯であって、老衰、心身の障害や疾病等の理由で調理が困難な者																																												
利用回数	週7回	週7回	週3回	週3回(平日)	週2回																																												
利用料	400円	300円	300円	300円	350円																																												
14年度実績 利用実人員	306人	45人	89人	27人	43人																																												
延配食回数	71,094回	5,590回	6,387回	1,709回	4,117回																																												
決算額	43,986千円	3,634千円	4,152千円	1,111千円	1,134千円																																												
<p>(ふれあい型給食サービス)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>山口市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用回数</td> <td>月1回</td> </tr> <tr> <td>利用料</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>14年度 利用実績</td> <td>9,768回</td> </tr> <tr> <td>決算額</td> <td>4,884千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成16年4月から300円へ)</p>							山口市	利用回数	月1回	利用料	200円	14年度 利用実績	9,768回	決算額	4,884千円	調整案																																	
	山口市																																																
利用回数	月1回																																																
利用料	200円																																																
14年度 利用実績	9,768回																																																
決算額	4,884千円																																																
<p>・市町により配食の回数、利用者負担金が相違する。</p>						調整案																																											
<p>・社会福祉協議会へ委託を原則とし、回数は週7回、利用者負担金は300円とする。(委託料は600円に統一する。)</p>						調整案																																											
<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																																																	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	介護予防・生活支援事業																						
事業名	外出支援サービス	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業																						
専門部会名	福祉部会			コード	19-04-05-03																						
現況				分析																							
<p>外出支援サービス</p> <p>移送用車両により、高齢者の居宅と在宅福祉サービスや介護予防を提供するデイサービスセンター等の施設との間を送迎する。</p>				調整上の課題																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業内容</td> <td>(1) 生きがい対応型デイサービス施設、生活支援宿泊施設、痴呆予防リハビリ教室・介護予防ミニデイ利用者との送迎</td> <td>(1) 生きがいデイサービス等の介護予防・生きがい活動生活支援事業及び機能訓練等の保健事業を提供する場所と居宅間の送迎 (2) 病院と居宅間、病院と社会福祉施設間の送迎 社協委託</td> <td rowspan="3">生きがい活動支援通所事業の送迎は実施しているが、外出支援サービスとしては、位置付けていない。</td> <td>(1) 生きがい対応型デイサービス施設の利用者と居宅間の送迎 (2) 社会福祉施設等と居宅間の送迎 社協委託</td> <td>(1) 生きがいデイサービス等の介護予防・生きがい活動支援事業を提供する場所と居宅間の送迎</td> </tr> <tr> <td>利用料</td> <td>(1) 生きがい対応型デイサービス 痴呆予防リハビリ教室・介護予防ミニデイ 50円/片道 生活支援宿泊サービス 200円/片道</td> <td>(1) 無料 (2) 小郡町 - 片道300円、山口市 - 片道600円(チケット購入)</td> <td>(1) 250円/片道 (2) 315円/30分 + 20円/km</td> <td>(1) 無料</td> </tr> <tr> <td>実績 (平成14年度)</td> <td>4,836千円</td> <td>3,006千円</td> <td>668千円</td> <td>3,506千円</td> </tr> </tbody> </table>					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	事業内容	(1) 生きがい対応型デイサービス施設、生活支援宿泊施設、痴呆予防リハビリ教室・介護予防ミニデイ利用者との送迎	(1) 生きがいデイサービス等の介護予防・生きがい活動生活支援事業及び機能訓練等の保健事業を提供する場所と居宅間の送迎 (2) 病院と居宅間、病院と社会福祉施設間の送迎 社協委託	生きがい活動支援通所事業の送迎は実施しているが、外出支援サービスとしては、位置付けていない。	(1) 生きがい対応型デイサービス施設の利用者と居宅間の送迎 (2) 社会福祉施設等と居宅間の送迎 社協委託	(1) 生きがいデイサービス等の介護予防・生きがい活動支援事業を提供する場所と居宅間の送迎	利用料	(1) 生きがい対応型デイサービス 痴呆予防リハビリ教室・介護予防ミニデイ 50円/片道 生活支援宿泊サービス 200円/片道	(1) 無料 (2) 小郡町 - 片道300円、山口市 - 片道600円(チケット購入)	(1) 250円/片道 (2) 315円/30分 + 20円/km	(1) 無料	実績 (平成14年度)	4,836千円	3,006千円	668千円	3,506千円	課題への対応	
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																						
事業内容	(1) 生きがい対応型デイサービス施設、生活支援宿泊施設、痴呆予防リハビリ教室・介護予防ミニデイ利用者との送迎	(1) 生きがいデイサービス等の介護予防・生きがい活動生活支援事業及び機能訓練等の保健事業を提供する場所と居宅間の送迎 (2) 病院と居宅間、病院と社会福祉施設間の送迎 社協委託	生きがい活動支援通所事業の送迎は実施しているが、外出支援サービスとしては、位置付けていない。	(1) 生きがい対応型デイサービス施設の利用者と居宅間の送迎 (2) 社会福祉施設等と居宅間の送迎 社協委託	(1) 生きがいデイサービス等の介護予防・生きがい活動支援事業を提供する場所と居宅間の送迎																						
利用料	(1) 生きがい対応型デイサービス 痴呆予防リハビリ教室・介護予防ミニデイ 50円/片道 生活支援宿泊サービス 200円/片道	(1) 無料 (2) 小郡町 - 片道300円、山口市 - 片道600円(チケット購入)		(1) 250円/片道 (2) 315円/30分 + 20円/km	(1) 無料																						
実績 (平成14年度)	4,836千円	3,006千円		668千円	3,506千円																						
				<ul style="list-style-type: none"> ・利用料については、片道50円とし、生きがいデイサービス、ショートステイ事業利用者の自宅とサービス提供事業者間の送迎、その他送迎が必要と認める在宅福祉サービス等を事業内容とする。 ・小郡町、阿知須町が、現在行っている社協による移送サービスについては、今後、社協のあり方を協議する中で検討する。 																							
				調整案																							
				<ul style="list-style-type: none"> () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他() 																							

決算額 1,370千円 食い違う理由としては、社協委託分(年額1,000千円)を利用実績回数×390円で算定している。

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉		中項目	高齢者福祉の状況		小項目	介護予防・生活支援事業	
事業名	寝具洗濯乾燥消毒サービス					協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業	
専門部会名	福祉部会		分科会名	高齢者・障害者福祉分科会		コード	19-04-05-04	
現況						分析		
寝具洗濯乾燥消毒サービス						調整上の課題		
日常生活に使用する布団等寝具の洗濯乾燥消毒を行うことにより、老人の快適な生活の確保と健康の保持を図る。						・対象者、事業内容、利用料に相違がある。		
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町			
対象者	65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者	低所得の65歳以上の独居、ねたきり老人	低所得の65歳以上の独居、ねたきり老人	寝たきり老人世帯及びひとり暮らし老人等で低所得の人	低所得の65歳以上の独居、ねたきり老人			
実施主体	市	町	町(社協委託)	町(社協委託)	町			
内容	布団を丸ごと水洗いし、乾燥	水洗い、乾燥・消毒	乾燥・消毒	乾燥・消毒	布団を丸ごと水洗いし、乾燥			
利用料	掛け布団 200円	無料	220円	100円	無料			
	敷き布団 200円							
	毛布 100円							
14年度実績 利用人員	13人	156人	13人	17人	20人			
利用延べ件数	17件	384件	15件	34件	40件			
事業費	66,280円	376,600円	33,000円	74,800円	350,000円			
						課題への対応		
						<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は65歳以上の独居、ねたきり老人で寝具の衛生管理が困難な者とする。 ・水洗い・乾燥・消毒と乾燥・消毒の2種類とする。 ・1回1組(掛け布団・敷布団・毛布)水洗い・乾燥・消毒200円(単品100円)乾燥・消毒100円(単品50円)とする。 ・低所得者は、無料とする。 		
						調整案		
						<ul style="list-style-type: none"> () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他() 		

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況			小項目	介護予防・生活支援事業																																																						
事業名	軽度生活援助	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業																																																						
専門部会名	福祉部会					コード	19-04-05-05																																																						
現況						分析																																																							
軽度生活援助 生活援助員を派遣することにより、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能とするとともに、要介護状態への進行を防止する。						調整上の課題																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営主体(委託先)</td> <td>社会福祉法人等</td> <td>社会福祉協議会</td> <td>社会福祉協議会</td> <td>社会福祉協議会</td> <td>徳地町シルバー人材センター</td> </tr> <tr> <td>利用回数等</td> <td>1週当たり4時間まで</td> <td>週1回1時間程度</td> <td>週1回程度</td> <td>週1回程度</td> <td>週1回程度、1時間程度</td> </tr> <tr> <td>1時間あたりの利用料</td> <td>200円</td> <td>無料</td> <td>80円</td> <td>200円</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>1時間あたりの委託料</td> <td>600円</td> <td>800円</td> <td>800円</td> <td>1,330円</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>14年度実績</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用実人員</td> <td>52人</td> <td>3人</td> <td>6人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>延派遣回数</td> <td>1,703回</td> <td>12回</td> <td>172回</td> <td>0回</td> <td>0回</td> </tr> <tr> <td>決算額</td> <td>1,021,800円</td> <td>20,800円</td> <td>137,600円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>							山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	運営主体(委託先)	社会福祉法人等	社会福祉協議会	社会福祉協議会	社会福祉協議会	徳地町シルバー人材センター	利用回数等	1週当たり4時間まで	週1回1時間程度	週1回程度	週1回程度	週1回程度、1時間程度	1時間あたりの利用料	200円	無料	80円	200円	80円	1時間あたりの委託料	600円	800円	800円	1,330円	800円	14年度実績						利用実人員	52人	3人	6人	0人	0人	延派遣回数	1,703回	12回	172回	0回	0回	決算額	1,021,800円	20,800円	137,600円	0円	0円	課題への対応	
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																																																								
運営主体(委託先)	社会福祉法人等	社会福祉協議会	社会福祉協議会	社会福祉協議会	徳地町シルバー人材センター																																																								
利用回数等	1週当たり4時間まで	週1回1時間程度	週1回程度	週1回程度	週1回程度、1時間程度																																																								
1時間あたりの利用料	200円	無料	80円	200円	80円																																																								
1時間あたりの委託料	600円	800円	800円	1,330円	800円																																																								
14年度実績																																																													
利用実人員	52人	3人	6人	0人	0人																																																								
延派遣回数	1,703回	12回	172回	0回	0回																																																								
決算額	1,021,800円	20,800円	137,600円	0円	0円																																																								
						・利用回数、利用料に相違がある。 ・1時間あたりの利用料を210円とする。(介護保険の場合の1割負担額) ・1時間あたりの委託料を640円とする。 利用時間は、週6時間とする。																																																							
調整案						調整案																																																							
						() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()																																																							

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	介護予防・生活支援事業																																														
事業名	住宅改修支援			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業																																														
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-04-05-06																																														
現況				分析																																															
<p>【住宅改修指導事業】</p> <p>(目的) 身体上若しくは精神上の障害を有し、日常生活を営む上で支障のある高齢者若しくは障害者(児)(以下「高齢者等」という。)が、できる限り在宅での生活が可能となるように、個々の身体状況を踏まえ住宅改修に関する適切な相談、助言等を行うことにより、高齢者等の在宅福祉の推進に資すること。</p> <p>(事業内容) 福祉、保健・医療及び建築関係の専門家が連携し、住宅改修に関して次のサービスを提供するものとする。 住宅改修に関し、利用対象者の居宅を訪問し、家屋の構造、高齢者等の身体状況及び保健福祉サービスの活用状況等を踏まえて相談に応じ助言を行うこと 改修内容について業者への連絡・調整を行うこと 施工後の評価及び利用対象者に対する指導を行うこと その他、住宅改修が円滑に行われるよう関係機関との連絡調整を行うこと</p> <p>(対象者) 高齢者等に向けに居室等の改修を希望する者。 おおむね65歳以上の者で、老衰、心身の障害、疾病等の理由により日常生活を営むのに支障がある者 65歳未満の者で、重度の身体上、心身上の障害のため日常生活を営むのに支障がある者</p> <p>【住宅改修援助事業】</p> <p>(事業内容) 居宅サービス計画の作成に当たる介護支援専門員以外の者が、介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請に係る理由書を作成した場合、1件につき2,000円助成する。</p> <p>平成14年度実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅改修指導事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実利用人員</td> <td rowspan="3">該当なし</td> <td rowspan="3">該当なし</td> <td>-</td> <td rowspan="3">該当なし</td> <td rowspan="3">該当なし</td> </tr> <tr> <td>延サービス回数</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>住宅改修理由書作成</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>申請実人員</td> <td>416人</td> <td>57人</td> <td>25人</td> <td>29人</td> <td>19人</td> </tr> <tr> <td>延助成件数</td> <td>416件</td> <td>57件</td> <td>25件</td> <td>27件</td> <td>19件</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>832,000円</td> <td>114,000円</td> <td>50,000円</td> <td>54,000円</td> <td>38,000円</td> </tr> </tbody> </table>					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	住宅改修指導事業						実利用人員	該当なし	該当なし	-	該当なし	該当なし	延サービス回数	-	事業費	-	住宅改修理由書作成						申請実人員	416人	57人	25人	29人	19人	延助成件数	416件	57件	25件	27件	19件	事業費	832,000円	114,000円	50,000円	54,000円	38,000円	調整上の課題	
					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																																										
				住宅改修指導事業																																															
実利用人員	該当なし	該当なし	-	該当なし	該当なし																																														
延サービス回数			-																																																
事業費			-																																																
住宅改修理由書作成																																																			
申請実人員	416人	57人	25人	29人	19人																																														
延助成件数	416件	57件	25件	27件	19件																																														
事業費	832,000円	114,000円	50,000円	54,000円	38,000円																																														
				課題への対応																																															
				<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修費援助事業の対象者を介助専門員に限らず拡大する方向で調整する。 住宅改修事業関係者の質の向上と連携強化を図るため、福祉用具住宅改修研修事業を実施する。 																																															
				調整案																																															
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>																																															

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況			小項目	介護予防・生活支援事業
事業名	介護予防事業					協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会			コード	19-04-05-11
現況						分析	
(目的) 高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく健康で生き生きとした老後生活が送れるよう支援する観点から介護予防教室等を開催。						調整上の課題	
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防教室については、市町によって実施主体が直営か委託かまた利用対象者、委託料に相違がある。 山口市のみ介護予防ミニデイサービスを実施している。 	
実施主体	山口市 地域型在宅介護支援センターに委託	小郡町 在宅介護支援センターに委託	秋穂町	阿知須町	徳地町 社会福祉協議会と在宅介護サービス事業所に委託		
利用対象者	おおむね65歳以上の高齢者 並びにその家族等	おおむね65歳以上の要介護となるおそれのある高齢者及びその家族	おおむね65歳以上の要介護となるおそれのある高齢者及びその家族	おおむね60歳以上の高齢者	介護保険認定を受けていない おおむね65歳以上の虚弱者 及び独居者等 介護保険認定者の内、要支援者		
委託料	1回あたり 20,000円 (アクティビティは40,000円)	1回あたり 30,000円			1回あたり 30,000円		
事業内容	転倒予防教室の開催 痴呆予防・介護教室の開催 IADL訓練教室の開催 痴呆予防・痴呆リハビリ教室 実施に対する指導・支援 保健・医療・福祉従事者への研修実施 痴呆性高齢者早期対応の体制づくり	転倒予防教室の開催 痴呆予防・介護教室の開催 寝たきり防止体操教室事業	転倒予防教室の開催 痴呆予防・介護教室の開催 IADL訓練事業	アクティビティ・痴呆介護教室 (機能訓練B型)	ねたきり・痴呆・骨折予防事業 (B型機能訓練)		
課題への対応						<ul style="list-style-type: none"> 介護予防教室の利用対象者と事業内容については、山口市の例により調整する。 介護予防教室の実施内容(質)によって、委託料に差がある為、新市において価格表等を作成し調整する。 山口市で実施している介護予防ミニデイサービスについては、引き続き実施するものとする。(いきがいデイサービスを縮小傾向とし、ミニデイサービスを拡張していく方向で検討する。) 	
調整案							
【平成14年度実績】						() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。ただし、介護予防ミニデイサービスについては山口市の例により調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()	
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町		
利用料	無料	無料	無料	無料	200円		
実施回数	162回	11回	7回	24回	330回		
延べ参加人数	2,293人	309人	199人	72人	3,297人		
事業費	7,306,400円	330,000円	119,224円	104,934円	10,002,135円		
山口市 介護予防ミニデイサービス (事業目的) 閉じこもり傾向にある高齢者及び転倒リスクのある高齢者を対象に、痴呆及び転倒骨折予防を目的とした継続的なサービスを提供することにより、高齢者の要介護状態の予防を図る。 (利用対象者) 閉じこもり傾向(1週間に外出が1回以下)及び転倒リスクがある高齢者で、要介護認定で「要支援以上」の認定を受けていない高齢者。また、痴呆予防リハビリ教室終了者で引き続きフォローの必要な高齢者等。 (事業内容) 痴呆予防を目的としたアクティビティケアと転倒予防のための筋力強化を目的としたメニューを主内容とする。事前の健康チェックを含む。 ・ 送迎サービスあり ・ 食事サービスは加算としないが、利用者の意向で実費により事業者が準備。今後、小学校区に1箇所整備予定。 (委託料) 1回あたり 30,000円 (予算) 平成16年度予算 12,480,000円							

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況			小項目	介護予防・生活支援事業												
事業名	生きがい活動支援通所事業				協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業													
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会			コード	19-04-05-14												
現況						分析													
<p>生きがい活動支援通所事業</p> <p>高齢者の社会参加を促進するとともに、要介護状態となるおそれのある高齢者等に対し、通所による各種のサービスを提供する。</p>						調整上の課題													
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	課題への対応													
利用対象者	介護保険の対象とならない概ね65歳以上のひとり暮らし老人等	概ね60歳以上のひとり暮らし高齢者等で家に閉じこもりがちな者	概ね65歳以上で通所事業を利用する必要があると認められる者、又は身体障害者	要介護認定で自立と判定を受けた人及び同レベルの70歳以上のひとり暮らし老人等	概ね65歳以上の介護保険給付サービスの対象とならない者			<p>・市町によって、利用対象者、利用回数、利用料に相違がある。</p>											
事業内容	(1) 基本事業 ア 生活指導 イ 機能訓練 ウ 健康状態の確認 (2) 通所事業 ア 入浴サービス イ 給食サービス ウ 送迎サービス	日常動作訓練から生きがい活動等の各種サービスを提供する。	1 入浴サービス 2 給食サービス 3 生活等に関する相談・助言 4 健康チェック 5 レクリエーション 6 送迎	1 入浴サービス 2 給食サービス 3 生活指導 4 健康チェック 5 送迎 6 日常動作訓練 7 趣味活動	1 送迎 2 入浴サービス 3 給食サービス					<p>・利用対象者は、概ね65歳以上の一人暮らし高齢者等で、家に閉じこもりがちな者とする。</p> <p>・利用回数は、週1回以内とし、利用料は、1,000円/回(基本事業500円、入浴サービス100円、給食サービス300円、送迎サービス片道50円)を基に検討する。ただし、小郡町については、段階的に5年間で統一する。</p>									
利用回数	週1回	週1~2回		概ね月2回	月2回							調整案							
利用料(個人負担)	1,000円	500円(H14~500円)	1,000円	900円(H15~)	1,000円									<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>					
14年度実績 年間利用延人数	6,298人	2,380人	1,558人	1,058人	2,121人											調整案			
事業費(委託料)	26,507千円	7,140千円	5,453千円	4,232千円	4,960千円													調整案	
(参考) 阿知須町は、旅館でのいきがいデイサービスをH15.4.1から開始している。																			
(参考) 阿知須町は、旅館でのいきがいデイサービスをH15.4.1から開始している。						調整案													
(参考) 阿知須町は、旅館でのいきがいデイサービスをH15.4.1から開始している。								調整案											
(参考) 阿知須町は、旅館でのいきがいデイサービスをH15.4.1から開始している。										調整案									
(参考) 阿知須町は、旅館でのいきがいデイサービスをH15.4.1から開始している。												調整案							
(参考) 阿知須町は、旅館でのいきがいデイサービスをH15.4.1から開始している。														調整案					
(参考) 阿知須町は、旅館でのいきがいデイサービスをH15.4.1から開始している。																調整案			

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況			小項目	介護予防・生活支援事業
事業名	生活管理指導（指導員派遣）				協定項目	22 各種事務事業の取扱い（5）高齢者福祉事業	
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会			コード	19-04-05-15
現況						分析	
生活管理指導（指導員派遣）						調整上の課題	
介護保険の対象とならない在宅のひとり暮らし等の高齢者に対し、訪問により日常生活に対する指導、支援を行う。						・対象者、利用料に相違がある。	
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町		
対象者	介護保険の対象とならない在宅の概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯	介護保険の対象とならない概ね65歳の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者	概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、介護保険において自立もしくは要支援と判断された者	概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、介護保険において自立と判断された者		
派遣回数等	1週当たり6時間	1週当たり2時間	月2回程度	週1回程度	同左		
利用料	1時間 0円	1時間 0円	1時間 414円	1時間 200円	1時間 240円		
						課題への対応	
						・対象者は、介護保険の自立かつ必要と認められる者、社会適応が困難な高齢者とする。 ・1時間の利用料は、210円（介護保険の1割負担額）と委託料1,870円の総額2,080円、0円と委託料4,020円とする。 ・利用時間は、週6時間、週6時間、2ヶ月を限度とする。	
						調整案	
						() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況			小項目	介護予防・生活支援事業
事業名	生活管理指導（短期宿泊）				協定項目	22 各種事務事業の取扱い（5）高齢者福祉事業	
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会			コード	19-04-05-16
現況						分析	
生活管理指導（短期宿泊）						調整上の課題	
一時的に養護が必要となった高齢者に短期間の宿泊により、生活習慣等の指導を行うとともに、体調調整を図る。						・対象者、利用料、利用日数が相違する。	
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町		
対象者	概ね65歳以上のひとり暮らし老人等	介護保険の対象とならない概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	概ね65歳以上で、介護保険サービスが受けられない者	概ね65歳以上で、介護保険サービス対象外もしくは要支援	概ね65歳以上で、介護保険サービスが受けられない者		
利用日数	1年につき10日間	原則7日以内	同左	同左	同左		
利用料	1日 1,600円	1泊 380円	1泊 1,161円	1泊 1,160円	1泊 1,161円		
14年度実績 延利用日数	126日	24日	-	83日	-		
事業費（委託料）	441,000円	91,440円	-	303,690円	-		
						課題への対応	
						・対象者は、概ね65歳以上で介護保険サービス受給対象外の者及び要支援の者並びに要介護1、2の者であって、緊急かつやむを得ない理由により、在宅において一時的に日常生活が営まれない状況にある者とする。 ・利用料は、800円（介護保険の併設型短期入所生活介護費の要支援の1割負担額）と食材料費相当額とする。ただし、生活保護世帯に属する者は、食材料費相当額とする。 ・1回の利用日数は、原則として7日以内とし、年間14日以内とする。	
						調整案	
						（ ）1．現行のまま新市に引き継ぐ。 （ ）2．市・町の例により調整する。 （ ）3．新たに制度等を創設する。 （ ）4．新市移行後、速やかに調整する。 （ ）5．新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 （ ）6．廃止の方向で検討する。 （ ）7．その他（ ）	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	介護予防・生活支援事業																																										
事業名	介護用品の支給（市町単独事業を含む）			協定項目	22 各種事務事業の取扱い（5）高齢者福祉事業																																										
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-04-05-22																																										
現況				分析																																											
<p>介護用品の支給</p> <p>在宅の寝たきり老人等を介護する家族に対し、紙おむつ等の介護用品を支給し、家族による介護を援助し、当該寝たきり老人等及びその家族の日常生活の便宜を図るとともに、寝たきり老人等の在宅生活及び家族介護を助長する。</p>				調整上の課題																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>(1)市民税非課税世帯でおおむね65歳以上の介護保険適用者のうち、要介護4又は5の認定者 (2)市民税非課税世帯で介護保険適用者のうち、要介護1から3までのうち、常時失禁等が認められる者</td> <td>(1)町民税非課税世帯で要介護4又は5の認定者 (2)町民税非課税世帯で、要介護1から3までのうち、常時失禁等が認められる者</td> <td>町民税非課税世帯で概ね65歳以上の要介護4又は5の認定者</td> <td>(1)町民税非課税世帯で要介護4又は5の認定者 (2)町民税非課税世帯で、要介護1から3までのうち、常時失禁等が認められる者 (3)町民税課税世帯で、要介護認定を受けている者で、常時失禁等が認められる者(H15.4月～実施)</td> <td>在宅のねたきり老人等や身体障害者で紙おむつが常時必要な者</td> </tr> <tr> <td>支給品目</td> <td>紙おむつ 尿取りパット 使い捨て手袋 清拭剤 ドライシャンプー</td> <td>紙おむつ 尿取りパット 使い捨て手袋 清拭剤 ドライシャンプー等</td> <td>紙おむつ 尿取りパット 使い捨て手袋 清拭剤 ドライシャンプー等</td> <td>紙おむつ 尿取りパット 使い捨て手袋 清拭剤 ドライシャンプー等</td> <td>紙おむつ 尿取りパット</td> </tr> <tr> <td>支給方法</td> <td>現物支給</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>支給限度額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助分</td> <td>全品目対象 100,000円/年</td> <td>同左</td> <td>全品目対象 75,000円/年</td> <td>同左</td> <td>制度なし</td> </tr> <tr> <td>単独分</td> <td>紙おむつ・尿とりパット 60,000円/年</td> <td>同左</td> <td>制度なし</td> <td>紙おむつ・尿とりパット 60,000円/年 課税世帯 紙おむつ・尿とりパット 30,000円/年</td> <td>紙おむつ・尿とりパット 25,000円/年</td> </tr> </tbody> </table>					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	対象者	(1)市民税非課税世帯でおおむね65歳以上の介護保険適用者のうち、要介護4又は5の認定者 (2)市民税非課税世帯で介護保険適用者のうち、要介護1から3までのうち、常時失禁等が認められる者	(1)町民税非課税世帯で要介護4又は5の認定者 (2)町民税非課税世帯で、要介護1から3までのうち、常時失禁等が認められる者	町民税非課税世帯で概ね65歳以上の要介護4又は5の認定者	(1)町民税非課税世帯で要介護4又は5の認定者 (2)町民税非課税世帯で、要介護1から3までのうち、常時失禁等が認められる者 (3)町民税課税世帯で、要介護認定を受けている者で、常時失禁等が認められる者(H15.4月～実施)	在宅のねたきり老人等や身体障害者で紙おむつが常時必要な者	支給品目	紙おむつ 尿取りパット 使い捨て手袋 清拭剤 ドライシャンプー	紙おむつ 尿取りパット 使い捨て手袋 清拭剤 ドライシャンプー等	紙おむつ 尿取りパット 使い捨て手袋 清拭剤 ドライシャンプー等	紙おむつ 尿取りパット 使い捨て手袋 清拭剤 ドライシャンプー等	紙おむつ 尿取りパット	支給方法	現物支給	同左	同左	同左	同左	支給限度額						補助分	全品目対象 100,000円/年	同左	全品目対象 75,000円/年	同左	制度なし	単独分	紙おむつ・尿とりパット 60,000円/年	同左	制度なし	紙おむつ・尿とりパット 60,000円/年 課税世帯 紙おむつ・尿とりパット 30,000円/年	紙おむつ・尿とりパット 25,000円/年	課題への対応	
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																																										
対象者	(1)市民税非課税世帯でおおむね65歳以上の介護保険適用者のうち、要介護4又は5の認定者 (2)市民税非課税世帯で介護保険適用者のうち、要介護1から3までのうち、常時失禁等が認められる者	(1)町民税非課税世帯で要介護4又は5の認定者 (2)町民税非課税世帯で、要介護1から3までのうち、常時失禁等が認められる者	町民税非課税世帯で概ね65歳以上の要介護4又は5の認定者	(1)町民税非課税世帯で要介護4又は5の認定者 (2)町民税非課税世帯で、要介護1から3までのうち、常時失禁等が認められる者 (3)町民税課税世帯で、要介護認定を受けている者で、常時失禁等が認められる者(H15.4月～実施)	在宅のねたきり老人等や身体障害者で紙おむつが常時必要な者																																										
支給品目	紙おむつ 尿取りパット 使い捨て手袋 清拭剤 ドライシャンプー	紙おむつ 尿取りパット 使い捨て手袋 清拭剤 ドライシャンプー等	紙おむつ 尿取りパット 使い捨て手袋 清拭剤 ドライシャンプー等	紙おむつ 尿取りパット 使い捨て手袋 清拭剤 ドライシャンプー等	紙おむつ 尿取りパット																																										
支給方法	現物支給	同左	同左	同左	同左																																										
支給限度額																																															
補助分	全品目対象 100,000円/年	同左	全品目対象 75,000円/年	同左	制度なし																																										
単独分	紙おむつ・尿とりパット 60,000円/年	同左	制度なし	紙おむつ・尿とりパット 60,000円/年 課税世帯 紙おむつ・尿とりパット 30,000円/年	紙おむつ・尿とりパット 25,000円/年																																										
				<p>・対象者は、市民税非課税世帯で、概ね65歳以上、常時失禁状態にありかつ今後もその状態が継続し、おむつが必要と認められる在宅の高齢者とする。</p> <p>・支給品目、限度額は、要介護4～5相当者 紙おむつ・尿とりパット 100,000円/年 要介護1～3相当者 紙おむつ・尿とりパット 60,000円/年 とする。</p> <p>ただし、徳地町、阿知須町の課税世帯への支給は、平成17年度までは、継続する。</p>																																											
				調整案																																											
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>																																											

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況			小項目	介護予防・生活支援事業
事業名	友愛訪問員制度・助成制度					協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会			コード	19-04-05-31
現況						分析	
友愛訪問員制度						調整上の課題	
(目的) 独居老人に対して地域の友愛訪問グループのメンバーが訪問活動を実施することにより、地域社会における温かい見守りを促進する。						・対象者、実施主体、訪問回数、活動費助成が相違する。	
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町		
対象者	65歳以上の独居老人	同左	65歳以上の独居老人 寝たきり老人	同左	65歳以上の独居老人		
実施主体	社会福祉協議会 (地区社協)	町老人クラブ連合会	同左	町老人クラブ連合会 婦人会	町老人クラブ連合会		
訪問回数	地区社協により相違	原則として月2回	原則として隔日	おおむね3日に1回	原則として隔日		
活動費助成	訪問者1人当たり 900円/年	年額100,000円	1グループ当たり 10,000円	1グループ当たり 7,000円 対象者1人当たり 500円	1グループ当たり 6,500円		
						課題への対応	
						・対象者は、65歳以上の独居老人。実施主体は、社会福祉協議会、地区社協及び老人クラブ連合会等。訪問回数は、原則として、月3回、ただし対象者の実情により適宜訪問する。活動費助成は、1グループ当たり6,500円/年または、1人当たり1,000円/年の方向で検討する。	
						調整案	
						() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況			小項目	介護予防・生活支援事業
事業名	緊急通報体制等整備				協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業	
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会			コード	19-04-05-33
現況						分析	
緊急通報体制整備						調整上の課題	
ひとり暮らし老人等に対し、緊急通報装置を貸与(給付)することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。						<ul style="list-style-type: none"> ・対象者が、相違する。(重度身体障害者を対象) ・通報体制の事業方式が相違する。(転送、センター方式) ・費用負担が、相違する。(平成15年度から) 	
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	課題への対応	
対象者	(1)おおむね65歳以上の一人暮らし老人及び寝たきり老人又はこれに準ずる高齢者のみの世帯 (2)ひとり暮らしの重度身体障害者等	(1)おおむね65歳以上の一人暮らし老人及び高齢者のみの世帯で構成される寝たきり老人 (2) 同左	(1)おおむね65歳以上のひとり暮らし老人世帯及び高齢者のみの世帯で、一方が寝たきり又は痴呆の状態にあり、注意を要する者	(1) 同左	(1) 同左	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は、おおむね65歳以上の一人暮らし老人及び一人暮らしの重度身体障害者並びにその他市長が特に必要と認めたとする。 ・事業方式は、センター方式とする。 ・費用負担については、委託料の1割負担(月400円)とする。ただし、低所得者は無料とする。 	
事業方式	転送方式	転送方式・センター方式	センター方式	同左	同左		
費用負担	別表1	転送方式：別表1 センター方式：なし	なし	同左	同左		
14年度実績貸与	134台	23台	-	-	-		
給付	14台	-	-	-	-		
センター方式	-	9台	29台	10台	116台		
別表 1						調整案	
装置の購入及び設置に係る費用負担						<ul style="list-style-type: none"> () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他() 	
区分	生計中心者の前年分所得税状況(年額)	利用者負担	区分				
A	生活保護世帯	0円	貸与				
B	非課税世帯	0円					
C	10,000円以下の世帯	16,300円	給付				
D	10,001円以上30,000円以下の世帯	28,400円					
E	30,001円以上80,000円以下の世帯	42,800円					
F	80,001円以上140,000円以下の世帯	52,400円					
G	140,001円以上	全額					
山口市では、平成15年度より新規の緊急通報システム設置はセンター方式としている。また、転送方式設置者についても、センター方式へ順次移行することとしている。(費用負担については、課税世帯のみ委託料の1割月400円を徴収している。)							

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	介護サービス適正実施事業
事業名	サービス事業者振興事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-04-06-02
現況				分析	
<p>サービス事業者振興事業</p> <p>(目的) 高齢者福祉事業の充実及び介護保険制度の円滑な運営、実施に資するため、関係機関の連携、調整及び人材育成など各種福祉サービスの向上に努めることを目的とする。</p> <p>(実施主体) 山口市とし、事業実施については山口市介護サービス提供事業者連絡協議会に委託。</p> <p>(対象者) 介護サービス提供事業者</p> <p>(事業内容) 1. 市が実施する高齢者福祉等諸施策について協議、検討。 2. 研修会、事例検討等を開催し、サービスの質の向上を図る。 3. サービス提供機関相互の連携、共通理解を深める。</p> <p>(平成14年度実績) 会議開催回数 50回 研修会開催数 21回 事業費 2,000千円</p>				調整上の課題	
				<p>・山口市のみ事業実施。</p>	
				課題への対応	
				<p>・介護サービス提供事業者連絡協議会の設置を検討する。</p>	
				調整案	
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況			小項目	市町独自の福祉サービス																																					
事業名	寝たきり老人等介護見舞金助成				協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業																																						
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会			コード	19-04-08-02																																					
現況						分析																																						
寝たきり老人等介護見舞金助成 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準日</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">該当なし</td> <td>10月1日</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>(1)65歳以上の者で、介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定において要介護3以上と認定された者</td> <td>(1)満65歳以上で6ヶ月以上寝たきり又は日常生活の大半を介助によらなければならない (2)痴呆等のため、問題行動の重度又は軽度に該当し、その状態が6ヶ月以上ある者</td> <td>(1)満65歳以上で6ヶ月以上寝たきり又は日常生活の大半を介助によらなければならない者(介護保険の要介護認定を受け、要介護3～5の高齢者)</td> <td>(1)満65歳以上で6ヶ月以上寝たきり又は日常生活の大半を介助によらなければならない (2)痴呆等のため、問題行動の重度又は軽度に該当し、その状態が6ヶ月以上ある者 (3)要介護3～5の高齢者</td> </tr> <tr> <td>支給額(年額)</td> <td>70,000円</td> <td>30,000円</td> <td>10,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>支給月</td> <td>毎年12月</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>14年度 支給実績(人)</td> <td>55人</td> <td>23人</td> <td>14人</td> <td>57人</td> </tr> <tr> <td>支給実績(額)</td> <td>3,850,000円</td> <td>690,000円</td> <td>140,000円</td> <td>1,140,000円</td> </tr> </tbody> </table>							山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	基準日	該当なし	10月1日	同左	同左	同左	対象者	(1)65歳以上の者で、介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定において要介護3以上と認定された者	(1)満65歳以上で6ヶ月以上寝たきり又は日常生活の大半を介助によらなければならない (2)痴呆等のため、問題行動の重度又は軽度に該当し、その状態が6ヶ月以上ある者	(1)満65歳以上で6ヶ月以上寝たきり又は日常生活の大半を介助によらなければならない者(介護保険の要介護認定を受け、要介護3～5の高齢者)	(1)満65歳以上で6ヶ月以上寝たきり又は日常生活の大半を介助によらなければならない (2)痴呆等のため、問題行動の重度又は軽度に該当し、その状態が6ヶ月以上ある者 (3)要介護3～5の高齢者	支給額(年額)	70,000円	30,000円	10,000円	20,000円	支給月	毎年12月	同左	同左	同左	14年度 支給実績(人)	55人	23人	14人	57人	支給実績(額)	3,850,000円	690,000円	140,000円	1,140,000円	調整上の課題	
							山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																																	
						基準日	該当なし	10月1日	同左	同左	同左																																	
						対象者		(1)65歳以上の者で、介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定において要介護3以上と認定された者	(1)満65歳以上で6ヶ月以上寝たきり又は日常生活の大半を介助によらなければならない (2)痴呆等のため、問題行動の重度又は軽度に該当し、その状態が6ヶ月以上ある者	(1)満65歳以上で6ヶ月以上寝たきり又は日常生活の大半を介助によらなければならない者(介護保険の要介護認定を受け、要介護3～5の高齢者)	(1)満65歳以上で6ヶ月以上寝たきり又は日常生活の大半を介助によらなければならない (2)痴呆等のため、問題行動の重度又は軽度に該当し、その状態が6ヶ月以上ある者 (3)要介護3～5の高齢者																																	
						支給額(年額)		70,000円	30,000円	10,000円	20,000円																																	
						支給月		毎年12月	同左	同左	同左																																	
						14年度 支給実績(人)		55人	23人	14人	57人																																	
支給実績(額)	3,850,000円	690,000円	140,000円	1,140,000円																																								
						・山口市を除く4町で実施であるが、支給額、支給要件が相違する。																																						
						課題への対応																																						
						・介護保険制度の開始時に、県制度が廃止となっているが、ねたきり老人等を介護する者の労苦の軽減を図ることから、新市移行後、速やかに検討する。																																						
						調整案																																						
						() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()																																						

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	市町独自の福祉サービス																								
事業名	敬老祝金支給			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業																								
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-04-08-03																								
現況				分析																									
敬老祝金支給 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>当該年度内に80歳、88歳、90歳、99歳、100歳の年齢に達する者及び101歳以上の者</td> <td>9月15日に満年齢が80歳以上の者</td> <td>70歳、77歳、80歳、88歳、90歳、99歳、100歳以上の者</td> <td>年度内に80歳、90歳、100歳の年齢に達する人</td> <td>80歳以上の者(その年において80歳に達する者を含む)</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>10,000円</td> <td>80歳～ 5,000円 90歳～ 8,000円 100歳以上 20,000円</td> <td>70歳 記念品 77歳 2,500円 80、88歳 3,000円 90、99歳 5,000円 100歳以上 10,000円 商品券</td> <td>80歳 10,000円 90歳 15,000円 100歳 30,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>14年度実績</td> <td>2,217人 22,170,000円</td> <td>862人 4,844,000円</td> <td>388人 1,104,000円</td> <td>104人 1,215,000円</td> <td>934人 4,670,000円</td> </tr> </tbody> </table>					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	対象者	当該年度内に80歳、88歳、90歳、99歳、100歳の年齢に達する者及び101歳以上の者	9月15日に満年齢が80歳以上の者	70歳、77歳、80歳、88歳、90歳、99歳、100歳以上の者	年度内に80歳、90歳、100歳の年齢に達する人	80歳以上の者(その年において80歳に達する者を含む)	金額	10,000円	80歳～ 5,000円 90歳～ 8,000円 100歳以上 20,000円	70歳 記念品 77歳 2,500円 80、88歳 3,000円 90、99歳 5,000円 100歳以上 10,000円 商品券	80歳 10,000円 90歳 15,000円 100歳 30,000円	5,000円	14年度実績	2,217人 22,170,000円	862人 4,844,000円	388人 1,104,000円	104人 1,215,000円	934人 4,670,000円	調整上の課題	
					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																				
				対象者	当該年度内に80歳、88歳、90歳、99歳、100歳の年齢に達する者及び101歳以上の者	9月15日に満年齢が80歳以上の者	70歳、77歳、80歳、88歳、90歳、99歳、100歳以上の者	年度内に80歳、90歳、100歳の年齢に達する人	80歳以上の者(その年において80歳に達する者を含む)																				
				金額	10,000円	80歳～ 5,000円 90歳～ 8,000円 100歳以上 20,000円	70歳 記念品 77歳 2,500円 80、88歳 3,000円 90、99歳 5,000円 100歳以上 10,000円 商品券	80歳 10,000円 90歳 15,000円 100歳 30,000円	5,000円																				
14年度実績	2,217人 22,170,000円	862人 4,844,000円	388人 1,104,000円	104人 1,215,000円	934人 4,670,000円																								
課題への対応		・1市4町に制度があるが、支給対象者や支給金額が相違する。 ・節目支給とし、当該年度内に80歳、88歳、90歳、99歳又は100歳の年齢に達する者及び101歳以上の年齢である者に、10,000円を支給する山口市の例により調整する。																											
調整案		() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()																											
【根拠法令等】山口市敬老金支給条例 小郡町敬老金支給要綱 阿知須町敬老祝金支給条例 徳地町敬老年金支給条例																													

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況			小項目	市町独自の福祉サービス																		
事業名	敬老記念品支給				協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業																			
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会			コード	19-04-08-04																		
現況						分析																			
敬老記念品支給 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">山口市</th> <th style="text-align: center;">小郡町</th> <th style="text-align: center;">秋穂町</th> <th style="text-align: center;">阿知須町</th> <th style="text-align: center;">徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">対象者</td> <td>88歳、100歳、101歳以上の者</td> <td>70歳以上、金婚、米寿、100歳以上</td> <td style="text-align: center;">該当なし</td> <td>88歳、99歳、100歳以上</td> <td>70歳、77歳、88歳、金婚、最長寿、在宅最長寿</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">14年度実績</td> <td style="text-align: center;">904千円</td> <td style="text-align: center;">1,421千円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">216千円</td> <td style="text-align: center;">524千円</td> </tr> </tbody> </table>							山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	対象者	88歳、100歳、101歳以上の者	70歳以上、金婚、米寿、100歳以上	該当なし	88歳、99歳、100歳以上	70歳、77歳、88歳、金婚、最長寿、在宅最長寿	14年度実績	904千円	1,421千円		216千円	524千円	調整上の課題	
							山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町														
						対象者	88歳、100歳、101歳以上の者	70歳以上、金婚、米寿、100歳以上	該当なし	88歳、99歳、100歳以上	70歳、77歳、88歳、金婚、最長寿、在宅最長寿														
						14年度実績	904千円	1,421千円		216千円	524千円														
・対象者が相違する。																									
課題への対応																									
・当該年度内に、88歳(米寿)、100歳、101歳以上の者に記念品を支給することとし、山口市の例により調整する。																									
調整案																									
() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()																									

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	市町独自の福祉サービス
事業名	敬老会関係事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-04-08-05
現況				分析	
<p>山口市</p> <p>70歳以上の高齢者人数に応じ、16地区ごとに社会福祉協議会へ敬老会の助成を行う。</p> <p>(助成額) 高齢者1人当たり 45円 1地区当たり 5,000円</p> <p>(14年度実績) 977千円</p> <p>徳地町</p> <p>70歳以上の高齢者人数に応じて、老人クラブ連合会へ助成。</p> <p>(助成額) 高齢者1人当たり 1,300円</p> <p>(14年度実績) 3,103千円</p> <p>小郡町、秋穂町、阿知須町 町主催で実施</p> <p style="padding-left: 40px;">ただし、阿知須町については、平成16年度から町、社協の共催方式とする予定。</p>				調整上の課題	
				<p>・敬老会の開催方法、助成対象者、助成額に相違がある。</p>	
				課題への対応	
				<p>・敬老会は、社会福祉協議会等が主催する方向で随時調整する。</p> <p>・敬老会を開催される場合の助成対応等については、新たに制度を創設する。</p>	
				調整案	
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	市町独自の福祉サービス																								
事業名	はり・きゅう施術費助成			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業																								
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-04-08-06																								
現況				分析																									
はり・きゅう施術費助成 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給資格</td> <td rowspan="5">国保の被保険者を対象として、はり・きゅうのみ実施</td> <td>満70歳以上</td> <td rowspan="5">国保の被保険者を対象として、はり・きゅうのみ実施</td> <td rowspan="5">同左</td> <td>満70歳以上</td> </tr> <tr> <td>助成対象</td> <td>はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧</td> <td>はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧</td> </tr> <tr> <td>助成内容</td> <td>1人1日1回 1ヶ月に10回</td> <td>1人1日1回 1ヶ月に10回</td> </tr> <tr> <td>助成額</td> <td>1回 900円</td> <td>1回 500円</td> </tr> <tr> <td>14年度実績</td> <td>3,000千円</td> <td>108千円</td> </tr> </tbody> </table>					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	受給資格	国保の被保険者を対象として、はり・きゅうのみ実施	満70歳以上	国保の被保険者を対象として、はり・きゅうのみ実施	同左	満70歳以上	助成対象	はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧	はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧	助成内容	1人1日1回 1ヶ月に10回	1人1日1回 1ヶ月に10回	助成額	1回 900円	1回 500円	14年度実績	3,000千円	108千円	調整上の課題	
					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																				
				受給資格	国保の被保険者を対象として、はり・きゅうのみ実施	満70歳以上	国保の被保険者を対象として、はり・きゅうのみ実施	同左	満70歳以上																				
				助成対象		はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧			はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧																				
				助成内容		1人1日1回 1ヶ月に10回			1人1日1回 1ヶ月に10回																				
助成額	1回 900円	1回 500円																											
14年度実績	3,000千円	108千円																											
・小郡町、徳地町は、福祉事業として実施。山口市、秋穂町、阿知須町は、国保事業として実施。																													
課題への対応																													
・対象者については、国保の被保険者以外の者で、年齢が満70歳以上とする。 ・施術費の助成は、1人1日1回、1ヶ月10回以下とし、はり又はきゅう1術800円、2術1,000円とする。 ・あんま、マッサージ、指圧の助成は、3年間は継続する。																													
調整案																													
() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()																													

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉		中項目	高齢者福祉の状況		小項目	市町独自の福祉サービス																															
事業名	老人福祉電話貸与		分科会名	高齢者・障害者福祉分科会		協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業																															
専門部会名	福祉部会		分科会名	高齢者・障害者福祉分科会		コード	19-04 08-07																															
現況						分析																																
老人福祉電話貸与 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">山口市</th> <th style="text-align: center;">小郡町</th> <th style="text-align: center;">秋穂町</th> <th style="text-align: center;">阿知須町</th> <th style="text-align: center;">徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">対象者</td> <td> 所得税非課税世帯に属する者 ・病弱で安否確認が必要なひとり暮らし老人等 ・障害者のみの世帯等で聴覚3級以上又は身障2級以上の者 </td> <td> 低所得者 ・概ね65歳以上の在宅のひとり暮らしの者 </td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">該当なし</td> <td style="text-align: center;">該当なし</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">助成内容</td> <td>設置料 基本料金(月額)</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">貸与台数</td> <td style="text-align: center;">46台</td> <td style="text-align: center;">7台</td> <td style="text-align: center;">2台</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">14年度実績</td> <td style="text-align: center;">1,148千円</td> <td style="text-align: center;">0千円</td> <td style="text-align: center;">0千円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	対象者	所得税非課税世帯に属する者 ・病弱で安否確認が必要なひとり暮らし老人等 ・障害者のみの世帯等で聴覚3級以上又は身障2級以上の者	低所得者 ・概ね65歳以上の在宅のひとり暮らしの者	同左	該当なし	該当なし	助成内容	設置料 基本料金(月額)	同左	同左			貸与台数	46台	7台	2台			14年度実績	1,148千円	0千円	0千円			調整上の課題		
							山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																											
						対象者	所得税非課税世帯に属する者 ・病弱で安否確認が必要なひとり暮らし老人等 ・障害者のみの世帯等で聴覚3級以上又は身障2級以上の者	低所得者 ・概ね65歳以上の在宅のひとり暮らしの者	同左	該当なし	該当なし																											
						助成内容	設置料 基本料金(月額)	同左	同左																													
						貸与台数	46台	7台	2台																													
14年度実績	1,148千円	0千円	0千円																																			
						・1市2町で実施している。																																
						課題への対応																																
						・事業の必要性があり、山口市の例により新市で実施する。																																
						調整案																																
						() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()																																

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	市町独自の福祉サービス
事業名	公共交通利用優遇事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-04-08-08
現況				分析	
<p>山口市</p> <p>福祉優待バス乗車証交付 (目的) 高齢者、心身障害者等に対し優待バス乗車証を交付することにより、その移動手段を確保し、もって高齢者、心身障害者等の社会参加の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(対象者) ・70歳以上の高齢者 ・3級以上の身体障害者手帳の交付を受けている者 ・療育手帳Aの交付を受けている者 ・精神保健福祉手帳のうち、1・2級の交付を受けている者</p> <p>(事業内容) 上記対象者に対し優待バス乗車証を交付し、本事業を受託したバス事業者の運行する乗合バス路線(定期観光バスを除く)のうち、市との協議により定めたバス路線について、その運賃を無料とする。</p> <p>平成14年度決算額 170,343,990円 【根拠法令等】・山口市福祉優待バス乗車証交付要綱</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>山口市福祉優待バス乗車証交付要綱(平成16年10月1日施行予定)の概要</p> <p>(1)改定内容 現行の防長交通の山口市内路線及び小郡町、秋穂町の一部路線を改定後は防長交通路線に加え、中国JRバス及び宇部市交通局並びに宇部市代替バスの路線の内、山口市内、小郡町内路線、コミュニティバスの3ルートとする。</p> <p>(2)利用者負担金 現行は70歳以上の者、身体障害者手帳3級以上所持者、療育手帳A所持者、精神保健福祉手帳2級以上の所持者については、乗車証を乗務員に提示することにより、路線内に限り無料としている。また1種身体障害者(身体障害者旅客運賃割引規則第2条第2項第1号に規定)及び療育手帳A所持者、精神保健福祉手帳1級所持者については、介護人1人も無料としているが、改定後は70歳以上の者に対して、1乗車あたり1000円の利用負担をしてもらい、上記障害者及び介護人については無料とする。</p> </div> <p>小郡町</p> <p>福祉バスカード交付事業 (目的) 高齢者の交通の足の確保及び社会参加を促進するため、バスカードを交付することにより高齢者が永年住み慣れた地域社会の中で積極的に生活していくことを支援し、もって高齢者の保健福祉の向上を図るものとする。</p> <p>(対象者) 70歳以上の高齢者</p> <p>(事業内容) 小郡町が1,000円(1,100円分利用可能)の専用バスカードを作成し、バスカードを必要とする交付対象者へ1人3枚を限度に交付するものとする。</p> <p>14年度実績 11,500,000円 (11,500枚)</p> <p>【根拠法令等】 ・小郡町福祉バスカード交付事業実施要綱</p>				調整上の課題	
				課題への対応	
				<p>・現行実施している山口市において、平成16年10月に制度の見直しが予定されている。 交通弱者の移動手段を確保する観点から新市移行後、速やかに検討し、山口市の制度をもとに調整を図るものとする。</p>	
				調整案	
				<p>()1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ()2. 山口市の例により調整する。 ただし、改正後の制度を基にするものとする。 ()3. 新たに制度等を創設する。 ()4. 新市移行後、速やかに調整する。 ()5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ()6. 廃止の方向で検討する。 ()7. その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	市町独自の福祉サービス
事業名	地域福祉広場設置助成事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-04-08-09
現況				分 析	
<p>地域福祉広場設置助成事業</p> <p>(目的) 住民自治の振興及び地域の連帯意識と福祉の向上に寄与するためにゲートボール場等の地域広場を設置しようとする地域の団体に対し、補助金を交付する。</p> <p>(補助対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広場 面積が原則として、165㎡以上のもの 一定の場所で、5年以上広場として使用されるもの 地域の住民が共同で利用できるもの ・経費 広場の整地費 さくの設置費 その他市長が適当と認める経費 <p>平成14年度実績</p> <p>件数 1件 決算額 500,000円</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山口市地域広場設置事業補助金交付要綱 				調 整 上 の 課 題	
				<p>・山口市の実施。</p>	
				課 題 へ の 対 応	
				<p>・廃止の方向で検討する。ただし、3年間は現行どおりとする。</p>	
				調 整 案	
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。ただし、3年間は現行どおりとする。</p> <p>() 7. その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	市町独自の福祉サービス																						
事業名	在宅寝たきり老人等訪問歯科診療事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業																						
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-04-08-11																						
現況				分析																							
訪問歯科診療事業				調整上の課題																							
<p>目的 寝たきりにより歯科診療を受けることが困難な市民の歯科診療の確保を図る。</p> <p>利用対象 在宅寝たきり老人等で歯科診療所に通院が不可能な者</p> <p>事業内容 申請に基づき、歯科医師会にて訪問歯科診療を実施する歯科医師を決定、派遣する。派遣歯科医師は事前訪問診査を実施して、在宅での診療の必要性を判断し、必要が認められる場合、治療は保険診療で行う。</p>				<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険による訪問歯科診療が浸透してきており、利用者が減少してきている。 ・徳地町は、事業実施をしていない。 																							
<p>事業実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前訪問診査実施者数</td> <td>8人</td> <td>1人</td> <td>2人</td> <td rowspan="2">実績なし</td> <td rowspan="2">該当なし</td> </tr> <tr> <td>訪問歯科診療</td> <td>8人</td> <td>1人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>14年度実績</td> <td>180千円</td> <td>35千円</td> <td>50千円</td> <td>20千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	事前訪問診査実施者数	8人	1人	2人	実績なし	該当なし	訪問歯科診療	8人	1人	2人	14年度実績	180千円	35千円	50千円	20千円		課題への対応	
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																						
事前訪問診査実施者数	8人	1人	2人	実績なし	該当なし																						
訪問歯科診療	8人	1人	2人																								
14年度実績	180千円	35千円	50千円	20千円																							
				<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険で対応が可能である。 																							
				調整案																							
				<ul style="list-style-type: none"> () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他() 																							

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	市町独自の福祉サービス
事業名	老人白内障眼内レンズ助成			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-04-08-16
現況				分析	
<p>老人白内障眼内レンズ助成</p> <p>(目的) 小郡町に住所を有する老人が保険医療機関で老人性白内障眼内レンズ挿入手術をした場合、その者に老人福祉の向上に寄与する。</p> <p>(対象者) 65歳から69歳の医療保険加入者</p> <p>(助成額) 1眼につき、50,000円を限度に支給</p> <p>14年度実績 466,709円 (12眼)</p> <p>【根拠法令等】 小郡町老人性白内障眼内レンズ助成要綱</p>				調整上の課題	
				<p>・小郡町の実施。</p>	
				課題への対応	
				<p>・新市移行後も当分の間は、現行どおり実施することとし、随時調整する。</p>	
				調整案	
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	市町独自の福祉サービス
事業名	PHS貸与事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-04-08-17
現況				分析	
<p>PHS貸与事業</p> <p>PHSを利用した安否確認サービス、緊急通報装置としても使用。週1回、町社協から安否確認の電話をする。</p> <p>(対象者) 一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯で日常生活上注意を要する状態にある者</p> <p>(費用負担) 無料貸与、料金町負担</p> <p>14年度実績 30回線 237,880円</p> <p>【根拠法令等】 小郡町一人暮らし老人等見守り支援事業実施要綱</p>				調整上の課題	
				<p>・小郡町の実施。</p>	
				課題への対応	
				<p>・段階的にセンター方式の緊急通報に切り替えていくので、廃止の方向で検討する。</p>	
				調整案	
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	市町独自の福祉サービス				
事業名	老人入院見舞金			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業				
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-04-08-18				
現況				分析					
<p>老人入院見舞金</p> <p>(目的) 老人が医療機関に入院した場合に、入院見舞金の支給を行うことにより、老人福祉に寄与する</p> <p>(対象者) 小郡町に引き続き1年以上住所を有する者で、70歳以上の者とする。</p> <p>(支給額)</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>30日以上入院</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>120日以上入院</td> <td>4,000円</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">14年度実績 761,000円</p> <p>【根拠法令等】 小郡町老人入院見舞金支給要綱</p>				30日以上入院	3,000円	120日以上入院	4,000円	調整上の課題	
				30日以上入院	3,000円				
				120日以上入院	4,000円				
<p>・小郡町のみで実施。</p>									
課題への対応		<p>・廃止の方向で検討する。</p>							
調整案				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>					

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	市町独自の福祉サービス
事業名	在宅福祉事業（通所入浴サービス）			協定項目	22 各種事務事業の取扱い（5）高齢者福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-04-08-20
現況				分析	
<p>秋穂町</p> <p>生活支援型入浴サービス</p> <p>（目的） 家庭での入浴が困難な心身障害者、虚弱者等に対して、入浴サービスを行い生活の自立支援と健康の保持・増進を図る</p> <p>（実施主体） 秋穂町</p> <p>（対象者） 介護保険に該当しない方で家庭での入浴が困難と町が認める心身障害者、虚弱者等</p> <p>（利用料） 1回 3,600円</p> <p>平成14年度決算 464,400円</p> <p>【根拠法令等】 ・秋穂町生活支援入浴サービス事業実施要領</p> <p>阿知須町</p> <p>単独デイサービス</p> <p>（目的） 家庭で入浴困難なねたきり老人等に対し、施設等を利用した入浴を行い、老人の健康の増進及び衛生の保持を図る</p> <p>（実施主体）阿知須町</p> <p>（対象者） ねたきり老人等でカテーテル、ストマ装着者で、感染症予防対策上必要と認められる人</p> <p>平成14年度決算 0円</p> <p>単独通所入浴サービス</p> <p>（目的） 重度の心身障害又は重度の痴呆等のため介護保険によるデイサービスの利用が困難な老人等に対して移送及び入浴サービス等を行い、当該老人等の健康の増進及び衛生の確保を図る。</p> <p>（実施主体） 阿知須町</p> <p>（対象者） 介護保険の保険給付の対象者であって家庭で入浴困難でかつ重度の心身障害又は重度の痴呆のため介護保険によるデイサービスの利用が困難な者とする。</p> <p>平成14年度決算 0円</p>				調整上の課題	
				課題への対応	
				調整案	
				<p>（ ）1．現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>（ ）2．市・町の例により調整する。</p> <p>（ ）3．新たに制度等を創設する。</p> <p>（ ）4．新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>（ ）5．新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>（ ）6．廃止の方向で検討する。</p> <p>（ ）7．その他（ ）</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	市町独自の福祉サービス
事業名	温泉入浴等利用事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-04-08-21
現況				分析	
<p>温泉入浴等利用事業</p> <p>(目的) 在宅のおおむね日常生活において自立している老人等に対し、町内の温泉等の施設を利用することによって、生きがいと憩いの場を提供することにより、介護予防を図る。</p> <p>(実施主体) 阿知須町</p> <p>(対象者) 毎年4月1日現在で、要介護認定において自立と判定された者及び判定は受けていないがそれと同等レベルと認められる者。</p> <p>平成14年度決算 243,900円</p>				調整上の課題	
				<p>・阿知須町のみで実施。</p>	
				課題への対応	
<p>・廃止の方向で検討する。ただし、3年以内は現行事業を継続する。</p>					
調整案					
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。 ただし、3年以内は現行どおりとする。</p> <p>() 7. その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	市町独自の福祉サービス
事業名	ふれあいいきいきサロン運営助成			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-04-08-22
現況				分析	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">ふれあい・いきいきサロン事業</p> <p>(目的) 地域住民が主体となって高齢者、障害者の方、ひとり暮らしの方等が住み慣れた地域で、いきいきと生活できるように、地域のボランティアの方々とともにレクリエーション、軽体操を行うことにより、生きがいをづくり、健康づくり等を図るものです。</p> </div> <p>ふれあいいきいきサロン運営助成 山口市 (事業内容) ふれあいいきいきサロン事業実施者に山口市社会福祉協議会を通して助成する。 (補助対象) 補助対象とするサロン事業実施者は、個人、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、地区福祉員会、老人クラブ、町内会、ボランティアグループ等とし、次の条件を満たしているサロンとする。 参加者の多くが高齢者であること。 年6回以上開催していること。 市社会福祉協議会独自の助成を受けていないこと。 (補助内容及び金額) サロン傷害保険補助(掛け金の半額)、運営費補助(年12,000円が上限)、会場費補助(1回3,000円、年36,000円が上限) サロン活動数: 56ヶ所【平成15年度末現在】(うち、補助対象となるのは、一部) 事業費: 1,260千円(平成16年度予算) (その他) 国の補助事業(地域住民グループ支援事業)として実施。</p> <p>小郡町 (事業内容) ふれあいいきいきサロン事業実施者に小郡町社会福祉協議会を通して助成する。 (補助対象) 65歳以上の高齢者であること。 (補助内容及び金額) 1ヶ所20,000円 サロン活動数: 25ヶ所【平成15年度末現在】 事業費: 500千円 (その他) 国の補助事業(地域住民グループ支援事業)として実施。</p> <p>阿知須町 (事業主体) ふれあいいきいきサロン事業実施者に阿知須町社会福祉協議会補助金を通して助成する。 (補助対象) 阿知須町に居住している高齢者等。 (補助内容及び金額) 1ヶ所20,000円 サロン活動数: 14ヶ所【平成15年度末現在】 事業費: 280千円 (その他) 町の単独事業として実施。</p> <p>山口市 地域福祉推進コーディネーター設置事業 (目的) 地域福祉推進コーディネーターを設置し、市内の地域福祉活動の推進を図る。 (内容) ふれあいいきいきサロンの推進 福祉の種まきリーディング事業の促進 地区社協の地域福祉活動計画の策定の推進 地区社協活動の指導・援助 事業主体: 山口市社会福祉協議会、各地区社会福祉協議会 事業費: 3,000千円</p>				調整上の課題	
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 阿知須町は平成14年度以前からふれあい・いきいきサロン事業を実施し、山口市では、平成16年度から運営費補助を実施し、小郡町では、平成15年度から実施している。 ・ 山口市では、社会福祉協議会から補助を受けていないサロンに対し、別途補助金を交付している。 ・ 1市と2町では補助内容と金額が相違している。 ・ 山口市、小郡町では国の補助事業(介護予防事業)として実施しているが、阿知須町では単独事業として実施している。 	
				課題への対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・ いきいきサロンの助成については、その重要性を認識し、サロン活動数の拡充を図ると共に、補助内容、補助金額等について、新たに制度等を創設する。 					
調整案					
				<ul style="list-style-type: none"> () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他() 	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の現状	小項目	市町独自の福祉サービス
事業名	在宅緩和ケア推進事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-04-08-23
現況				分 析	
<p>山口市 (目的) 医療技術で治癒の期待できない「がん末期患者」を対象として、在宅緩和ケアに係わる関係機関の連携システムの構築や、相談機能の確保並びに福祉サービスの充実等を図ることにより、がんの末期患者が緩和ケアを受けながら、住み慣れた自宅等「自分が望む生活の場」で安心して有意義な生活が送れることを目的とする。</p> <p>(対象) がんの末期状態にある者(年齢の制限等なし)</p> <p>(事業内容) <平成15年度> (1)在宅緩和ケア推進会議の(仮称)の設置 ・事業内容及び事業計画の検討 ・研修会の実施 (2)在宅緩和ケアに関する実態及びニーズ調査の実施 (3)視察検討 <平成16年度> (1)在宅緩和ケア推進会議の開催 ・在宅緩和ケアのための保健・医療・福祉サービスのシステム化 ・研修会等の実施 (2)在宅緩和ケア福祉サービスの提供 (3)相談体制の整備 (4)市民への啓蒙普及・情報提供</p> <p>(決算) 平成15年度 2,943,112円 (予算) 平成16年度 13,900,000円</p>				調 整 上 の 課 題	
				<p>・山口市のみで実施している。(単独事業)</p>	
				課 題 へ の 対 応	
<p>・山口市の例により、新市に拡張する方向で調整する。</p>					
				調 整 案	
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	市町独自の福祉サービス
事業名	在日外国人等福祉給付金			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-04-09-03
現況				分析	
<p>山口市高齢者福祉給付金 (目的) 高齢者のうち、国民年金制度上、日本国籍を有しなかった為老齢基礎年金等の受給資格を得ることのできなかつた者等に対し、高齢者福祉給付を支給することにより、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。 (対象者) 大正15年(1926年)4月1日以前に出生し、山口市に居住している者で、次のいずれかに該当し、かつ老齢基礎年金等の公的年金の受給資格がない者とする。 昭和57年(1982年)1月1日前から日本国内で外国人登録を行っていた者で、山口市に外国人登録を行っている者のうち永住許可を受けている者。 昭和57年(1982年)1月1日前から日本国内で外国人登録を行っていた者で、昭和36年(1961年)4月1日以降に日本国籍を取得し、年金受給資格期間を制度上満たすことができない者で、山口市に住民登録を行っている者。 昭和36年(1961年)4月1日以降に日本へ帰国した者で年金受給資格期間を制度上満たすことができない者で、山口市に住民登録を行っている者。 (支給金額)月額1万円 (年3回支給)</p> <p>山口市重度心身障害者福祉給付金 (目的) 重度心身障害者のうち、国民年金制度上、日本国籍を有しなかった為障害基礎年金等を受けることができない者等に対し、重度心身障害者福祉給付を支給することにより、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。 (対象者) 山口市に居住し、住民登録若しくは外国人登録を行っている者で、次のいずれかに該当する障害基礎年金等の受給資格のない重度心身障害者とする。 昭和57年(1982年)1月1日前に満20歳に到達しており、同日において日本国内で外国人登録を行っていた者で、同日前に重度心身障害者であった者又は同日以降になったがその発生原因の初診日が同日前の者。 昭和36年(1961年)4月2日以降、昭和57年(1982年)1月1日以前に日本国籍を取得した者で、日本国籍取得時に満20歳に到達しており、同日前に重度心身障害者であった者又は同日以降になったが、その発生原因の初診日が同日前の者。 昭和61年(1986年)4月1日以前において障害発生原因の初診日が満20歳以降にあり、その初診日に日本国内に住所を有しなかった者。 (給付金の額)月額2万円 (年3回支給)</p> <p>【根拠法令等】・山口市高齢者福祉給付金支給要綱 ・山口市重度心身障害者福祉給付金支給要綱</p> <p>小郡町高齢者福祉給付金 (目的) 高齢者のうち、国民年金制度上、日本国籍を有しなかったため老齢基礎年金等の受給資格を得ることのできなかつた者等に対し、高齢者福祉給付金を支給することにより、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。 (実施方法) 月額10,000円を年3回支給する。</p> <p>【根拠法令等】・小郡町高齢者福祉給付金支給要綱</p>				調整上の課題	
				課題への対応	
				調整案	
				<p>・山口市、小郡町が実施している。</p> <p>・高齢者福祉給付金 月額10,000円、重度心身障害者福祉給付金 月額20,000円とし、山口市の例により調整する。</p> <p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>	

協議第 4 0 号

合併協定項目 2 2 - 6

各種事務事業の取扱い「障害者福祉事業」

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	施設の状況																				
事業名	心身障害者福祉作業所運営助成			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業																				
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-03-02-04																				
現況				分析																					
心身障害者福祉作業所運営助成 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">山口市</th> <th style="text-align: center;">小郡町</th> <th style="text-align: center;">秋穂町</th> <th style="text-align: center;">阿知須町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>心身障害者福祉作業所 「さやか工房」 心身障害者福祉施設 「かがやき」</td> <td>心身障害者福祉作業所 「アミ-チ」</td> <td>心身障害者福祉作業所 「みのり苑」</td> <td>心身障害者福祉作業所 「希望の館」</td> </tr> <tr> <td>委託先</td> <td>・NPO法人 ・社会福祉協議会</td> <td>撞木の会</td> <td>「つくしの会」</td> <td>阿知須町社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>14年度実績</td> <td>運営費補助 12,754千円 (2箇所)</td> <td>運営費補助 6,850千円 家賃補助 2,700千円</td> <td>運営費補助 5,640千円</td> <td>運営費補助 5,800千円</td> </tr> </tbody> </table>					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	名称	心身障害者福祉作業所 「さやか工房」 心身障害者福祉施設 「かがやき」	心身障害者福祉作業所 「アミ-チ」	心身障害者福祉作業所 「みのり苑」	心身障害者福祉作業所 「希望の館」	委託先	・NPO法人 ・社会福祉協議会	撞木の会	「つくしの会」	阿知須町社会福祉協議会	14年度実績	運営費補助 12,754千円 (2箇所)	運営費補助 6,850千円 家賃補助 2,700千円	運営費補助 5,640千円	運営費補助 5,800千円	調整上の課題	
					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町																	
				名称	心身障害者福祉作業所 「さやか工房」 心身障害者福祉施設 「かがやき」	心身障害者福祉作業所 「アミ-チ」	心身障害者福祉作業所 「みのり苑」	心身障害者福祉作業所 「希望の館」																	
				委託先	・NPO法人 ・社会福祉協議会	撞木の会	「つくしの会」	阿知須町社会福祉協議会																	
14年度実績	運営費補助 12,754千円 (2箇所)	運営費補助 6,850千円 家賃補助 2,700千円	運営費補助 5,640千円	運営費補助 5,800千円																					
・徳地町を除く各市町に施設があり、運営費の算定基準に相違がある。																									
課題への対応																									
・運営費等の補助内容を勘案し、新市移行後、速やかに調整する。																									
調整案																									
				() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()																					

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	身体障害者(児)等関連事業																																																				
事業名	日常生活用具の給付・貸与			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業																																																				
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-03-04-01																																																				
現況				分析																																																					
<p>日常生活用具の給付・貸与</p> <p>(重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱、重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱)</p> <p>目的 在宅の重度身体障害者等に対し、浴そう等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。</p> <p>給付対象者 (1) 給付等の対象となる用具の種目は、「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、「障害及び程度」欄に掲げる身体障害者(児)、重度の知的障害児(者)(療育手帳A)及び難病患者とする。 (2) 用具の貸与の対象者は、(1)に掲げる身体障害者であって、所得税非課税世帯に属する者とする。</p> <p>主な用具の種目、給付対象者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>障害及び程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浴そう</td> <td>下肢又は体幹機能障害2級以上</td> </tr> <tr> <td>湯沸器</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>便器</td> <td>難病患者、下肢又は体幹2級以上</td> </tr> <tr> <td>視覚障害者用ポータブルレコーダー</td> <td>視覚障害2級以上</td> </tr> <tr> <td>盲人用時計</td> <td>触読 音声</td> </tr> <tr> <td>特殊便器</td> <td>上肢障害2級以上、療育手帳A</td> </tr> <tr> <td>特殊寝台</td> <td>下肢又は体幹機能障害2級以上、難病</td> </tr> <tr> <td>特殊マット</td> <td>下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る)、 難病患者、療育手帳A</td> </tr> <tr> <td>盲人用電卓</td> <td>視覚障害2級以上(就労している者又は主婦)</td> </tr> <tr> <td>電磁調理器</td> <td>視覚障害2級以上(盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯)、 療育手帳A</td> </tr> <tr> <td>歩行支援用具</td> <td>平衡、下肢又は体幹機能障害者であって家庭内の移動等において介助を必要とする者、難病</td> </tr> <tr> <td>入浴補助用具</td> <td>下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者、難病</td> </tr> <tr> <td>盲人用音声式体温計</td> <td>視覚障害2級以上(盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯)</td> </tr> <tr> <td>盲人用秤</td> <td>視覚障害2級以上(盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯)</td> </tr> <tr> <td>透析液加温器</td> <td>腎臓機能障害3級以上で腹膜透析を行う者</td> </tr> <tr> <td>重度障害者用意思伝達装置</td> <td>両上下肢機能の全廃及び言語機能を喪失した者で、必要が認められるもの</td> </tr> <tr> <td>ネブライザー</td> <td>呼吸器機能障害3級以上</td> </tr> <tr> <td>電気式たん吸引機</td> <td>"、難病</td> </tr> <tr> <td>点字図書</td> <td>主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害者用通信装置</td> <td>聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者で、必要が認められるもの</td> </tr> <tr> <td>訓練いす</td> <td>身体障害児(下肢又は体幹2級以上)</td> </tr> <tr> <td>文字放送デコーダ</td> <td>聴覚障害</td> </tr> <tr> <td>頭部保護帽</td> <td>療育手帳A</td> </tr> <tr> <td>特殊尿器</td> <td>下肢又は体幹1級、難病患者</td> </tr> <tr> <td>居宅生活活動補助用具(住宅改修)</td> <td>下肢又は体幹機能障害3級以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>自己負担額 補装具の自己負担の例による</p>				種目	障害及び程度	浴そう	下肢又は体幹機能障害2級以上	湯沸器	"	便器	難病患者、下肢又は体幹2級以上	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上	盲人用時計	触読 音声	特殊便器	上肢障害2級以上、療育手帳A	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上、難病	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る)、 難病患者、療育手帳A	盲人用電卓	視覚障害2級以上(就労している者又は主婦)	電磁調理器	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯)、 療育手帳A	歩行支援用具	平衡、下肢又は体幹機能障害者であって家庭内の移動等において介助を必要とする者、難病	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者、難病	盲人用音声式体温計	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	盲人用秤	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で腹膜透析を行う者	重度障害者用意思伝達装置	両上下肢機能の全廃及び言語機能を喪失した者で、必要が認められるもの	ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上	電気式たん吸引機	"、難病	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者で、必要が認められるもの	訓練いす	身体障害児(下肢又は体幹2級以上)	文字放送デコーダ	聴覚障害	頭部保護帽	療育手帳A	特殊尿器	下肢又は体幹1級、難病患者	居宅生活活動補助用具(住宅改修)	下肢又は体幹機能障害3級以上	<p style="text-align: center;">調整上の課題</p> <p>・新市になると、現在の町分の負担割合が1/4から1/2となる。</p> <p>現在の負担割合 市 国1/2・市1/2 町 国1/2・県1/4・町1/4</p> <p style="text-align: center;">課題への対応</p> <p>・国制度に基づく補助事業であり、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p style="text-align: center;">調整案</p> <p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>	
種目	障害及び程度																																																								
浴そう	下肢又は体幹機能障害2級以上																																																								
湯沸器	"																																																								
便器	難病患者、下肢又は体幹2級以上																																																								
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上																																																								
盲人用時計	触読 音声																																																								
特殊便器	上肢障害2級以上、療育手帳A																																																								
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上、難病																																																								
特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る)、 難病患者、療育手帳A																																																								
盲人用電卓	視覚障害2級以上(就労している者又は主婦)																																																								
電磁調理器	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯)、 療育手帳A																																																								
歩行支援用具	平衡、下肢又は体幹機能障害者であって家庭内の移動等において介助を必要とする者、難病																																																								
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者、難病																																																								
盲人用音声式体温計	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯)																																																								
盲人用秤	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯)																																																								
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で腹膜透析を行う者																																																								
重度障害者用意思伝達装置	両上下肢機能の全廃及び言語機能を喪失した者で、必要が認められるもの																																																								
ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上																																																								
電気式たん吸引機	"、難病																																																								
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者																																																								
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者で、必要が認められるもの																																																								
訓練いす	身体障害児(下肢又は体幹2級以上)																																																								
文字放送デコーダ	聴覚障害																																																								
頭部保護帽	療育手帳A																																																								
特殊尿器	下肢又は体幹1級、難病患者																																																								
居宅生活活動補助用具(住宅改修)	下肢又は体幹機能障害3級以上																																																								

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	身体障害者(児)等関連事業																																																																																																																																																																										
事業名	スポーツ等への参加促進	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業																																																																																																																																																																										
専門部会名	福祉部会			コード	19-03-04-02																																																																																																																																																																										
現況				分析																																																																																																																																																																											
心身障害者(児)スポーツ・レクリエーション等参加促進事業				調整上の課題																																																																																																																																																																											
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> <th>開催日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口市長杯西日本障害者ソフトボール大会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7月28日</td> </tr> <tr> <td>山口市身体障害者レクリエーション大会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>12月9日</td> </tr> <tr> <td>第14回全国身障ゲートボール大会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5月29日～5月31日</td> </tr> <tr> <td>第3回県障害者交流ボウリング大会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8月25日</td> </tr> <tr> <td>第8回県障害者ゲートボール大会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10月7日</td> </tr> <tr> <td>身障者更生レクリエーション</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7月18日</td> </tr> <tr> <td>つくしの会レクリエーション</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>12月6日</td> </tr> <tr> <td>町身障更生会研修会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4月29日</td> </tr> <tr> <td>県障害者囲碁・オセロ大会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8月4日</td> </tr> <tr> <td>県身障者ゲートボール大会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9月29日</td> </tr> <tr> <td>厚狭地域身障者福祉協会研修</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10月23日</td> </tr> <tr> <td>町身障更生会・手親の会合同研修会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>11月2日</td> </tr> <tr> <td>身体障害者福祉啓発事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9月21日 2月26日</td> </tr> <tr> <td>山口県障害者スポーツ大会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5月19日</td> </tr> <tr> <td>中部地区身体障害者福祉体育大会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9月21日</td> </tr> </tbody> </table>				事業の名称	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	開催日	山口市長杯西日本障害者ソフトボール大会						7月28日	山口市身体障害者レクリエーション大会						12月9日	第14回全国身障ゲートボール大会						5月29日～5月31日	第3回県障害者交流ボウリング大会						8月25日	第8回県障害者ゲートボール大会						10月7日	身障者更生レクリエーション						7月18日	つくしの会レクリエーション						12月6日	町身障更生会研修会						4月29日	県障害者囲碁・オセロ大会						8月4日	県身障者ゲートボール大会						9月29日	厚狭地域身障者福祉協会研修						10月23日	町身障更生会・手親の会合同研修会						11月2日	身体障害者福祉啓発事業						9月21日 2月26日	山口県障害者スポーツ大会						5月19日	中部地区身体障害者福祉体育大会						9月21日	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>市町</th> <th>参加者数</th> <th>補助金</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">山口市</td> <td>300名</td> <td>参加賞</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100名</td> <td>20,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小郡町</td> <td>5名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">秋穂町</td> <td>40名</td> <td>105,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20名</td> <td>88,950円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">阿知須町</td> <td>34名</td> <td rowspan="4">585,000円</td> <td rowspan="4">委託料で支出</td> </tr> <tr> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>7名</td> </tr> <tr> <td>10名</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">徳地町</td> <td>40名</td> <td>244,000円</td> <td>委託料で支出</td> </tr> <tr> <td>20名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>秋穂町</td> <td>25名</td> <td>67,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>阿知須町</td> <td>16名</td> <td>同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小郡町</td> <td>45名</td> <td></td> <td>(バス借上げは町負担)</td> </tr> <tr> <td>徳地町</td> <td>26名</td> <td>80,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		市町	参加者数	補助金	備考	山口市	300名	参加賞		100名	20,000円		小郡町	5名			8名			5名			秋穂町	40名	105,000円		20名	88,950円		阿知須町	34名	585,000円	委託料で支出	2名	7名	10名	徳地町	40名	244,000円	委託料で支出	20名			秋穂町	25名	67,200円		阿知須町	16名	同上		小郡町	45名		(バス借上げは町負担)	徳地町	26名	80,000円	
事業の名称	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	開催日																																																																																																																																																																									
山口市長杯西日本障害者ソフトボール大会						7月28日																																																																																																																																																																									
山口市身体障害者レクリエーション大会						12月9日																																																																																																																																																																									
第14回全国身障ゲートボール大会						5月29日～5月31日																																																																																																																																																																									
第3回県障害者交流ボウリング大会						8月25日																																																																																																																																																																									
第8回県障害者ゲートボール大会						10月7日																																																																																																																																																																									
身障者更生レクリエーション						7月18日																																																																																																																																																																									
つくしの会レクリエーション						12月6日																																																																																																																																																																									
町身障更生会研修会						4月29日																																																																																																																																																																									
県障害者囲碁・オセロ大会						8月4日																																																																																																																																																																									
県身障者ゲートボール大会						9月29日																																																																																																																																																																									
厚狭地域身障者福祉協会研修						10月23日																																																																																																																																																																									
町身障更生会・手親の会合同研修会						11月2日																																																																																																																																																																									
身体障害者福祉啓発事業						9月21日 2月26日																																																																																																																																																																									
山口県障害者スポーツ大会						5月19日																																																																																																																																																																									
中部地区身体障害者福祉体育大会						9月21日																																																																																																																																																																									
市町	参加者数	補助金	備考																																																																																																																																																																												
山口市	300名	参加賞																																																																																																																																																																													
	100名	20,000円																																																																																																																																																																													
小郡町	5名																																																																																																																																																																														
	8名																																																																																																																																																																														
	5名																																																																																																																																																																														
秋穂町	40名	105,000円																																																																																																																																																																													
	20名	88,950円																																																																																																																																																																													
阿知須町	34名	585,000円	委託料で支出																																																																																																																																																																												
	2名																																																																																																																																																																														
	7名																																																																																																																																																																														
	10名																																																																																																																																																																														
徳地町	40名	244,000円	委託料で支出																																																																																																																																																																												
	20名																																																																																																																																																																														
秋穂町	25名	67,200円																																																																																																																																																																													
阿知須町	16名	同上																																																																																																																																																																													
小郡町	45名		(バス借上げは町負担)																																																																																																																																																																												
徳地町	26名	80,000円																																																																																																																																																																													
				課題への対応																																																																																																																																																																											
				<p>・各市町で、心身障害者(児)に対するスポーツ、レクリエーション等の参加促進事業を実施している。</p> <p>・参加促進事業について類似するものは、統一の方向で、速やかに調整する。 ・障害者関係団体への助成(19-03-08-01)とあわせて調整を行うものとする。</p>																																																																																																																																																																											
				調整案																																																																																																																																																																											
<p>小郡町の町身体障害者福祉更生会の補助金には、スポーツ参加促進費3万円が含まれている。</p>				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																																																																																																																																																																											

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	身体障害者(児)等関連事業																										
事業名	心身障害児母子通園訓練			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業																										
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-03-04-03																										
現況				分析																											
<p>心身障害児母子通園訓練</p> <p>心身に障害があり又は心身に障害があると疑われる児童をその保護者とともに対象施設に通わせ、日常生活訓練、機能訓練その他の療育訓練を行うことにより、障害の除去又は軽減を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">山口市</th> <th style="text-align: center;">小郡町</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>4歳に満たない児童(原則)</td> <td>未就学児</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">秋穂町・阿知須町・徳地町 該当なし</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>委託(社会福祉協議会)</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業内容</td> <td>(1) 日常動作訓練、集団訓練、運動訓練、言語訓練及び医学的な指導を行う</td> <td>(1) 日常動作訓練、集団訓練、運動訓練、言語訓練及び医学的な指導を行う</td> </tr> <tr> <td>(2) 保護者に対し、家庭内における療育訓練の方法を指導すること</td> <td>(2) 保護者に対し、家庭内における療育訓練の方法を指導すること</td> </tr> <tr> <td>(3) 保護者に対し、電話等による相談指導を行う</td> <td>(3) その他、早期療育に必要な訓練を行う</td> </tr> <tr> <td>(4) その他、早期療育に必要な訓練を行う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>1週間に概ね1回程度</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>平成14年度実績</td> <td>11組</td> <td>7組</td> </tr> </tbody> </table>					山口市	小郡町		対象者	4歳に満たない児童(原則)	未就学児	秋穂町・阿知須町・徳地町 該当なし	実施主体	委託(社会福祉協議会)	町	事業内容	(1) 日常動作訓練、集団訓練、運動訓練、言語訓練及び医学的な指導を行う	(1) 日常動作訓練、集団訓練、運動訓練、言語訓練及び医学的な指導を行う	(2) 保護者に対し、家庭内における療育訓練の方法を指導すること	(2) 保護者に対し、家庭内における療育訓練の方法を指導すること	(3) 保護者に対し、電話等による相談指導を行う	(3) その他、早期療育に必要な訓練を行う	(4) その他、早期療育に必要な訓練を行う		実施回数	1週間に概ね1回程度	同左	平成14年度実績	11組	7組	調整上の課題	
					山口市	小郡町																									
				対象者	4歳に満たない児童(原則)	未就学児	秋穂町・阿知須町・徳地町 該当なし																								
				実施主体	委託(社会福祉協議会)	町																									
				事業内容	(1) 日常動作訓練、集団訓練、運動訓練、言語訓練及び医学的な指導を行う	(1) 日常動作訓練、集団訓練、運動訓練、言語訓練及び医学的な指導を行う																									
(2) 保護者に対し、家庭内における療育訓練の方法を指導すること	(2) 保護者に対し、家庭内における療育訓練の方法を指導すること																														
(3) 保護者に対し、電話等による相談指導を行う	(3) その他、早期療育に必要な訓練を行う																														
(4) その他、早期療育に必要な訓練を行う																															
実施回数	1週間に概ね1回程度	同左																													
平成14年度実績	11組	7組																													
				<p>・山口市は県補助事業、小郡町は単独事業での実施である。</p>																											
				課題への対応																											
				<p>・県補助事業については、新市においても実施することとし、山口市の例により調整する。単独事業については、新市移行後、調整する。</p>																											
				調整案																											
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 山口市の例により調整する。ただし、単独事業については、速やかに調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>																											

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉		中項目	障害児(者)福祉の状況		小項目	身体障害者(児)等関連事業																																					
事業名	福祉タクシー		分科会名	高齢者・障害者福祉分科会		協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業																																					
専門部会名	福祉部会		分科会名	高齢者・障害者福祉分科会		コード	19-03-04-04																																					
現況						分析																																						
福祉タクシー						調整上の課題																																						
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>・身障手帳3級以上の者 ・療育手帳A</td> <td>・身障手帳6級以上の者 ・療育手帳A又はB ・保健福祉手帳3級以上の者</td> <td>・身障手帳4級以上の者 ・療育手帳の交付を受けた者 ・保健福祉手帳の交付を受けた者</td> <td>・第1種身障手帳保持者 ・療育手帳A ・人工透析を受ける者 ・保健福祉手帳所持者、精神障害(支給事由)の年金受給者</td> <td>・身障手帳3級以上の者 ・療育手帳の交付を受けた者</td> </tr> <tr> <td>助成の範囲</td> <td>タクシーの1回の利用ごとに基本料金相当額を助成(小型)</td> <td>タクシーの1回の利用につき、乗車料金の3.5割の額を補助</td> <td>タクシーの1回の利用につき、乗車料金の2割の額を補助(10円未満の端数は利用者負担)</td> <td>タクシーの1回の利用ごとに基本料金相当額を助成</td> <td>タクシーの1回の利用につき、乗車料金の3割の額を補助(10円未満の端数は利用者負担)</td> </tr> <tr> <td>タクシー利用券</td> <td>年間48枚以内 週2回の通院により透析を受けている者48枚以内、週3回の場合は96枚以内で追加</td> <td>制限なし</td> <td>制限なし</td> <td>年間60回</td> <td>年間48枚以内</td> </tr> <tr> <td>平成14年度実績</td> <td>延べ件数 29,595件 決算額 16,574千円</td> <td>延べ件数 7,742件 決算額 2,983千円</td> <td>延べ件数 1,500件 決算額 757千円</td> <td>延べ件数 564件 決算額 312千円</td> <td>延べ件数 806件 決算額 552千円</td> </tr> </tbody> </table>						区分	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	対象者	・身障手帳3級以上の者 ・療育手帳A	・身障手帳6級以上の者 ・療育手帳A又はB ・保健福祉手帳3級以上の者	・身障手帳4級以上の者 ・療育手帳の交付を受けた者 ・保健福祉手帳の交付を受けた者	・第1種身障手帳保持者 ・療育手帳A ・人工透析を受ける者 ・保健福祉手帳所持者、精神障害(支給事由)の年金受給者	・身障手帳3級以上の者 ・療育手帳の交付を受けた者	助成の範囲	タクシーの1回の利用ごとに基本料金相当額を助成(小型)	タクシーの1回の利用につき、乗車料金の3.5割の額を補助	タクシーの1回の利用につき、乗車料金の2割の額を補助(10円未満の端数は利用者負担)	タクシーの1回の利用ごとに基本料金相当額を助成	タクシーの1回の利用につき、乗車料金の3割の額を補助(10円未満の端数は利用者負担)	タクシー利用券	年間48枚以内 週2回の通院により透析を受けている者48枚以内、週3回の場合は96枚以内で追加	制限なし	制限なし	年間60回	年間48枚以内	平成14年度実績	延べ件数 29,595件 決算額 16,574千円	延べ件数 7,742件 決算額 2,983千円	延べ件数 1,500件 決算額 757千円	延べ件数 564件 決算額 312千円	延べ件数 806件 決算額 552千円	<p>・各市町で実施しているが、対象者に相違がある。</p> <p>・山口市、阿知須町は、基本料金を助成、小郡町、秋穂町、徳地町は乗車料金の一定割合を助成している。</p>		
						区分	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																																	
						対象者	・身障手帳3級以上の者 ・療育手帳A	・身障手帳6級以上の者 ・療育手帳A又はB ・保健福祉手帳3級以上の者	・身障手帳4級以上の者 ・療育手帳の交付を受けた者 ・保健福祉手帳の交付を受けた者	・第1種身障手帳保持者 ・療育手帳A ・人工透析を受ける者 ・保健福祉手帳所持者、精神障害(支給事由)の年金受給者	・身障手帳3級以上の者 ・療育手帳の交付を受けた者																																	
						助成の範囲	タクシーの1回の利用ごとに基本料金相当額を助成(小型)	タクシーの1回の利用につき、乗車料金の3.5割の額を補助	タクシーの1回の利用につき、乗車料金の2割の額を補助(10円未満の端数は利用者負担)	タクシーの1回の利用ごとに基本料金相当額を助成	タクシーの1回の利用につき、乗車料金の3割の額を補助(10円未満の端数は利用者負担)																																	
タクシー利用券	年間48枚以内 週2回の通院により透析を受けている者48枚以内、週3回の場合は96枚以内で追加	制限なし	制限なし	年間60回	年間48枚以内																																							
平成14年度実績	延べ件数 29,595件 決算額 16,574千円	延べ件数 7,742件 決算額 2,983千円	延べ件数 1,500件 決算額 757千円	延べ件数 564件 決算額 312千円	延べ件数 806件 決算額 552千円																																							
						課題への対応																																						
						<p>・福祉タクシーの助成については、助成方式(基本料金助成又は定率補助或いは選択制)、対象範囲を含めて、新市移行後、速やかに検討する。</p>																																						
						調整案																																						
						<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>																																						

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	身体障害者(児)等関連事業
事業名	重度心身障害者通院通所交通費助成			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-03-04-05
現況				分析	
<p>人工透析者通院費助成</p> <p>通院により透析治療を受ける者に対し、通院にかかる費用の一部を助成することにより、対象者の生活の便宜を図り、障害者福祉の増進を図る。</p> <p>対象者：町内に居住地を有する身体障害者で、透析治療を受けている者</p> <p>助成範囲：通院の手段を問わず、バス運賃から他制度による助成額を控除した額の半額を助成するものとする。</p> <p>14年度実績： 321,930円</p> <p>【根拠法令等】 徳地町人工透析者通院費助成要綱</p>				調整上の課題	
				<p>・徳地町の実施。</p>	
				課題への対応	
<p>・福祉タクシー助成制度と関連して検討する必要があるが、地域性を考慮して当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p>					
調整案					
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	身体障害者(児)等関連事業																														
事業名	ガイドヘルパー派遣			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業																														
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-03-04-06																														
現況				分析																															
<p>ガイドヘルパー派遣</p> <p>目的：重度の視覚障害者及び脳性まひ者等全身性障害者で社会生活上外出することが必要不可欠な場合において、付添いする者がいないため、支障があるときに身体障害者ガイドヘルパーを派遣し、付き添いを行うことにより、身体障害者の援護を図る。</p> <p>実施主体：市・町</p> <p>派遣対象者：市内に居住する重度の視覚障害者及び脳性まひ者等全身性障害者とし市町村役場、福祉事務所等公的機関及び医療機関へ赴くなど社会生活上外出が必要不可欠な場合、又は社会参加促進の観点から市・町長が特に認める外出において、付添いを必要とする場合とする。 ただし、日常生活上必要な外出のうち、通勤、営業活動等の経済的活動に係る外出、通勤等の通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上、本制度を適用することが適当でない外出を除く。</p> <p>利用者費用負担：身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等を受けた場合に、身体障害者及びその扶養義務者が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じた額とする。 (支援費制度 平成15年4月1日施行)</p>				<p style="text-align: center;">調整上の課題</p> <p>・各市町とも、15年度から支援費制度での事業実施で、相違なし。</p>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録ガイドヘルパー数</td> <td>87人</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>被派遣対象者数</td> <td>31人</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>派遣延べ回数</td> <td>1,329回</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>派遣延べ時間</td> <td>3944.5時間</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	登録ガイドヘルパー数	87人	-	-	-	-	被派遣対象者数	31人	-	-	-	-	派遣延べ回数	1,329回	-	-	-	-	派遣延べ時間	3944.5時間	-	-	-	-	課題への対応	
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																														
登録ガイドヘルパー数	87人	-	-	-	-																														
被派遣対象者数	31人	-	-	-	-																														
派遣延べ回数	1,329回	-	-	-	-																														
派遣延べ時間	3944.5時間	-	-	-	-																														
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px;"> <p>支援費制度</p> <p>利用者自らがサービスを選択し、事業者等と契約してサービスを利用します。サービスを利用した場合は、市町と利用者で費用を負担します。(支援費とは市町が支払う費用のことです)</p> <p>国の制度であるので、市町の負担する割合は同一となります。</p> </div>				<p>・支援費制度に基づき実施する。</p>																															
調整案				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>																															

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	身体障害者(児)等関連事業																														
事業名	心身障害者・難病患者等ホームヘルプサービス			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業																														
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-03-04-07																														
現況				分析																															
<p>心身障害者・難病患者等ホームヘルプサービス</p> <p>在宅で、心身の障害、疾病等の理由により日常生活を営むのに支障がある重度の心身障害者・児等に対して適切な家事、介護等の日常生活の世話をを行い、障害者等が健全で安らかな生活を営むことができるように援助する。</p> <p>サービスの内容</p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">身体介護に関すること</td> <td style="text-align: center;">家事に関すること</td> <td style="text-align: center;">相談、助言、指導に関すること</td> </tr> <tr> <td>ア 食事の介護 イ 排泄の介護 ウ 衣類着脱の介護 エ 入浴の介護 オ 身体の清拭、洗髪 カ 通院等の介助その他必要な身体介護</td> <td>ア 調理 イ 衣類の洗濯、補修 ウ 住宅等の掃除、整理整頓 エ 生活必需品の買い物 オ 関係機関との連絡 カ その他必要な家事</td> <td>ア 生活、身上、介護に関する相談、助言指導 イ その他必要な相談、助言指導</td> </tr> </table> <p>○ 心身障害者利用者費用負担(支援費制度 平成15年4月1日施行) 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等を受けた場合に、身体障害者及びその扶養義務者が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じた額とする。</p> <p>○ 難病患者等利用者費用負担(難病患者等は支援費の対象となるサービスではない。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">利用世帯の階層区分</th> <th>利用者負担額(1時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>生計中心者が前年所得税非課税世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯</td> <td>850円</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯</td> <td>950円</td> </tr> </tbody> </table>				身体介護に関すること	家事に関すること	相談、助言、指導に関すること	ア 食事の介護 イ 排泄の介護 ウ 衣類着脱の介護 エ 入浴の介護 オ 身体の清拭、洗髪 カ 通院等の介助その他必要な身体介護	ア 調理 イ 衣類の洗濯、補修 ウ 住宅等の掃除、整理整頓 エ 生活必需品の買い物 オ 関係機関との連絡 カ その他必要な家事	ア 生活、身上、介護に関する相談、助言指導 イ その他必要な相談、助言指導	利用世帯の階層区分		利用者負担額(1時間)	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円	C	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	250円	D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	400円	E	生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯	650円	F	生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯	850円	G	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	950円	<p style="text-align: center;">調整上の課題</p> <p>・平成15年度から支援費制度に移行され、各市町とも所得に応じた利用者負担額となっている。</p> <p style="text-align: center;">課題への対応</p> <p>・支援費制度に基づき実施する。</p> <p style="text-align: center;">調整案</p> <p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>	
身体介護に関すること	家事に関すること	相談、助言、指導に関すること																																	
ア 食事の介護 イ 排泄の介護 ウ 衣類着脱の介護 エ 入浴の介護 オ 身体の清拭、洗髪 カ 通院等の介助その他必要な身体介護	ア 調理 イ 衣類の洗濯、補修 ウ 住宅等の掃除、整理整頓 エ 生活必需品の買い物 オ 関係機関との連絡 カ その他必要な家事	ア 生活、身上、介護に関する相談、助言指導 イ その他必要な相談、助言指導																																	
利用世帯の階層区分		利用者負担額(1時間)																																	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円																																	
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円																																	
C	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	250円																																	
D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	400円																																	
E	生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯	650円																																	
F	生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯	850円																																	
G	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	950円																																	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	身体障害者(児)等関連事業																																																																																				
事業名	身体障害者・難病患者等ショートステイ			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業																																																																																				
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-03-04-08																																																																																				
現況				分析																																																																																					
<p>身体障害者・難病患者等ショートステイ</p> <p>目的 重度身体障害者、難病患者(「重度身体障害者等」という。)の介護を行う者の疾病その他の理由により、当該重度身体障害者等が居宅において介護を受けることができず一時的な保護を必要とする場合に、当該重度身体障害者等を一時的に身体障害者更生援護施設等に保護し、もってこれら居宅の重度身体障害者等及びその家族の福祉の向上を図る。</p> <p>対象者 在宅の重度身体障害者等</p> <p>実施施設等 重度身体障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切に保護することができるあらかじめ市町村長が指定した身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設等とする。</p> <p>保護の要件 (1) 重度身体障害者等の介護を行う者が次に掲げる理由により、その居宅において重度身体障害者等を介護できないため、施設に一時的に保護する必要があると市町村長が認めた場合 ア) 社会的理由 疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、失踪、出張、転勤、看護、学校等の公的行事へ参加 イ) 私的理由</p> <p>保護の期間 原則として7日以内。ただし、市町村長が診断書等により内容審査の結果、保護期間の延長が真にやむを得ないと認める場合には、必要最小限の範囲で延長することができるものとする。</p> <p>利用者費用負担 ○ 身体障害者(支援費制度 平成15年4月1日施行) 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等を受けた場合に、身体障害者及びその扶養義務者が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じた額とする。</p> <p>○ 難病患者等(支援費の対象となるサービスではない。)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>要件</th> <th>利用者負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生保世帯</td> <td>社会的理由</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>私的理由</td> <td>1,550円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の世帯</td> <td>社会的理由</td> <td>1,550円</td> </tr> <tr> <td>私的理由</td> <td>1,550円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	要件	利用者負担額	生保世帯	社会的理由	0円	私的理由	1,550円	その他の世帯	社会的理由	1,550円	私的理由	1,550円	調整上の課題																																																																								
				区分	要件	利用者負担額																																																																																			
				生保世帯	社会的理由	0円																																																																																			
私的理由	1,550円																																																																																								
その他の世帯	社会的理由	1,550円																																																																																							
	私的理由	1,550円																																																																																							
課題への対応		・支援費制度に基づき実施する。																																																																																							
<p>平成14年度実績</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">市町名</th> <th colspan="4">身体障害者</th> <th colspan="4">難病患者</th> <th colspan="2">各市町計</th> </tr> <tr> <th colspan="2">社会的理由</th> <th colspan="2">私的理由</th> <th colspan="2">社会的理由</th> <th colspan="2">私的理由</th> <th rowspan="2">延人員</th> <th rowspan="2">延日数</th> </tr> <tr> <th>延人員</th> <th>延日数</th> <th>延人員</th> <th>延日数</th> <th>延人員</th> <th>延日数</th> <th>延人員</th> <th>延日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口市</td> <td>59</td> <td>308</td> <td>20</td> <td>89</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>79</td> <td>397</td> </tr> <tr> <td>小郡町</td> <td>10</td> <td>38</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>秋穂町</td> <td>1</td> <td>60</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>阿知須町</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>徳地町</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>				市町名	身体障害者				難病患者				各市町計		社会的理由		私的理由		社会的理由		私的理由		延人員	延日数	延人員	延日数	延人員	延日数	延人員	延日数	延人員	延日数	山口市	59	308	20	89	0	0	0	0	79	397	小郡町	10	38	0	0	0	0	0	0	10	38	秋穂町	1	60	0	0	0	0	0	0	1	60	阿知須町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	徳地町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	調整案	
					市町名	身体障害者				難病患者				各市町計																																																																											
社会的理由		私的理由				社会的理由		私的理由		延人員	延日数																																																																														
延人員	延日数	延人員	延日数	延人員		延日数	延人員	延日数																																																																																	
山口市	59	308	20	89	0	0	0	0	79	397																																																																															
小郡町	10	38	0	0	0	0	0	0	10	38																																																																															
秋穂町	1	60	0	0	0	0	0	0	1	60																																																																															
阿知須町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																															
徳地町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																															
				() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()																																																																																					

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	身体障害者(児)等関連事業														
事業名	障害児デイサービス事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業														
専門部会名	福祉分科会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-03-04-10														
現況				分析															
<p style="text-align: center;">障害児通園(デイサービス)事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">区分</td> <td style="width: 50%;">山口市</td> <td rowspan="4" style="width: 40%; text-align: center; vertical-align: middle;">小郡町・秋穂町・阿知須町・徳地町 該当なし</td> </tr> <tr> <td>実施施設</td> <td>しらさぎ学級</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>就学年齢に達していない者 医学的治療が先行していない者 親と同居して通級できる者</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>心身障害児の療育、日常生活訓練及び集団生活 適応訓練等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成14年 実績</td> <td>利用実人員</td> <td>23人</td> </tr> <tr> <td>利用延べ人員</td> <td>2,165人</td> </tr> </table>				区分	山口市	小郡町・秋穂町・阿知須町・徳地町 該当なし	実施施設	しらさぎ学級	対象者	就学年齢に達していない者 医学的治療が先行していない者 親と同居して通級できる者	事業内容	心身障害児の療育、日常生活訓練及び集団生活 適応訓練等	平成14年 実績	利用実人員	23人	利用延べ人員	2,165人	調整上の課題	
				区分	山口市		小郡町・秋穂町・阿知須町・徳地町 該当なし												
				実施施設	しらさぎ学級														
				対象者	就学年齢に達していない者 医学的治療が先行していない者 親と同居して通級できる者														
事業内容	心身障害児の療育、日常生活訓練及び集団生活 適応訓練等																		
平成14年 実績	利用実人員	23人																	
	利用延べ人員	2,165人																	
課題への対応		<p>・山口市で実施しているが、15年度から支援費制度に移行している。</p>																	
調整案		<p>・支援費制度に基づき実施する。</p>																	
調整案		<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	身体障害者(児)等関連事業												
事業名	障害児ショートステイ事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業												
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-03-04-11												
現況				分析													
<p>障害児ショートステイ事業</p> <p>(目的) 心身障害児を介護している家族が、疾病等の理由により家庭における介護が出来ない場合に、当該心身障害児を一時的に児童福祉施設等に保護し、これらの心身障害児及びその家族の福祉の向上を図る。</p> <p>(対象者) 在宅の障害児</p> <p>(実施機関等) この事業の実施の条件を備えている施設として知事が指定した児童福祉施設等。</p> <p>(保護の要件) 障害児及びその保護者について、次に掲げる理由により、一時的に保護又は指導する必要があると保護の実施機関の長が認定した場合。 1 社会的理由 疾病、出産、冠婚葬祭、事故等 2 私的理由 旅行、休息等</p> <p>(保護の期間) 原則として7日以内。ただし、重篤な疾病等により保護者がやむを得ない事情にあるときは、必要最小限の範囲で再決定できる。 また、保護者の負担軽減を図る観点から必要があると認められた場合は、宿泊を伴わない1日のうち一定時間帯に保護(日中受入れ)を行うことができる。</p> <p>平成14年度実績</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>山口市</td> <td>小郡町</td> <td>秋穂町</td> <td>阿知須町</td> <td>徳地町</td> </tr> <tr> <td>利用実人員</td> <td>19人</td> <td>3人</td> <td>1人</td> <td>0人</td> <td>2人</td> </tr> </table>					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	利用実人員	19人	3人	1人	0人	2人	調整上の課題	
					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町								
				利用実人員	19人	3人	1人	0人	2人								
<p>・14年度までは、県事業であったが、15年度から市町村が支援費制度により実施している。</p>																	
				課題への対応													
				<p>・支援費制度に基づき実施する。</p>													
				調整案													
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>													

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	身体障害者(児)等関連事業												
事業名	心身障害児(者)デイケア推進事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業												
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-03-04-12												
現況				分析													
<p>心身障害児(者)デイケア推進事業</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">山口市</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>6歳～概ね30歳までの身障手帳・療育手帳所持者で、通所できる者</td> </tr> <tr> <td>委託先</td> <td>NPO法人山口ウッドムーンネットワーク</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>日常生活訓練、療育訓練等</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>1日当たり15人程度</td> </tr> <tr> <td>平成14年度実績</td> <td>在籍数 46人 委託料 16,159千円</td> </tr> </table>					山口市	対象者	6歳～概ね30歳までの身障手帳・療育手帳所持者で、通所できる者	委託先	NPO法人山口ウッドムーンネットワーク	事業内容	日常生活訓練、療育訓練等	実施回数	1日当たり15人程度	平成14年度実績	在籍数 46人 委託料 16,159千円	調整上の課題	
					山口市												
				対象者	6歳～概ね30歳までの身障手帳・療育手帳所持者で、通所できる者												
				委託先	NPO法人山口ウッドムーンネットワーク												
事業内容	日常生活訓練、療育訓練等																
実施回数	1日当たり15人程度																
平成14年度実績	在籍数 46人 委託料 16,159千円																
<p>・山口市のみの実施である。</p>																	
<p>学齢障害児ミニデイサービス推進事業 山口市実施</p> <p>・休日を活用して日常生活訓練や機能回復訓練を行う。 ・委託先：NPO法人山口ウッドムーンネットワーク(14年度実績) 委託料 1,456千円</p>				課題への対応													
				<p>・デイケア事業については、新市で実施することとし、山口市の例により調整する。</p>													
				調整案													
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>													

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	身体障害者(児)等関連事業
事業名	福祉機器リサイクル事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-03-04-15
現況				分析	
<p>福祉機器リサイクル事業</p> <p>(事業内容) 市民の方が在宅で使用していた介護用品を寄贈していただき、2年間の期間内において、無料で貸し出す。</p> <p>(委託先) 山口市社会福祉協議会</p> <p>(事業費) 1,690千円</p>				調整上の課題	
				<p>・山口市だけの事業である。</p>	
				課題への対応	
				<p>・リサイクル促進の観点から、新市で実施する。</p>	
				調整案	
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 山口市の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	身体障害者(児)等関連事業																																																				
事業名	心身障害者扶養共済制度掛金助成			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業																																																				
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-03-04-22																																																				
現況				分析																																																					
<p>山口県心身障害者扶養共済制度(山口県心身障害者扶養共済制度条例)</p> <p>(目的) 心身障害者を扶養する者が、その生存中一定の掛金を拠出し、その死亡、重度障害を保険事故として、心身障害者に終身年金を支給し、保護者が亡き後の心身障害者の生活の安定と福祉の増進を図るものです。</p> <p>(加入資格) 心身障害者の保護者(配偶者(内縁を含む)父母、兄弟姉妹、祖父母その他の親族等で現に心身障害者を扶養している者をいう。)であって加入時において次の要件を満たす者 ア 山口県内に住所を有すること。 イ 65歳未満であること。 ウ 生命保険契約の被保険者となれないような特別疾病又は障害を有しないこと。</p> <p>(心身障害者の範囲) この制度の対象となる心身障害者は、次の各号のいずれかに該当する者で、将来独立自立自活することが困難であると認められる者。 ア 知的障害者 イ 身体障害者福祉法施行規則別表第5号(身体障害者障害程度等級表)に定める1級から3級までのいずれかに該当する障害のある者 ウ 精神又は身体に永続的な障害を有する者で、その障害の程度が前2号に掲げるものと同程度と認められる者</p> <p>(保険料) 保険料は加入時年齢に応じて1口につき次表のとおりとなっています。(2口まで加入可)</p> <table border="1"> <tr> <th>加入時年齢</th> <th>~34歳</th> <th>35歳~39歳</th> <th>40歳~44歳</th> <th>45歳~49歳</th> <th>50歳~54歳</th> <th>55歳~59歳</th> <th>60歳~64歳</th> </tr> <tr> <td>掛金(1口あたり) (加入時年齢により掛金固定)</td> <td>3,500円</td> <td>4,500円</td> <td>6,000円</td> <td>7,400円</td> <td>8,900円</td> <td>10,800円</td> <td>13,300円</td> </tr> </table> <p>20年以上この制度に加入し、かつ、年齢が65歳以上の者は、掛金の納付を免除されます。</p> <p>(各市町の保険料の助成制度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口市</td> <td>年度内の掛け金完納者に対して、月額2,500円を上限として掛け金の2分の1を助成</td> </tr> <tr> <td>小郡町</td> <td>小郡町に住所を有し身体障害者手帳1級から3級又は養育手帳AもしくはBの該当者の保護者で共済掛金を納付したものは当該共済1口分の掛金の3分の1以内</td> </tr> <tr> <td>秋穂町</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>阿知須町</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>徳地町</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成14年度実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th colspan="3">実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口市</td> <td>対象者数</td> <td>65人</td> <td>補助金額 1,828,000円</td> </tr> <tr> <td>小郡町</td> <td>対象者数</td> <td>5人</td> <td>補助金額 133,400円</td> </tr> <tr> <td>秋穂町</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>阿知須町</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>徳地町</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				加入時年齢	~34歳	35歳~39歳	40歳~44歳	45歳~49歳	50歳~54歳	55歳~59歳	60歳~64歳	掛金(1口あたり) (加入時年齢により掛金固定)	3,500円	4,500円	6,000円	7,400円	8,900円	10,800円	13,300円	市町名	助成額	山口市	年度内の掛け金完納者に対して、月額2,500円を上限として掛け金の2分の1を助成	小郡町	小郡町に住所を有し身体障害者手帳1級から3級又は養育手帳AもしくはBの該当者の保護者で共済掛金を納付したものは当該共済1口分の掛金の3分の1以内	秋穂町	なし	阿知須町	なし	徳地町	なし	市町名	実績			山口市	対象者数	65人	補助金額 1,828,000円	小郡町	対象者数	5人	補助金額 133,400円	秋穂町	なし			阿知須町	なし			徳地町	なし			<p style="text-align: center;">調整上の課題</p> <p>・山口市、小郡町で実施しているが、助成基準等が相違する。</p>	
加入時年齢	~34歳	35歳~39歳	40歳~44歳	45歳~49歳	50歳~54歳	55歳~59歳	60歳~64歳																																																		
掛金(1口あたり) (加入時年齢により掛金固定)	3,500円	4,500円	6,000円	7,400円	8,900円	10,800円	13,300円																																																		
市町名	助成額																																																								
山口市	年度内の掛け金完納者に対して、月額2,500円を上限として掛け金の2分の1を助成																																																								
小郡町	小郡町に住所を有し身体障害者手帳1級から3級又は養育手帳AもしくはBの該当者の保護者で共済掛金を納付したものは当該共済1口分の掛金の3分の1以内																																																								
秋穂町	なし																																																								
阿知須町	なし																																																								
徳地町	なし																																																								
市町名	実績																																																								
山口市	対象者数	65人	補助金額 1,828,000円																																																						
小郡町	対象者数	5人	補助金額 133,400円																																																						
秋穂町	なし																																																								
阿知須町	なし																																																								
徳地町	なし																																																								
				課題への対応																																																					
				<p>・加入者が納付した1口目の共済掛金の1/2を助成することとし、調整する。</p>																																																					
				調整案																																																					
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																																																					

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	身体障害者(児)関連事業	
事業名	補装具の給付・修理			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業	
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-03-05-01	
現況				分析		
補装具の給付・修理 (身体障害者福祉法第20条、児童福祉法第21条の6) 身体障害者(児)の失われた部位、欠陥のある部分を補って必要な身体機能を獲得しあるいは補うために用いる用具(補装具)の交付及び修理 補装具の種類(主なもの) ア 視覚障害者用 盲人安全杖、義眼、眼鏡、点字器 イ 聴覚障害者用 補聴器 ウ 音声、言語機能障害者用 人工喉頭(電気式含む) エ 肢体不自由者用 義手、義足、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助杖、収尿器				調整上の課題		
費用徴収額(身体障害者福祉法施行細則準則について 別表第1 徴収基準額表)				課題への対応		
世帯階層区分		者		児		
		徴収基準月額	加算基準額	徴収基準月額	加算基準額	
A	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	1,100	110	
C1	所得税非課税世帯	市町村民税均等割のみ課税世帯	2,250	450	2,250	230
C2	課税世帯	市町村民税所得割課税世帯	2,900	580	2,900	290
D1	所得課税世帯	前年分所得税 4,800円以下	3,450	690	3,450	350
D2		" 4,801円~9,600円	3,800	760	3,800	380
D3		" 9,601円~16,800円	4,250	850	4,250	430
D4		" 16,801円~24,000円	4,700	940	4,700	470
D5		" 24,001円~32,400円	5,500	1,100	5,500	550
D6		" 32,401円~42,000円	6,250	1,250	6,250	630
D7		" 42,001円~92,400円	8,100	1,620	8,100	810
D8		" 92,401円~120,000円	9,350	1,870	9,350	940
D9		" 120,001円~156,000円	11,550	2,310	11,550	1,160
D10		" 156,001円~198,000円	13,750	2,750	13,750	1,380
D11		" 198,001円~287,500円	17,850	3,570	17,850	1,790
D12		" 287,501円~397,000円	22,000	4,400	22,000	2,200
D13		" 397,001円~929,400円	26,150	5,230	26,150	2,620
D14		" 929,401円~1,500,000円	40,350	8,070	40,350	4,040
D15		" 1,500,001円~1,650,000円	42,500	8,500	42,500	4,250
D16		" 1,650,001円~2,260,000円	51,450	10,290	51,450	5,150
D17		" 2,260,001円~3,000,000円	61,250	12,250	61,250	6,130
D18		" 3,000,001円~3,960,000円	71,900	14,380	71,900	7,190
D19		" 3,960,001円~	全額	左の徴収基準月額の10%、ただしその額が17,120円に満たない場合は、17,120円	全額	左の徴収基準月額の10%、ただしその額が8,560円に満たない場合は、8,560円
山口市 【聴覚障害者の補聴器購入補助要綱】 ○目的：聴覚障害児及び生徒の学習効果を高めるため、補聴器購入費の助成を行う。 ○補助金交付：身体障害者福祉法第5に掲げる聴覚障害児童・生徒の保護者 ○児童福祉法第56条第1項第3号により支払った額の一部又は全部。				調整案		
				() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、単独事業については廃止の方向で検討する。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()		

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	身体障害者(児)関連事業																														
事業名	身体障害者デイサービス			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業																														
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-03-05-07																														
現況				分析																															
<p>身体障害者デイサービス</p> <p>(目的) 身体障害者の自立の促進、生活の改善、身体の機能の維持向上等を図ることができるよう、通所により創作的活動、機能訓練等の各種サービスを提供することにより、身体障害者の自立と社会参加を促進し、もって身体障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>(事業の実施主体) 市町村とする。ただし、事業の一部を地方公共団体、社会福祉法人等に委託することができるものとする。又、事業のうち給食サービス、送迎サービス及び訪問入浴サービスについては、民間業者等に委託することができるものとする。</p> <p>(対象者) 在宅の身体障害者又はその介護を行う者</p> <p>(実施施設等) 身体障害者福祉センター及び身体障害者デイサービスセンターで実施することを原則とする。ただし、この事業が適切に実施されると認められる場合には、その他適当と認められる施設であっても差し支えないものとする。</p> <p>(事業の内容) (1) 基本事業 ア) 機能訓練 イ) 社会適応訓練 ウ) 更生相談 エ) 介護方法の指導 オ) スポーツ、レクリエーション カ) 健康指導 (2) 創作的活動事業 (3) 入浴サービス (4) 給食サービス (5) 介護サービス (6) 送迎サービス (7) 訪問入浴サービス</p> <p>(利用者費用負担) 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等を受けた場合に、身体障害者及びその扶養義務者が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じた額とする。 支援費制度 平成15年4月1日施行</p> <p>(実施施設及び利用料) 費用負担の他、別途利用料有</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>実施施設</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口市</td> <td>しらさぎ会館、身体障害者デイサービスセンター</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>小郡町</td> <td>小郡・山手一番館</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>秋穂町</td> <td>秋穂あかり園デイサービス</td> <td>400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成14年度実績</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>実施状況</th> <th>委託料等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口市</td> <td>登録人数 70人 利用人数 5,430人</td> <td>37,295,000円</td> </tr> <tr> <td>小郡町</td> <td>登録人数 6人 利用人数 124人</td> <td>738,600円</td> </tr> <tr> <td>秋穂町</td> <td>なし</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>阿知須町</td> <td>登録人数 1人 利用人数 49人</td> <td>147,000円</td> </tr> <tr> <td>徳地町</td> <td>登録人数 1人 利用人数 1人</td> <td>54,600円</td> </tr> </tbody> </table>				市町名	実施施設	利用料	山口市	しらさぎ会館、身体障害者デイサービスセンター	0円	小郡町	小郡・山手一番館	0円	秋穂町	秋穂あかり園デイサービス	400円	市町名	実施状況	委託料等	山口市	登録人数 70人 利用人数 5,430人	37,295,000円	小郡町	登録人数 6人 利用人数 124人	738,600円	秋穂町	なし	0円	阿知須町	登録人数 1人 利用人数 49人	147,000円	徳地町	登録人数 1人 利用人数 1人	54,600円	調整上の課題	
				市町名	実施施設	利用料																													
				山口市	しらさぎ会館、身体障害者デイサービスセンター	0円																													
小郡町	小郡・山手一番館	0円																																	
秋穂町	秋穂あかり園デイサービス	400円																																	
市町名	実施状況	委託料等																																	
山口市	登録人数 70人 利用人数 5,430人	37,295,000円																																	
小郡町	登録人数 6人 利用人数 124人	738,600円																																	
秋穂町	なし	0円																																	
阿知須町	登録人数 1人 利用人数 49人	147,000円																																	
徳地町	登録人数 1人 利用人数 1人	54,600円																																	
				<p>・1市2町に実施施設があり、利用料が相違するが、15年度から支援費制度に移行しており、利用者費用負担額は同一である。</p>																															
				課題への対応																															
				<p>・支援費制度に基づき実施する。</p>																															
				調整案																															
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																															

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	身体障害者(児)関連事業
事業名	入浴サービス事業	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業
専門部会名	福祉部会	コード	19-03-05-08	分析	
現況				調整上の課題	
<p>山口市身体障害者訪問入浴サービス事業</p> <p>(実施主体)実施主体は、山口市とする。ただし、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人及び介護保険法に定める指定居宅サービス事業として指定を受けた者に委託することができる。</p> <p>(対象者)山口市に住所を有する重度身体障害者で、家族の介護により在宅で入浴することが困難なものうち医師が入浴可能と認めた者とする。その他市長が特に必要であると認めた者。</p> <p>平成14年度実績 利用実人数：6人 利用延べ人数：351人 委託料：4,226,000円</p> <p>【根拠法令等】・山口市訪問入浴サービス事業実施要綱</p>				<p>・山口市、小郡町で実施している。</p>	
<p>小郡町身体障害者等訪問入浴サービス事業</p> <p>(実施主体)実施主体は小郡町とし、事業の実施については小郡町社会福祉協議会に委託するものとする。</p> <p>(利用対象者)ねたきり等心身の障害の理由により、自ら入浴することが困難な在宅の身体障害者及びこれに準ずると町長が認めた者で、医師が入浴可能と認めた者とする。</p> <p>(サービスの回数)利用者1人当たり月2回以上行うものとする。</p> <p>(利用料)利用料は、基準により利用者が負担する。</p> <p>平成14年度実績 利用実人数：1人 利用延べ人数：94人 委託料：940,000円 利用者負担金：37,600円</p> <p>【根拠法令等】・小郡町身体障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱</p>				<p>課題への対応</p> <p>・訪問入浴サービス事業は、山口市の例により調整する。</p>	
				調整案	
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 山口市の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	身体障害者(児)関連事業
事業名	身体障害者生活支援事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-03-05-09
現況				分析	
<p>身体障害者生活支援事業</p> <p>山口市</p> <p>(目的) 障害者及びその家族の地域における生活を支援し、もって在宅の障害者の自立及び社会参加を図る。</p> <p>(委託先) やまぐち障害者生活支援センター</p> <p>(事業の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ等の利用援助 ・社会資源を活用するための支援 ・社会生活力を高めるための支援 ・ピアカウンセリング ・専門機関の紹介 <p>平成14年度実績 委託料 15,000千円</p> <p>徳地町</p> <p>(目的、事業の内容等は山口市と同様)</p> <p>(実施事業団) 防府市障害者生活支援センター</p> <p>平成15年度実績 負担金 335千円〔障害者割20% 人口割80%〕(平成15年度7月より実施)</p> <p>平成16年度より月1回(午前中のみ)徳地町内で障害者相談会を実施している。</p>				調整上の課題	
				課題への対応	
				調整案	
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 山口市の例により調整する。 ただし、徳地町については、速やかに調整するものとする。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況			小項目	身体障害者(児)関連事業												
事業名	身体障害者更生訓練費事業					協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業												
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会			コード	19-03-05-10												
現況						分析													
<p>身体障害者更生訓練費事業</p> <p>身体障害者を身体障害者更生援護施設に入所させたとき、当該施設における訓練を効果的に受けることができるようにするため、更生訓練費を支給。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14年度実績</td> <td>730千円</td> <td>103千円</td> <td>167千円</td> <td>106千円</td> <td>159千円</td> </tr> </tbody> </table>							山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	14年度実績	730千円	103千円	167千円	106千円	159千円	調整上の課題	
							山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町								
						14年度実績	730千円	103千円	167千円	106千円	159千円								
						・特になし。													
課題への対応																			
・特になし。																			
調整案						<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>													

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	身体障害者(児)関連事業												
事業名	生活訓練事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業												
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-03-05-11												
現況				分析													
<p style="text-align: center;">生活訓練事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">山口市</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>日常生活上、必要な知識、指導を行う</td> <td>小郡町・秋穂町・阿知須町・徳地町</td> </tr> <tr> <td>委託先</td> <td>山口市社会福祉協議会</td> <td style="text-align: center;">該当なし</td> </tr> <tr> <td>14年度実績</td> <td style="text-align: center;">2,102千円</td> <td></td> </tr> </table>					山口市		事業内容	日常生活上、必要な知識、指導を行う	小郡町・秋穂町・阿知須町・徳地町	委託先	山口市社会福祉協議会	該当なし	14年度実績	2,102千円		調整上の課題	
					山口市												
				事業内容	日常生活上、必要な知識、指導を行う	小郡町・秋穂町・阿知須町・徳地町											
				委託先	山口市社会福祉協議会	該当なし											
14年度実績	2,102千円																
<p>・山口市のみの実施である。</p>																	
課題への対応																	
<p>・新市で実施することとし、山口市の例により調整する。</p>																	
調整案																	
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 山口市の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>													

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	身体障害者(児)関連事業								
事業名	進行性筋萎縮症者療養等給付事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業								
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-03-05-15								
現況				分析									
<p>進行性筋萎縮症者療養等給付事業</p> <p>(目的) 進行性筋萎縮症に罹患している身体障害者に対し、療養に併せて必要な訓練等を行い、もってその福祉の増進を図る。</p> <p>(療養等の給付) 進行性筋萎縮症者を医療機関に収容し、必要な治療、訓練及び生活指導を行う。</p> <p>(給付対象者) 身体障害者手帳を受けている18歳以上の進行性筋萎縮症者であって、その治療等に特に長期間を要する者。</p> <p>(扶養義務者等の一部負担額) 更生医療入院の場合によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">平成14年度実績</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">山 口 市</td> </tr> <tr> <td>給付額</td> <td style="text-align: center;">18,549千円</td> </tr> <tr> <td>人数</td> <td style="text-align: center;">5人</td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>国立療養所筑後病院 国立療養所原病院</td> </tr> </table>					山 口 市	給付額	18,549千円	人数	5人	病院	国立療養所筑後病院 国立療養所原病院	調整上の課題	
					山 口 市								
				給付額	18,549千円								
				人数	5人								
病院	国立療養所筑後病院 国立療養所原病院												
		<p>・ 山口市の実施である。</p>											
				課題への対応									
				<p>・ 新市において、国基準により実施することとし、山口市の例により調整する。</p>									
				調整案									
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 山口市の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>									

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	身体障害者(児)関連事業
事業名	居住環境整備(改造助成、整備資金貸与)			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-03-05 21
現況				分析	
居住環境整備(改造助成、整備資金貸与)				調整上の課題	
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
対象者	当該障害者の属する世帯の前年の所得税が非課税であって、療育手帳A又は身障手帳2級以上の者	該当なし	一定の所得額以下の世帯で、身体障害者手帳の肢体不自由で重度障害者	該当なし	平成12年度廃止
助成対象	障害者の日常生活が通常一般の住宅設備ではその用に供することが極めて困難なため、整備するものでなければならない		対象者の生活の特性に基づいて必要の生じた浴室、便所、居所等の小規模な改造とする		
助成額	限度額 40万円		限度額 20万円		
平成14年度実績	4件 946千円		0件 0千円		
				課題への対応	
				<p>・山口市、秋穂町の実施である。</p> <p>・日常生活用具給付の住宅改修事業で実施することとし、単独での事業は廃止の方向で検討する。</p>	
				調整案	
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況			小項目	身体障害者(児)関連事業																		
事業名	身体障害者自動車操作訓練					協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業																		
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会			コード	19-03-05-22																		
現況						分析																			
<p>身体障害者自動車操作訓練</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成額</td> <td>免許の取得に要した費用の2/3以内 (10万円を限度)</td> <td>免許の取得に要した費用の2/3以内 (10万円を限度)</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>平成14年度実績</td> <td>3件 300千円</td> <td>0件</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>小郡町分については、県より支出</p>							山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	助成額	免許の取得に要した費用の2/3以内 (10万円を限度)	免許の取得に要した費用の2/3以内 (10万円を限度)	同左	同左	同左	平成14年度実績	3件 300千円	0件	-	-	-	調整上の課題	
							山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町														
						助成額	免許の取得に要した費用の2/3以内 (10万円を限度)	免許の取得に要した費用の2/3以内 (10万円を限度)	同左	同左	同左														
						平成14年度実績	3件 300千円	0件	-	-	-														
<p>・各市町で事業を実施しているが、町については県事業である。</p>																									
課題への対応																									
<p>・新市で国補助事業での実施となるため、山口市の例により調整する。</p>																									
調整案						<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																			

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	身体障害者(児)関連事業																		
事業名	身体障害者自動車改造費助成			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業																		
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-03-05-23																		
現況				分析																			
<p>身体障害者自動車改造費助成</p> <p>(身体障害者が自ら運転する自動車)</p> <p>目的 身体障害者が就労に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、身体障害者の社会復帰の促進を図り、福祉の増進に資する。</p> <p>対象者 住民基本台帳に登録された市民で身体障害者手帳の交付を受けている上肢、下肢又は体幹機能障害者であって、次の要件のいずれにも該当する者とする。 (1) 就労等に伴い自ら所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある者 (2) 改造助成を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者</p> <p>助成の経費 予算の範囲内で、自動車の操向装置及び駆動装置の改造に要する経費について1件につき10万円を限度として助成する</p> <p>平成14年度実績</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>山口市</td> <td>小郡町</td> <td>秋穂町</td> <td>阿知須町</td> <td>徳地町</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>3件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>300,000円</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>(100,000円)</td> </tr> </table> <p>県より支出</p>					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	件数	3件	0件	0件	0件	1件	金額	300,000円		-	-	(100,000円)	調整上の課題	
					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町														
件数	3件	0件	0件	0件	1件																		
金額	300,000円		-	-	(100,000円)																		
		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自らが運転する場合の助成については、各市町とも同じ内容で実施しているが、町は県事業である。 ・介助者が運転する場合の助成については、1市3町が県の補助事業により実施している。 																					
<p>(身体障害者を介助する者が運転する自動車)</p> <p>目的 重度身体障害者の社会参加を促進するため、介護者が運転する自動車の改造経費等を助成する。</p> <p>対象者 次の(ア)から(ウ)のすべてに該当する世帯に属する身体障害者又はその身体障害者と生計を一にする者とする。 (ア) 世帯の前年の所得税課税所得額が、特別障害者手当の所得制限額を超えていないこと (イ) 重度の下肢障害又は体幹障害のため、車いす等を使用しなければ外出困難な障害者がいる世帯であること (ウ) 過去にこの補助事業を利用したことがないか、又は利用後7年以上経過している世帯であること</p> <p>補助対象経費 身体障害者本人又はその身体障害者と生計を一にする者が、その所有又は取得する自動車を車いすに乗ったまま乗降できるようリフト付き等に改造する場合 (秋穂町、阿知須町の場合) 助成対象の自動車は、自動車税等の減免申請のために交付する生計同一証明書に記載された、あるいは記載予定の対象自動車であること</p> <p>限度額 前年所得税非課税世帯 80万円 前年所得税課税世帯 40万円</p> <p>平成14年度実績</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>山口市</td> <td>小郡町</td> <td>秋穂町</td> <td>阿知須町</td> <td>徳地町</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>1件</td> <td>実施していない</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>654,000円</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>210,000円</td> </tr> </table>					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	件数	1件	実施していない	0件	0件	1件	金額	654,000円		-	-	210,000円	課題への対応	
					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町														
件数	1件	実施していない	0件	0件	1件																		
金額	654,000円		-	-	210,000円																		
		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自らが運転する場合の助成については、国補助事業で実施することとし、山口市の例により調整する。 ・介助者が運転する場合の助成については、1市3町の例により実施する。 																					
				調整案																			
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 山口市の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>																			

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	知的障害者(児)関連事業																
事業名	療育訓練参加促進補助事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業																
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-03-06-02																
現況				分析																	
<p>療育訓練参加促進補助事業</p> <p>山口市</p> <p>補助対象：参加に要する報償費、宿泊費、食糧費、使用料、賃貸料等の訓練費 補助基準：親子1組1日5,000円、限度額30,000円</p> <p>平成14年度実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>療育訓練の名称</th> <th>期間</th> <th>件数</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本自閉症協会山口県支部主催夏期療育キャンプ</td> <td>H14.7.7~9</td> <td>15</td> <td>225,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>秋穂町</p> <p>補助対象：訓練に必要な経費(教材費、参加費等)とし、交通費は除く。 補助基準：1日3,000円、限度額15,000円</p> <p>平成14年度実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>療育訓練の名称</th> <th>期間</th> <th>件数</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>小浜町、阿知須町、徳地町 該当なし</p>				療育訓練の名称	期間	件数	補助額	日本自閉症協会山口県支部主催夏期療育キャンプ	H14.7.7~9	15	225,000円	療育訓練の名称	期間	件数	補助額	実績なし				調整上の課題	
				療育訓練の名称	期間	件数	補助額														
				日本自閉症協会山口県支部主催夏期療育キャンプ	H14.7.7~9	15	225,000円														
療育訓練の名称	期間	件数	補助額																		
実績なし																					
<p>・山口市、秋穂町で実施しているが、補助額が相違する。</p>																					
				課題への対応																	
				<p>・宿泊費等の助成について、親子1組につき、1日当たり5,000円、1キャンプ当たり30,000円の限度額を設けている山口市の例により調整する。</p>																	
				調整案																	
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	知的障害者(児)関連事業												
事業名	知的障害者施設通園バス助成			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業												
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-03-06-03												
現況				分析													
<p>知的障害者施設通園バス助成</p> <p>知的障害者通園施設の通園バスの維持費の一部助成</p> <p>平成14年度実績</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">山口市</td> <td style="width: 15%;">ふしの学園</td> <td style="width: 15%;">312千円</td> <td style="width: 15%;">鳴滝園</td> <td style="width: 15%;">305千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小郡町</td> <td>鳴滝園</td> <td>180千円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					山口市	ふしの学園	312千円	鳴滝園	305千円		小郡町	鳴滝園	180千円			調整上の課題	
					山口市	ふしの学園	312千円	鳴滝園	305千円								
					小郡町	鳴滝園	180千円										
				<p>・山口市、小郡町が実施している。</p>													
課題への対応																	
<p>・支援費制度で措置されているので、廃止の方向で調整するものとする。</p>																	
				調整案													
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>													

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	知的障害者(児)関連事業												
事業名	知的障害者ショートステイ事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業												
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-03-06-05												
現況				分析													
<p>知的障害者ショートステイ事業</p> <p>(目的) 知的障害者を介護している家族が、疾病等の理由により家庭における介護ができない場合に、当該知的障害児を一時的に知的障害者更生援護施設等に保護し、これらの心身障害児及びその家族の福祉の向上を図る。</p> <p>(対象者) 在宅の知的障害者</p> <p>(実施機関等) この事業の実施の条件を備えている施設として知事が指定した知的障害者更生施設等。</p> <p>(保護の要件) 知的障害者及びその保護者について、次に掲げる理由により、一時的に保護又は指導する必要があると保護の実施機関の長が認定した場合。 1 社会的理由 疾病、出産、冠婚葬祭、事故等 2 私的理由 旅行、休息等</p> <p>(保護の期間) 原則として7日以内。ただし、重篤な疾病等により保護者がやむを得ない事情にあるときは、必要最小限の範囲で最決定できる。 また、保護者の負担軽減を図る観点から必要があると認めた場合は、宿泊を伴わない1日のうち一定時間帯に保護(日中受入れ)を行うことができる。</p> <p>(利用者費用負担) 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援を受けた場合、知的障害者及びその扶養義務者が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じた額とする。 (支援費制度：平成15年4月1日施行)</p> <p>平成14年度実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">山口市</td> <td style="text-align: center;">小郡町</td> <td style="text-align: center;">秋穂町</td> <td style="text-align: center;">阿知須町</td> <td style="text-align: center;">徳地町</td> </tr> <tr> <td>利用実人員</td> <td style="text-align: center;">16人</td> <td style="text-align: center;">該当なし</td> <td style="text-align: center;">該当なし</td> <td style="text-align: center;">該当なし</td> <td style="text-align: center;">該当なし</td> </tr> </table>					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	利用実人員	16人	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	調整上の課題	
					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町								
				利用実人員	16人	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし								
<p>・14年度までは県事業であり、市においては事務手続きをし、町においては、事務手続きもなかった。 15年度から支援費制度により実施している。</p>																	
				課題への対応													
				<p>・支援費制度に基づき実施する。</p>													
				調整案													
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>													

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	精神障害者(児)関連事業																																																												
事業名	精神障害者ホームヘルプ・ショートステイ事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業																																																												
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-03-07-01、02																																																												
現況				分析																																																													
<p>精神障害者居宅介護等事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>派遣実人員</td> <td>7人</td> <td>0人</td> <td>2人</td> <td>0人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>派遣延べ時間数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 身体介護</td> <td>124.5時間</td> <td>-</td> <td>10.0時間</td> <td>-</td> <td>0.0時間</td> </tr> <tr> <td> 家事援助</td> <td>186.0時間</td> <td>-</td> <td>95.0時間</td> <td>-</td> <td>74.0時間</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>307,035円</td> <td>-</td> <td>177,050円</td> <td>-</td> <td>130,230円</td> </tr> </tbody> </table> <p>実績はH14年度</p> <p>精神障害者短期入所事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>派遣実人員</td> <td>2人</td> <td>1人</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>派遣延べ時間数</td> <td>27日</td> <td>3日</td> <td>-</td> <td>17日</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>委託料(補助金)</td> <td>190,890円</td> <td>21,210円</td> <td>-</td> <td>120,190円</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>実績は、H14年度</p>					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	派遣実人員	7人	0人	2人	0人	2人	派遣延べ時間数						身体介護	124.5時間	-	10.0時間	-	0.0時間	家事援助	186.0時間	-	95.0時間	-	74.0時間	委託料	307,035円	-	177,050円	-	130,230円		山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	派遣実人員	2人	1人	0人	1人	0人	派遣延べ時間数	27日	3日	-	17日	-	委託料(補助金)	190,890円	21,210円	-	120,190円	-	調整上の課題	
					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																																																								
				派遣実人員	7人	0人	2人	0人	2人																																																								
派遣延べ時間数																																																																	
身体介護	124.5時間	-	10.0時間	-	0.0時間																																																												
家事援助	186.0時間	-	95.0時間	-	74.0時間																																																												
委託料	307,035円	-	177,050円	-	130,230円																																																												
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																																																												
派遣実人員	2人	1人	0人	1人	0人																																																												
派遣延べ時間数	27日	3日	-	17日	-																																																												
委託料(補助金)	190,890円	21,210円	-	120,190円	-																																																												
<p>・各市町に制度があり、相違なし。</p>																																																																	
				課題への対応																																																													
<p>・特になし。</p>																																																																	
				調整案																																																													
<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																																																																	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	精神障害者関連事業								
事業名	精神障害者共同作業所			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業								
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-03-07-04								
現況				分析									
<p>精神障害者共同作業所</p> <p>山口地区第1共同作業所 山口地区第2共同作業所 (山口市) 山口市が統括し、1/2が県補助。残りを山口市、小郡町、阿知須町の各利用者按分で負担</p> <p>平成14年度補助金実績</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">作業所市町村補助金</td> <td style="width: 50%;">精神保健通所施設運営費補助金</td> </tr> <tr> <td>山口市 10,566,500 円</td> <td>山口市 2,310,000 円</td> </tr> <tr> <td>小郡町 946,400 円</td> <td>小郡町 460,000 円</td> </tr> <tr> <td>阿知須町 463,300 円</td> <td>阿知須町 330,000 円</td> </tr> </table> <p>防府地域共同作業所 防府市が統括し、防府市単独分20万円を控除した額の1/2が県補助。残りを防府市、徳地町の各利用者按分で負担</p> <p>平成14年度補助金 徳地町 227,072 円</p> <p>「夢工房」 (秋穂町)</p> <p>平成14年度補助金 秋穂町 4,359,000 円</p>				作業所市町村補助金	精神保健通所施設運営費補助金	山口市 10,566,500 円	山口市 2,310,000 円	小郡町 946,400 円	小郡町 460,000 円	阿知須町 463,300 円	阿知須町 330,000 円	調整上の課題	
				作業所市町村補助金	精神保健通所施設運営費補助金								
				山口市 10,566,500 円	山口市 2,310,000 円								
小郡町 946,400 円	小郡町 460,000 円												
阿知須町 463,300 円	阿知須町 330,000 円												
<p>国・県の補助制度により、山口・小郡・阿知須地域、秋穂地域、防府・徳地地域に共同作業所が設置されている。</p>													
				課題への対応									
				<p>・特になし。</p>									
				調整案									
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>									

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	手当・医療																																							
事業名	特別障害者手当等			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業																																							
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-03-09-01																																							
現況				分析																																								
<p>特別障害者手当</p> <p>障害の状態が重く(原則として重度障害が2以上ある者)、常時特別の介護を必要とする満20歳以上の在宅者に対して支給する。</p> <p>(1) 対象者 特別児童扶養手当の支給に関する法律施行令別表第2に定める程度の障害を重複しているか、それと同程度の障害があるため日常生活において常時特別の介護を必要とする満20歳以上の在宅者</p> <p>(2) 支給期限 本人、配偶者及び扶養義務者の前年度所得が一定額を超える場合は、その年の8月から翌年7月まで支給されません。</p> <p>(3) 支給額 月額 : 26,860円 (H15) 26,620円 (H16) 26,520円</p> <p>障害児福祉手当</p> <p>(1) 対象者 特別児童扶養手当の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の重度の障害があるため日常生活において常時介護を必要とする状態にある満20歳未満の在宅者</p> <p>(2) 支給制限 本人、配偶者及び扶養義務者の前年度所得が一定額を超える場合は、その年の8月から翌年7月まで支給されません。</p> <p>(3) 支給額 月額 : 14,610円 (H15) 14,480円 (H16) 14,430円</p> <p>経過的祝福手当</p> <p>昭和61年の法改正に伴って、20歳以上の従来の福祉手当受給資格者であって、特別障害者手当等の支給を受けることができなくなった者に支給</p> <p>(1) 支給額 月額 : 14,610円 (H15) 14,480円 (H16) 14,430円</p>				調整上の課題																																								
				<p>・4町においては、県事業として実施している。</p>																																								
				課題への対応																																								
<p>平成14年度実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">特別障害者手当</th> <th colspan="2">障害児福祉手当</th> <th colspan="2">経過的祝福手当</th> </tr> <tr> <th>対象者</th> <th>支給総額</th> <th>対象者</th> <th>支給総額</th> <th>対象者</th> <th>支給総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口市</td> <td>1,346人</td> <td>36,153,560円</td> <td>967人</td> <td>14,127,870円</td> <td>189人</td> <td>2,761,290円</td> </tr> <tr> <td>小郡町</td> <td>5人</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">(県事業)</td> <td>7人</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">(県事業)</td> <td>2人</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">(県事業)</td> </tr> <tr> <td>秋穂町</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>阿知須町</td> <td>4人</td> <td>6人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>徳地町</td> <td>0人</td> <td>2人</td> <td>0人</td> </tr> </tbody> </table>					特別障害者手当		障害児福祉手当		経過的祝福手当		対象者	支給総額	対象者	支給総額	対象者	支給総額	山口市	1,346人	36,153,560円	967人	14,127,870円	189人	2,761,290円	小郡町	5人	(県事業)	7人	(県事業)	2人	(県事業)	秋穂町	1人	1人	0人	阿知須町	4人	6人	0人	徳地町	0人	2人	0人	調整案	
						特別障害者手当		障害児福祉手当		経過的祝福手当																																		
				対象者		支給総額	対象者	支給総額	対象者	支給総額																																		
山口市	1,346人	36,153,560円	967人	14,127,870円	189人	2,761,290円																																						
小郡町	5人	(県事業)	7人	(県事業)	2人	(県事業)																																						
秋穂町	1人		1人		0人																																							
阿知須町	4人		6人		0人																																							
徳地町	0人		2人		0人																																							
<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																																												

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	手当・医療
事業名	在宅重度障害者見舞金			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-03-09-02
現況				分析	
<p>在宅重度障害者見舞金</p> <p>小郡町</p> <p>対象者： 身体障害者手帳1級若しくは療育手帳Aの該当者又は保護者 在宅の身体障害者手帳1級～3級、療育手帳A若しくはBの者で3ヵ月以上臨床している者又は日常生活の大半を保護者の介助によらなければならない者で、今後もその状態が継続すると認められるもの。</p> <p>支給金：上記の者は障害者1人につき 年額 5,000円 上記の者の保護者は 年額 50,000円</p> <p>支給月：毎年12月に支給</p> <p>平成14年度実績 の者 197人： 985千円 の者 6人： 300千円</p> <p>阿知須町</p> <p>対象者：身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳Aのいずれかの保持者で介助なしには外出できない状態の人を介護する人。</p> <p>支給額と支給月：毎年12月に年額30,000円を支給する。</p> <p>平成14年度実績 20人： 600千円</p>				調整上の課題	
				<p>・小郡町、阿知須町で実施しているが、対象者、支給額が相違する。</p>	
				課題への対応	
				<p>・在宅障害者への見舞金については、新市移行後、速やかに検討する。</p>	
				調整案	
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉		中項目	障害児(者)福祉の状況		小項目	手当・医療		
事業名	(重度)心身障害児(者)福祉手当					協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業		
専門部会名	福祉部会		分科会名	高齢者・障害者福祉分科会		コード	19-03-09-03		
現況						分析			
(重度)心身障害児(者)福祉手当						調整上の課題			
区分	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	・1市3町で実施しているが、支給対象が相違する。 山口市：20歳未満 小郡町、秋穂町、阿知須町：18歳未満 ・支給額が、相違する。 課題への対応 ・心身障害児(者)の福祉手当は、継続して実施することとするが、対象者、支給要件、支給額については、新市発足時までに統一する方向で調整する。 調整案 () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()			
目的	心身に障害のある児童に心身障害時福祉手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る	心身に障害のある児童に重度心身障害者手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る	心身に障害のある児童に重度心身障害者手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る	心身障害児の養育者に年金を支給することにより、心身障害児の福祉の増進を図る					
支給要件	満20歳未満の者 身体障害者障害程度等級表1級～4級に該当する者 知的障害の程度が重度及び中軽度	満18歳未満の者 身体障害者障害程度等級表1級～2級に該当する者 知的障害の程度が重度	同左 同左 療育手帳を受けた者で、障害の程度がA又はB 特別児童扶養手当法による受給資格のある者	満18歳未満の者 身体障害者手帳1級～6級の保持者 療育手帳を受けた者で、障害の程度がA又はB					
対象者	保護者又は養育している者	保護者	保護者又は養育している者		該当なし				
手当の額	年額 36,000円	年額 30,000円	同左	身障手帳1～2級療育手帳A 年額 22,000円 身障手帳3～4級療育手帳B 年額 17,000円 身障手帳5～6級 年額 12,000円					
平成14年度実績	196.5人 7,074,000円	20人 520,000円	10人 300,000円	11人 232,000円					

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	手当・医療														
事業名	特別児童扶養手当	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業														
専門部会名	福祉部会			コード	19-03-09-04														
現況				分析															
<p>特別児童扶養手当</p> <p>(目的) 精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。</p> <p>(支給要件) (1) 特別児童扶養手当の支給に関する法律施行令に定める程度の障害の状態にある満20歳未満の児童を監護する父若しくは母又は父母に代わって児童を養育している者 (2) 児童が次のいずれかに該当する場合は支給しない。 ア 日本国内に住所を有しないとき。 イ 障害を支給事由とする年金給付を受けることができるとき (3) 受給者(父母または養育者)が日本国内に住所を有しないときは支給しない。</p> <p>(支給制限) 受給資格者若しくはその配偶者又はその扶養義務者(民法第877条第1項の者)の前年の所得が一定額以上であるときは、その年の8月から翌年7月まで支給されません。</p> <p>(支給額) 児童一人につき月額 1級 50,900円 2級 33,900円</p> <p>14年度支給実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支給者数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口市</td> <td>161人</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">(県事業)</td> </tr> <tr> <td>小郡町</td> <td>34人</td> </tr> <tr> <td>秋穂町</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>阿知須町</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>徳地町</td> <td>5人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【平成15年3月31日時点】</p> <p>【根拠法令等】 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律</p>					支給者数	備考	山口市	161人	(県事業)	小郡町	34人	秋穂町	12人	阿知須町	12人	徳地町	5人	<p style="text-align: center;">調整上の課題</p> <p>・県事業として実施している。県事業であり、市においては事務手続きをし、町においては、事務手続きを行っていない。</p>	
	支給者数	備考																	
山口市	161人	(県事業)																	
小郡町	34人																		
秋穂町	12人																		
阿知須町	12人																		
徳地町	5人																		
				課題への対応															
				<p>・特になし。</p>															
				調整案															
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>															

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	手当・医療																																										
事業名	重度心身障害者医療			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業																																										
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-03-09-07																																										
現況				分析																																											
<p>重度心身障害者医療費助成</p> <p>(目的) 重度の心身障害者の医療費の一部を助成することにより、当該障害者の保健の向上を図り、もって障害者の福祉の増進に資する。</p> <p>(対象者) 各市町内に居住地を有する者又は国民健康保険法第116条若しくは第116条の2の規定により各市町が行う国民健康保険の被保険者とした者で、かつ、別表第1に定める障害者に該当する者のうち、その所得が国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第52条に規定するところにより、なおその効力を有することとなる旧国民年金法施行令第6条の4第1項に規定する額(老齢福祉年金の所得制限の額)を超えないものであって次の各号の一に該当する者</p> <p>(1) 64歳以下の者で社会保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者</p> <p>(2) 65歳以上の者で老人保健法第25条第1項の規定により医療費の給付を受けている者</p> <p>別表第1 障害者の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>障害者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>国民年金法施行令別表の1級に該当する程度の障害を有する者</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>身体障害者福祉法施行規則別表第5号の3級以上に該当する程度の障害を有する者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(対象除外者) 次の各号の一に該当する者は対象としない。</p> <p>(1) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者</p> <p>(2) 児童福祉法による児童福祉施設に入所している者であって、国又は地方公共団体の負担による医療費の支給を受けることができる者</p> <p>(3) 知的障害者福祉法による知的障害者援護施設に入所している者であって、国又は地方公共団体の負担による医療費の支給を受けることができる者</p> <p>(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給を受けることができる者</p> <p>(5) 国民健康保険法第116条若しくは第116条の2の規定により他市町村が行う国民健康保険の被保険者とされた者</p> <p>(助成の程度)</p> <p>(1) 保険診療にかかる医療費の自己負担額。ただし、老人医療該当者については老人医療負担金分</p> <p>平成14年度実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象者</th> <th>対象件数</th> <th>(食事日数)</th> <th>金額</th> <th>(食費)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口市</td> <td>2,476人</td> <td>54,023件</td> <td>(146,263日)</td> <td>523,780,651円</td> <td>(73,131,800円)</td> </tr> <tr> <td>小郡町</td> <td>371人</td> <td>8,991件</td> <td>(19,523日)</td> <td>74,581,343円</td> <td>(9,761,300円)</td> </tr> <tr> <td>秋穂町</td> <td>225人</td> <td>5,056件</td> <td></td> <td>42,165,145円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>阿知須町</td> <td>176人</td> <td>4,133件</td> <td>(8,576日)</td> <td>35,326,573円</td> <td>(4,243,400円)</td> </tr> <tr> <td>徳地町</td> <td>285人</td> <td>5,717件</td> <td>(15,330日)</td> <td>60,156,773円</td> <td>(10,033,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 () は再掲 秋穂町はH14.5.1現在 「食事」はH14年度実績から記載なし。</p>				号	障害者	1	国民年金法施行令別表の1級に該当する程度の障害を有する者	2	身体障害者福祉法施行規則別表第5号の3級以上に該当する程度の障害を有する者		対象者	対象件数	(食事日数)	金額	(食費)	山口市	2,476人	54,023件	(146,263日)	523,780,651円	(73,131,800円)	小郡町	371人	8,991件	(19,523日)	74,581,343円	(9,761,300円)	秋穂町	225人	5,056件		42,165,145円		阿知須町	176人	4,133件	(8,576日)	35,326,573円	(4,243,400円)	徳地町	285人	5,717件	(15,330日)	60,156,773円	(10,033,000円)	<p style="text-align: center;">調整上の課題</p> <p>・各市町とも県制度に基づき事業実施しており、相違なし。</p>	
号	障害者																																														
1	国民年金法施行令別表の1級に該当する程度の障害を有する者																																														
2	身体障害者福祉法施行規則別表第5号の3級以上に該当する程度の障害を有する者																																														
	対象者	対象件数	(食事日数)	金額	(食費)																																										
山口市	2,476人	54,023件	(146,263日)	523,780,651円	(73,131,800円)																																										
小郡町	371人	8,991件	(19,523日)	74,581,343円	(9,761,300円)																																										
秋穂町	225人	5,056件		42,165,145円																																											
阿知須町	176人	4,133件	(8,576日)	35,326,573円	(4,243,400円)																																										
徳地町	285人	5,717件	(15,330日)	60,156,773円	(10,033,000円)																																										
				課題への対応																																											
				<p>・特になし。</p>																																											
				調整案																																											
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>																																											

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	手当・医療																								
事業名	更生医療			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業																								
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-03-09-09																								
現況				分析																									
<p>更生医療</p> <p>(身体障害者福祉法第19条)</p> <p>市町村は、身体障害者が更生するために医療が必要であると認めるときは、その者の申請により、その更生のために必要な医療の給付を行い、又はこれに代えて更生医療に要する費用を支給することができる。</p> <p>更生医療の給付</p> <p>診察</p> <p>薬剤又は治療材料の支給</p> <p>医学的措置、手術及びその他の治療並びに施術</p> <p>居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護</p> <p>病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護</p> <p>移送</p> <p>給付の方法</p> <p>厚生大臣又は都道府県知事が指定する医療機関に委託して行う。</p> <p>対象者</p> <p>身体障害者手帳所持者(18歳以上の者)で、医療の内容が身体障害者更生相談所で更生医療が適当と判定された者</p> <p>費用徴収額</p> <p>(身体障害者福祉法施行細則準則について 別表第1 徴収基準額表)</p> <p>平成14年度実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>レセプト</th> <th>更生医療負担額</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口市</td> <td>1,861件</td> <td>33,255,975円</td> <td>7,257,170円</td> </tr> <tr> <td>小郡町</td> <td>283件</td> <td>2,895,017円</td> <td>1,149,760円</td> </tr> <tr> <td>秋穂町</td> <td>223件</td> <td>2,998,892円</td> <td>767,027円</td> </tr> <tr> <td>阿知須町</td> <td>81件</td> <td>1,395,410円</td> <td>247,080円</td> </tr> <tr> <td>徳地町</td> <td>192件</td> <td>3,599,910円</td> <td>666,180円</td> </tr> </tbody> </table>					レセプト	更生医療負担額	自己負担額	山口市	1,861件	33,255,975円	7,257,170円	小郡町	283件	2,895,017円	1,149,760円	秋穂町	223件	2,998,892円	767,027円	阿知須町	81件	1,395,410円	247,080円	徳地町	192件	3,599,910円	666,180円	調整上の課題	
					レセプト	更生医療負担額	自己負担額																						
				山口市	1,861件	33,255,975円	7,257,170円																						
小郡町	283件	2,895,017円	1,149,760円																										
秋穂町	223件	2,998,892円	767,027円																										
阿知須町	81件	1,395,410円	247,080円																										
徳地町	192件	3,599,910円	666,180円																										
<p>・各市町とも国制度に基づき事業実施しており、相違なし。</p>																													
				課題への対応																									
				<p>・特になし。</p>																									
				調整案																									
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>																									

協議第 4 1 号

合併協定項目 2 2 - 7

各種事務事業の取扱い「児童福祉事業」

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	施設の状況
事業名	保育料			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (7) 児童福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	児童・母子福祉分科会	コード	19-05-02-02

現

況

山口市

小郡町

秋穂町

山口市保育所徴収金の徴収に関する規則 別表(第5条関係) 山口市保育所徴収金額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額) (円)		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	
B1	A及びDの階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	0	0	
B2	B2階層に属し、母子世帯、在宅障害児(者)のいる世帯その他市長が特認した世帯	8,000	6,000	
C1	C2世帯に属し、母子世帯、在宅障害児(者)のいる世帯その他市長が特認した世帯	14,000	11,000	
C2	均等割の額のみがある世帯(所得割の額がない世帯)	16,000	12,000	
C3	C4世帯に属し、母子世帯、在宅障害児(者)のいる世帯その他市長が特認した世帯	18,500	15,500	
C4	所得割の額がある世帯	19,500	16,500	
D1	Aの階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	14,000円未満	23,000	20,000
D2		14,000円以上 24,000円未満	25,000	22,000
D3		24,000円以上 64,000円未満	30,000	27,000
D4		64,000円以上 88,000円未満	37,000	
D5		88,000円以上 112,000円未満	43,000	
D6		112,000円以上 160,000円未満	44,500	33,000
D7		160,000円以上 180,000円未満	51,000	28,000
D8		180,000円以上 408,000円未満	58,000	
D9		408,000円以上	62,500	

附則(抜粋)

- 4 この表において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1)「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
 - (2)「在宅障害児(者)のいる世帯」……次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 療育手帳要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3)「その他の世帯」……生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 5 B2階層からD9階層における同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、次表の第1欄の階層区分ごとに第2欄に掲げる児童については、この表の規定にかかわらず次表第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。

	第2欄	第3欄
B2からD3までの階層に属する世帯	ア 最も徴収基準額が低い児童(最も徴収金額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする) イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が高い児童(最も徴収金額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする) ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める額
D4からD9までの階層に属する世帯	ア 最も徴収基準額が高い児童(最も徴収金額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする) イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が高い児童(最も徴収金額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする) ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める額 徴収基準額表×0.5 免除

(注)100円未満の端数は、切り捨てる。

【根拠法令等】

- ・山口市保育の実施等に関する規則

保育料月額表 (単価:円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額(月額)	
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0
第2	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	4,000	3,000
第3	1 均等割の額のみ(所得割のない世帯)	9,000	7,000
	2 所得割の額のある世帯	11,000	9,000
第4	1 第1階層を除き、前年度分の所得課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	14,000円未満	16,000
	2	14,000円以上 40,000円未満	23,000
	3	40,000円以上 64,000円未満	28,000
第5	1	64,000円以上 112,000円未満	35,000
	2	112,000円以上 160,000円未満	44,000
第6		160,000円以上 408,000円未満	55,000
第7		408,000円以上	60,000

1. 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収基準額とする。
- (1)「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
 - (2)「在宅障害児(者)のいる世帯」……次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 療育手帳要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3)「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯

階層区分	徴収金基準額(月額)	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
2階層	0円	0円
3-1階層	8,000	6,000
第3-2階層	10,000	8,000

2. 第2階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において次表の第1欄の階層区分ごとに第2欄に掲げる児童については、第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。ただし、児童の属する世帯が1に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第3欄については、に掲げる徴収金基準額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄	第3欄
第2～第4階層に属する世帯	ア 最も徴収基準額が低い児童(最も徴収基準額が低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。) イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童(最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。) ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める額 徴収基準額表×0.5 徴収基準額表×0.1
第5～第7階層に属する世帯	ア ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が高い児童(最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。) イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が高い児童(最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。) ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める額 徴収基準額表×0.5 徴収基準額表×0.1

(注)10円未満の端数は切り捨てる。

【根拠法令等】

- ・小郡町保育の実施等に関する規則

平成16年度秋穂町保育園(所)徴収金額

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金額	
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円
第2	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の町民税非課税世帯	6,000	4,000
第3	1 均等割の額のみ(所得割のない世帯)	14,000	12,000
	2 所得割の額のある世帯	16,000	13,000
第4	1 第1階層を除き、前年度分の所得課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	32,000円未満	21,000
	2	32,000円以上 64,000円未満	24,000
	3	64,000円以上 112,000円未満	32,000
第5	1	112,000円以上 160,000円未満	40,000
	2	160,000円以上 408,000円未満	49,000
第6		408,000円以上	64,000
第7			39,000

- [第2～第4]2児入所の時、年少の額の0.5の額 [第5～第7]2児入所の時、年長の額の0.5の額 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金基準額とする。
- (1)「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
 - (2)「在宅障害児(者)のいる世帯」……次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 療育手帳要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3)「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

階層区分	徴収金基準額	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第2階層	0円	0円
第3階層	均等割の額のみ世帯	13,000
	所得割の額のある世帯	15,000

- 第2階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、次表の第1欄の階層区分ごとに第2欄に掲げる児童については、第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。ただし、児童の属する世帯が1に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第3欄については、に掲げる徴収金基準額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄	第3欄
第2～第4階層に属する世帯	ア 最も徴収基準額が低い児童(最も徴収基準額が低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。) イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童(最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。) ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める額 徴収基準額表×0.5 徴収基準額表×0.1
第5～第7階層のうち、所得税の額が国の定めた額未満の世帯に属する世帯	ア 最も徴収基準額が高い児童(最も徴収基準額が高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。) イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が高い児童(最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。) ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める額 徴収基準額表×0.5 徴収基準額表×0.1

(注)10円未満の端数は切り捨てる。

- 児童の属する同一所帯に扶養する子が2人以上いる場合は、この表の定めにかかわらず、次により計算した徴収金の額とする。
- 2人目の場合は徴収金額表の徴収金額の10分の8
 - 3人目以降の場合は徴収金額表の徴収金額の10分の7
- ただし、当該児童が2人入所の場合にあつては、一方は徴収金額の2分の1、もう一方は徴収金額の10分の8とし、3人以上入所の場合は、3人目の徴収金額は国基準の10分の1を適用する。児童の属する同一世帯に祖父母が同居している場合(ただし、同居している祖父母がその児童を扶養している場合は除く)、税額合算対象から除外する。

【根拠法令等】秋穂町保育園保育の実施に関する規則

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	施設の状況
事業名	保育料	分科会名	児童・母子福祉分科会	協定項目	22 各種事務事業の取扱い (7) 児童福祉事業
専門部会名	福祉部会			コード	19-05-02-02

現

況

阿知須町	徳地町	調整上の課題																																																																																																																									
<p>保育所徴収金基準額表 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th rowspan="2">各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分</th> <th colspan="2">徴収金基準額(月額)</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1</td> <td>生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>第2</td> <td>第1階層及び第4~第7階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯</td> <td>4,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>第3</td> <td>市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td> <td>13,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>第4</td> <td>第1階層を除き、前年度分の所得課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td> <td>24,000</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td>第5</td> <td>64,000円以上 160,000円未満</td> <td>35,000</td> <td>26,000</td> </tr> <tr> <td>第6</td> <td>160,000円以上 408,000円未満</td> <td>52,000</td> <td>26,000</td> </tr> <tr> <td>第7</td> <td>408,000円以上</td> <td>62,000</td> <td>26,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 この表の第4~第7階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項</p> <p>(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律附則第9条</p> <p>2 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金基準額とする。</p> <p>(1) 「母子世帯等」…母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯</p> <p>(2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</p> <p>(3) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="2">徴収金基準額(月額)</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児の場合</th> <th>3歳以上児の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2階層</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>12,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 児童の属する世帯が次の場合のときは、保育所徴収金の軽減の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 第2階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が措置されている場合において、次表の第1欄の階層区分ごとに第2欄に掲げる児童については、次表第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。ただし、児童の属する世帯が2に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第3欄については、2に掲げる徴収金基準額により計算して得た額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1欄</th> <th>第2欄</th> <th>第3欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2~第4階層に属する世帯</td> <td>ア 最も徴収基準額が低い児童(最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。) イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童(最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする) ウ 上記以外の児童</td> <td>徴収基準額表に定める額 徴収基準額表×0.5 徴収基準額表×0.1</td> </tr> <tr> <td>第5~第7階層に属する世帯</td> <td>ア 最も徴収基準額が高い児童(最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。) イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が高い児童(最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする) ウ 上記以外の児童</td> <td>徴収基準額表に定める額 徴収基準額表×0.5 徴収基準額表×0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(2) 児童の属する世帯に養育する子が3人以上いる場合は、この表の規定にかかわらず次により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。</p> <p>3歳以上の3人目以降の場合は徴収金額の10分の9</p> <p>3歳未満の3人目以降の場合で、第2から第4階層に属する世帯の児童は、徴収金額表の徴収金額の10分の0</p> <p>3歳未満の3人目以降の場合で、第5から第7階層に属する世帯の児童は、徴収金額表の徴収金額の10分の5</p>	階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	徴収金基準額(月額)		3歳未満児	3歳以上児	第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	第2	第1階層及び第4~第7階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	4,000	3,000	第3	市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	13,000	11,000	第4	第1階層を除き、前年度分の所得課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	24,000	21,000	第5	64,000円以上 160,000円未満	35,000	26,000	第6	160,000円以上 408,000円未満	52,000	26,000	第7	408,000円以上	62,000	26,000	階層区分	徴収金基準額(月額)		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	第2階層	0円	0円	第3階層	12,000円	10,000円	第1欄	第2欄	第3欄	第2~第4階層に属する世帯	ア 最も徴収基準額が低い児童(最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。) イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童(最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする) ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める額 徴収基準額表×0.5 徴収基準額表×0.1	第5~第7階層に属する世帯	ア 最も徴収基準額が高い児童(最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。) イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が高い児童(最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする) ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める額 徴収基準額表×0.5 徴収基準額表×0.1	<p>平成16年度保育所利用料基準額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層</th> <th>区 分</th> <th>3歳未満児</th> <th>3歳児</th> <th>4歳児以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1</td> <td>生活保護法による被保護世帯</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>第2</td> <td>第1階層及び第5~第10階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯</td> <td>6,000</td> <td>4,300</td> <td>4,300</td> </tr> <tr> <td>第3</td> <td>市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td> <td>13,700</td> <td>11,200</td> <td>11,200</td> </tr> <tr> <td>第4</td> <td>第1階層を除き、前年度分の所得課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td> <td>17,200</td> <td>14,600</td> <td>14,600</td> </tr> <tr> <td>第5</td> <td>30,000円未満</td> <td>21,400</td> <td>18,900</td> <td>18,900</td> </tr> <tr> <td>第6</td> <td>30,000円以上 64,000円未満</td> <td>27,400</td> <td>24,900</td> <td>24,900</td> </tr> <tr> <td>第7</td> <td>64,000円以上 110,000円未満</td> <td>34,300</td> <td>31,100</td> <td>25,900</td> </tr> <tr> <td>第8</td> <td>110,000円以上 160,000円未満</td> <td>42,000</td> <td>31,100</td> <td>25,900</td> </tr> <tr> <td>第9</td> <td>160,000円以上 408,000円未満</td> <td>48,800</td> <td>31,100</td> <td>25,900</td> </tr> <tr> <td>第10</td> <td>408,000円以上</td> <td>69,600</td> <td>31,100</td> <td>25,900</td> </tr> </tbody> </table> <p>母子世帯等において次の階層に属する場合は、次表に掲げる徴収金基準額とする</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層</th> <th>3歳未満児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2階層</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>6,400</td> <td>5,100</td> </tr> <tr> <td>第4階層</td> <td>16,100</td> <td>13,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2階層から第10階層までの世帯で、入所児童が2人の場合は徴収金の半額、3人以上の場合は1/10額を適用する。</p> <p>この表の第2階層から第6階層までの世帯で2人以上の児童のうち徴収金の高い方の児童1人について半額を適用また、第7階層から第10階層までの世帯で2人以上の児童のうち徴収金の低い方の児童1人について半額を適用</p> <p>【根拠法令等】 ・保育所入所措置等に関する規則</p>	階層	区 分	3歳未満児	3歳児	4歳児以上	第1	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	第2	第1階層及び第5~第10階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	6,000	4,300	4,300	第3	市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	13,700	11,200	11,200	第4	第1階層を除き、前年度分の所得課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	17,200	14,600	14,600	第5	30,000円未満	21,400	18,900	18,900	第6	30,000円以上 64,000円未満	27,400	24,900	24,900	第7	64,000円以上 110,000円未満	34,300	31,100	25,900	第8	110,000円以上 160,000円未満	42,000	31,100	25,900	第9	160,000円以上 408,000円未満	48,800	31,100	25,900	第10	408,000円以上	69,600	31,100	25,900	階層	3歳未満児	3歳以上児	第2階層	0	0	第3階層	6,400	5,100	第4階層	16,100	13,500	<p>各市町で保育料徴収基準額表の階層区分、保育料に相違がある。特に、市と町とで低所得者階層での差が大きい。</p> <p>2子、3子の軽減措置が相違し、秋穂町、阿知須町には独自の制度がある。</p> <p style="text-align: center;">課 題 へ の 対 応</p> <p>保育料については、階層区分を統一し、市(山口)と町(小郡・秋穂・阿知須・徳地町)の2本立ての基準額表を採用する。ただし、経過措置として3年間据え置き、その後3年間で統一する。3子目(3歳未満児)の減免措置は、多子世帯保育料等軽減事業での実施とする。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">多子世帯保育料等軽減事業(H15年度~)</p> <p>第3子以降の3歳未満児のいる世帯に対し、保育料等(認可外保育施設を含む)の軽減</p> <p>[事業主体] 市町村</p> <p>[助成対象] 第3子以降の3歳未満児が保育所に入所している世帯</p> <p>[助成内容]</p> <p style="padding-left: 20px;">国の徴収金基準額表第2~第4階層に属する世帯 無料化</p> <p style="padding-left: 20px;">国の徴収金基準額表第5階層以上に属する世帯 1/2軽減</p> <p style="padding-left: 20px;">認可外保育施設に入所している世帯</p> <p style="padding-left: 40px;">1人につき年間50,000円(現行25,000円)</p> <p>[負担割合] 県1/2、市町村1/2</p> </div> <p style="text-align: center;">調 整 案</p> <p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>
階層区分			各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	徴収金基準額(月額)																																																																																																																							
	3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																									
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0																																																																																																																								
第2	第1階層及び第4~第7階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	4,000	3,000																																																																																																																								
第3	市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	13,000	11,000																																																																																																																								
第4	第1階層を除き、前年度分の所得課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	24,000	21,000																																																																																																																								
第5	64,000円以上 160,000円未満	35,000	26,000																																																																																																																								
第6	160,000円以上 408,000円未満	52,000	26,000																																																																																																																								
第7	408,000円以上	62,000	26,000																																																																																																																								
階層区分	徴収金基準額(月額)																																																																																																																										
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合																																																																																																																									
第2階層	0円	0円																																																																																																																									
第3階層	12,000円	10,000円																																																																																																																									
第1欄	第2欄	第3欄																																																																																																																									
第2~第4階層に属する世帯	ア 最も徴収基準額が低い児童(最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。) イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童(最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする) ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める額 徴収基準額表×0.5 徴収基準額表×0.1																																																																																																																									
第5~第7階層に属する世帯	ア 最も徴収基準額が高い児童(最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。) イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が高い児童(最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする) ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める額 徴収基準額表×0.5 徴収基準額表×0.1																																																																																																																									
階層	区 分	3歳未満児	3歳児	4歳児以上																																																																																																																							
第1	生活保護法による被保護世帯	0	0	0																																																																																																																							
第2	第1階層及び第5~第10階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	6,000	4,300	4,300																																																																																																																							
第3	市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	13,700	11,200	11,200																																																																																																																							
第4	第1階層を除き、前年度分の所得課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	17,200	14,600	14,600																																																																																																																							
第5	30,000円未満	21,400	18,900	18,900																																																																																																																							
第6	30,000円以上 64,000円未満	27,400	24,900	24,900																																																																																																																							
第7	64,000円以上 110,000円未満	34,300	31,100	25,900																																																																																																																							
第8	110,000円以上 160,000円未満	42,000	31,100	25,900																																																																																																																							
第9	160,000円以上 408,000円未満	48,800	31,100	25,900																																																																																																																							
第10	408,000円以上	69,600	31,100	25,900																																																																																																																							
階層	3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																									
第2階層	0	0																																																																																																																									
第3階層	6,400	5,100																																																																																																																									
第4階層	16,100	13,500																																																																																																																									

事務一元化現況・分析調書(3)

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	施設の状況
事業名	保育料	分科会名	児童・母子分科会	協定項目	22 各種事務事業の取扱い (7) 児童福祉事業
専門部会名	福祉部会			コード	19-05-02-02

保育料(月額)比較資料

市階層	国階層	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	国	調整案(市)	山口市	調整案(町)	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町													
											3歳未満児												
A	1	生活保護による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	0	0	0	0	0													
B 1	2	B 2階層に属し、母子世帯、在宅障害児(者)のいる世帯その他市長が認めた世帯	0	0	0	0	0	0	0	0													
B 2	2	A階層及びD階層を全年度、分村民税の区分が次に該当する世帯 市町村民税非課税世帯	9,000	8,000	8,000	4,000	4,000	6,000	4,000	6,000													
C 1	3	C 2階層に属し、母子世帯、在宅障害児(者)のいる世帯その他市長が認めた世帯	18,500	14,000	14,000	8,000	8,000	13,000	12,000	6,400													
C 2	3	均等割の額のみ世帯	19,500	16,000	16,000	9,000	9,000	14,000	13,000	13,700													
C 3	3	C 4階層に属し、母子世帯、在宅障害児(者)のいる世帯その他市長が認めた世帯	18,500	17,000	18,500	10,000	10,000	15,000	12,000	16,100													
C 4	3	所得割の額がある世帯	19,500	18,000	19,500	11,000	11,000	16,000	13,000	17,200													
D 1	4	14,000円未満	30,000	23,000	23,000	21,000	16,000	21,000	24,000	21,400													
14,000円以上 24,000円未満		30,000									23,000	21,000	16,000	21,000	21,400								
24,000円以上 30,000円未満																30,000	23,000	21,000	21,400				
30,000円以上 32,000円未満																				30,000	23,000	21,000	21,400
32,000円以上 40,000円未満	30,000	23,000	21,000	24,000	27,400																		
40,000円以上 64,000円未満						30,000	23,000	21,000	24,000	27,400													
64,000円以上 88,000円未満	44,500	37,000	37,000	35,000	32,000						35,000	34,300											
88,000円以上 110,000円未満						44,500	37,000	35,000	32,000	35,000			34,300										
110,000円以上 112,000円未満														44,500	37,000	35,000	32,000	35,000	34,300				
112,000円以上 160,000円未満																				44,500	37,000	35,000	32,000
160,000円以上 180,000円未満	44,500	37,000	35,000	32,000	35,000	34,300																	
180,000円以上 408,000円未満							44,500	37,000	35,000	32,000	35,000	34,300											
408,000円以上	44,500	37,000	35,000	32,000	35,000	34,300																	
D 3	5	64,000円以上 88,000円未満	44,500	37,000	37,000	35,000	32,000	35,000	35,000	42,000													
D 4	5	88,000円以上 110,000円未満									44,500	37,000	35,000	32,000	35,000	35,000	42,000						
D 5	6	110,000円以上 112,000円未満																44,500	37,000	35,000	32,000	35,000	42,000
D 6	7	112,000円以上 160,000円未満																					
D 5	6	160,000円以上 180,000円未満	44,500	37,000	35,000	32,000	35,000	42,000															
D 6	7	180,000円以上 408,000円未満							44,500	37,000	35,000	32,000	35,000	42,000									
D 6	7	408,000円以上	80,000	62,000	62,500	62,000	60,000	64,000							62,000	69,600							

国	調整案(市)		山口市		調整案(町)		小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	
	3歳	4歳以上	3歳	4歳以上	3歳	4歳以上				3歳以上	3歳
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,000	5,000	6,000	3,000	3,000	4,000	3,000	4,300				
15,500	11,000	11,000	6,000	6,000	11,000	10,000	5,100				
16,500	12,000	12,000	7,000	7,000	12,000	11,000	11,200				
15,500	14,000	15,500	8,000	8,000	12,000	10,000	13,500				
16,500	15,000	16,500	9,000	9,000	13,000	11,000	14,600				
27,000	20,000	20,000	18,000	14,000	18,000	21,000	18,900				
								27,000	27,000	21,000	18,000
41,500	33,000	28,000	33,000	28,000	26,000	25,000	29,000				
								58,000	33,000	28,000	33,000
77,000											

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	施設の状況																																																																																																																																																																								
事業名	児童クラブ			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (7) 児童福祉事業																																																																																																																																																																								
専門部会名	福祉部会	分科会名	児童・母子福祉分科会	コード	19-05-02-07																																																																																																																																																																								
現			況																																																																																																																																																																										
山口市			小郡町																																																																																																																																																																										
<p>対象者 主として小学校1年生から3年生</p> <p>市内施設の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童クラブ名</th> <th>開設場所</th> <th>運営主体</th> <th>時間</th> <th>定員</th> <th>指導員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>わかさ学級</td> <td>山口市児童館</td> <td>市社会福祉協議会</td> <td></td> <td>40人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>やまびこ学級</td> <td>市児童文化センター専用施設</td> <td>やまびこ学級運営協議会</td> <td></td> <td>40人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>すずみ学級</td> <td>宮野小学校内専用施設</td> <td>すずみ学級運営協議会</td> <td></td> <td>40人</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>うえき学級</td> <td>大内小学校内専用施設</td> <td>大内地区社会福祉協議会</td> <td></td> <td>40人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>みなみ学級</td> <td>大内南小学校隣接専用施設</td> <td>大内地区社会福祉協議会</td> <td></td> <td>40人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>しょうた学級</td> <td>小鯖小学校内専用施設</td> <td>しょうた学級運営協議会</td> <td></td> <td>30人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>ひめやま学級</td> <td>平川小学校隣接専用施設</td> <td>ひめやま学級運営協議会</td> <td></td> <td>50人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>さわやか学級</td> <td>大歳小学校内専用施設</td> <td>大歳地区留守家庭児童学級運営協議会</td> <td>下校時~17:00 (学級によっては17時以降の開設あり。)</td> <td>40人</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>もみじ学級</td> <td>良城小学校隣接専用施設</td> <td>もみじ学級運営協議会</td> <td></td> <td>40人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>なかよし学級</td> <td>白石小学校隣接専用施設</td> <td>白石地区留守家庭児童学級運営協議会</td> <td></td> <td>36人</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>わくわく学級</td> <td>鏡鏡司小学校隣接専用施設</td> <td>鏡鏡司留守家庭児童学級運営協議会</td> <td>春夏冬休み 基本は8:30~12:00 (学級によっては延長保育あり)</td> <td>20人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>にこにこえん</td> <td>さやま保育園内</td> <td>社会福祉法人であいの里さやま保育園</td> <td></td> <td>20人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>くすのき学級</td> <td>仁保小学校隣接専用施設</td> <td>仁保地区留守家庭児童学級運営協議会</td> <td></td> <td>20人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>さくら学級</td> <td>おおとり保育園内</td> <td>社会福祉法人吉敷愛児園おおとり保育園</td> <td></td> <td>20人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>大内きららクラブ</td> <td>大内光輪保育園内</td> <td>社会福祉法人百華児童苑大内光輪保育園</td> <td></td> <td>20人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>仲よし学級</td> <td>嘉川保育園内</td> <td>社会福祉法人百華児童苑嘉川保育園</td> <td></td> <td>30人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>すぎのこ学級</td> <td>三和児童館内</td> <td>山口市</td> <td></td> <td>30人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>たけのこ学級</td> <td>陶隣保館内</td> <td></td> <td></td> <td>30人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>おおぞら学級</td> <td>三つ葉保育園内</td> <td>三つ葉保育園</td> <td></td> <td>15人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>たんぽぽ学級</td> <td>二島小学校内専用施設</td> <td>二島留守家庭児童学級運営委員会</td> <td></td> <td>20人</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table>			児童クラブ名	開設場所	運営主体	時間	定員	指導員	わかさ学級	山口市児童館	市社会福祉協議会		40人	2人	やまびこ学級	市児童文化センター専用施設	やまびこ学級運営協議会		40人	3人	すずみ学級	宮野小学校内専用施設	すずみ学級運営協議会		40人	4人	うえき学級	大内小学校内専用施設	大内地区社会福祉協議会		40人	2人	みなみ学級	大内南小学校隣接専用施設	大内地区社会福祉協議会		40人	2人	しょうた学級	小鯖小学校内専用施設	しょうた学級運営協議会		30人	2人	ひめやま学級	平川小学校隣接専用施設	ひめやま学級運営協議会		50人	3人	さわやか学級	大歳小学校内専用施設	大歳地区留守家庭児童学級運営協議会	下校時~17:00 (学級によっては17時以降の開設あり。)	40人	4人	もみじ学級	良城小学校隣接専用施設	もみじ学級運営協議会		40人	3人	なかよし学級	白石小学校隣接専用施設	白石地区留守家庭児童学級運営協議会		36人	4人	わくわく学級	鏡鏡司小学校隣接専用施設	鏡鏡司留守家庭児童学級運営協議会	春夏冬休み 基本は8:30~12:00 (学級によっては延長保育あり)	20人	3人	にこにこえん	さやま保育園内	社会福祉法人であいの里さやま保育園		20人	2人	くすのき学級	仁保小学校隣接専用施設	仁保地区留守家庭児童学級運営協議会		20人	3人	さくら学級	おおとり保育園内	社会福祉法人吉敷愛児園おおとり保育園		20人	2人	大内きららクラブ	大内光輪保育園内	社会福祉法人百華児童苑大内光輪保育園		20人	2人	仲よし学級	嘉川保育園内	社会福祉法人百華児童苑嘉川保育園		30人	2人	すぎのこ学級	三和児童館内	山口市		30人	1人	たけのこ学級	陶隣保館内			30人	1人	おおぞら学級	三つ葉保育園内	三つ葉保育園		15人	1人	たんぽぽ学級	二島小学校内専用施設	二島留守家庭児童学級運営委員会		20人	2人	<p>対象者 就労等で昼間保護者のいない家庭の小学校低学年(1~3年)の児童</p> <p>町内施設の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童クラブ名称</th> <th>校区</th> <th>運営主体</th> <th>開設時間</th> <th>定員</th> <th>指導員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひまわり学級</td> <td>上郷小区</td> <td>健康福祉課</td> <td>下校時~17時</td> <td>50人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>はちのこ学級</td> <td>小郡小区</td> <td>"</td> <td>下校時~17時</td> <td>25人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>しらさぎ学級</td> <td>小郡南小区</td> <td>"</td> <td>下校時~17時</td> <td>35人</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table> <p>開設日 指導を行う日は、毎週月曜から土曜までとする。ただし、次の各号に掲げる日は指導は行わないものとする。 1. 国民の祝日 2. 年末年始(12月29日~翌1月4日) 3. 暴風雨、流感等発生による学級閉鎖の場合外</p> <p>経費 児童会開設にかかる経費は町が負担 おやつ代(別途)</p> <p>指導員 教員資格または保育士資格を有する者若しくは社会教育団体等で指導者の経験を有する者とする。</p> <p>【根拠法令等】 ・小郡町留守家庭児童会設置及び運営規定</p>			児童クラブ名称	校区	運営主体	開設時間	定員	指導員	ひまわり学級	上郷小区	健康福祉課	下校時~17時	50人	3人	はちのこ学級	小郡小区	"	下校時~17時	25人	3人	しらさぎ学級	小郡南小区	"	下校時~17時	35人	3人	<p>対象者 留守家庭児童で、秋穂町立の小学校に在籍する児童で保護者が就労等により昼間にいない第1学年から第3学年までの児童とする。ただし、特別の事由により保育することが適当と認めるときはこの限りではない。</p> <p>町内施設の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童クラブ名称</th> <th>場所</th> <th>運営主体</th> <th>定員</th> <th>指導員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童にこにこクラブ</td> <td>秋穂コミュニティセンター内</td> <td>秋穂町社会福祉協議会</td> <td>40人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>なかよし学級</td> <td>大海小学校内</td> <td>健康福祉課</td> <td>30人</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table> <p>保育日と保育時間 児童にこにこクラブが毎週火曜日から土曜日、なかよし学級が毎週月曜日から金曜日までとする。但し、次の各号に掲げる日は保育を行わないものとする。 1. 国民の祝日 2. 春休み、夏休み、冬休みの長期休業期間 3. 暴風雨、流感等発生による学級閉鎖の場合 4. 大雨、台風等により集団下校する場合 保育の時間は、下校時から午後5時30分までとする。但し、児童にこにこクラブの土曜日については、午前9時から午前12時までとする。</p> <p>【根拠法令等】 ・秋穂町児童クラブ事業実施要綱</p>			児童クラブ名称	場所	運営主体	定員	指導員	児童にこにこクラブ	秋穂コミュニティセンター内	秋穂町社会福祉協議会	40人	3人	なかよし学級	大海小学校内	健康福祉課	30人	3人
児童クラブ名	開設場所	運営主体	時間	定員	指導員																																																																																																																																																																								
わかさ学級	山口市児童館	市社会福祉協議会		40人	2人																																																																																																																																																																								
やまびこ学級	市児童文化センター専用施設	やまびこ学級運営協議会		40人	3人																																																																																																																																																																								
すずみ学級	宮野小学校内専用施設	すずみ学級運営協議会		40人	4人																																																																																																																																																																								
うえき学級	大内小学校内専用施設	大内地区社会福祉協議会		40人	2人																																																																																																																																																																								
みなみ学級	大内南小学校隣接専用施設	大内地区社会福祉協議会		40人	2人																																																																																																																																																																								
しょうた学級	小鯖小学校内専用施設	しょうた学級運営協議会		30人	2人																																																																																																																																																																								
ひめやま学級	平川小学校隣接専用施設	ひめやま学級運営協議会		50人	3人																																																																																																																																																																								
さわやか学級	大歳小学校内専用施設	大歳地区留守家庭児童学級運営協議会	下校時~17:00 (学級によっては17時以降の開設あり。)	40人	4人																																																																																																																																																																								
もみじ学級	良城小学校隣接専用施設	もみじ学級運営協議会		40人	3人																																																																																																																																																																								
なかよし学級	白石小学校隣接専用施設	白石地区留守家庭児童学級運営協議会		36人	4人																																																																																																																																																																								
わくわく学級	鏡鏡司小学校隣接専用施設	鏡鏡司留守家庭児童学級運営協議会	春夏冬休み 基本は8:30~12:00 (学級によっては延長保育あり)	20人	3人																																																																																																																																																																								
にこにこえん	さやま保育園内	社会福祉法人であいの里さやま保育園		20人	2人																																																																																																																																																																								
くすのき学級	仁保小学校隣接専用施設	仁保地区留守家庭児童学級運営協議会		20人	3人																																																																																																																																																																								
さくら学級	おおとり保育園内	社会福祉法人吉敷愛児園おおとり保育園		20人	2人																																																																																																																																																																								
大内きららクラブ	大内光輪保育園内	社会福祉法人百華児童苑大内光輪保育園		20人	2人																																																																																																																																																																								
仲よし学級	嘉川保育園内	社会福祉法人百華児童苑嘉川保育園		30人	2人																																																																																																																																																																								
すぎのこ学級	三和児童館内	山口市		30人	1人																																																																																																																																																																								
たけのこ学級	陶隣保館内			30人	1人																																																																																																																																																																								
おおぞら学級	三つ葉保育園内	三つ葉保育園		15人	1人																																																																																																																																																																								
たんぽぽ学級	二島小学校内専用施設	二島留守家庭児童学級運営委員会		20人	2人																																																																																																																																																																								
児童クラブ名称	校区	運営主体	開設時間	定員	指導員																																																																																																																																																																								
ひまわり学級	上郷小区	健康福祉課	下校時~17時	50人	3人																																																																																																																																																																								
はちのこ学級	小郡小区	"	下校時~17時	25人	3人																																																																																																																																																																								
しらさぎ学級	小郡南小区	"	下校時~17時	35人	3人																																																																																																																																																																								
児童クラブ名称	場所	運営主体	定員	指導員																																																																																																																																																																									
児童にこにこクラブ	秋穂コミュニティセンター内	秋穂町社会福祉協議会	40人	3人																																																																																																																																																																									
なかよし学級	大海小学校内	健康福祉課	30人	3人																																																																																																																																																																									
			阿知須町																																																																																																																																																																										
			<p>対象者 町長が特に認める場合を除き、町内の小学校に在学する1年生から3年生までの児童で、保護者の就労等により家庭内で保育に欠けるものとする。</p> <p>町内施設の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童クラブ名称</th> <th>開設場所</th> <th>運営主体</th> <th>定員</th> <th>指導員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おひさまクラブ1</td> <td>あじす保育園2階学童保育専門室</td> <td>阿知須町社会福祉協議会</td> <td>概40人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>おひさまクラブ2</td> <td>社会福祉センター2階学童保育専門室</td> <td>阿知須町社会福祉協議会</td> <td>概15人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>にこにこクラブ</td> <td>井関小学校内</td> <td>阿知須町社会福祉協議会</td> <td>概20人</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table> <p>開設時間 平日：下校時~17:00 長期休暇及び土曜日：8:30~17:00 延長保育(必要な方のみ) 17:00~18:00</p> <p>開設日 保育は、次の各号に掲げる日又は期間を除き毎日実施するものとする。 (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 (2) 年末年始(12月29日から1月3日まで) (3) 流行性感冒等による学級閉鎖時及び災害時 (4) その他学校行事等により町長が保育を行うことが適当でない日と認められた日</p> <p>保育料等 月額2,500円 (おやつ代+傷害保険料) 別途</p> <p>指導員 指導員は、教員、社会教育主事の免許を有する者、社会教育団体で指導者として経験を有する者、又は児童福祉法による保育士資格を有する者、若しくはこれらと同等と認められる者で、児童の育成指導に熱意を有し、知識経験を有すると認められる者とする。</p>			児童クラブ名称	開設場所	運営主体	定員	指導員	おひさまクラブ1	あじす保育園2階学童保育専門室	阿知須町社会福祉協議会	概40人	2人	おひさまクラブ2	社会福祉センター2階学童保育専門室	阿知須町社会福祉協議会	概15人	1人	にこにこクラブ	井関小学校内	阿知須町社会福祉協議会	概20人	2人																																																																																																																																																				
児童クラブ名称	開設場所	運営主体	定員	指導員																																																																																																																																																																									
おひさまクラブ1	あじす保育園2階学童保育専門室	阿知須町社会福祉協議会	概40人	2人																																																																																																																																																																									
おひさまクラブ2	社会福祉センター2階学童保育専門室	阿知須町社会福祉協議会	概15人	1人																																																																																																																																																																									
にこにこクラブ	井関小学校内	阿知須町社会福祉協議会	概20人	2人																																																																																																																																																																									

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	施設の状況
事業名	児童クラブ	分科会名	児童・母子福祉分科会	協定項目	22 各種事務事業の取扱い (7) 児童福祉事業
専門部会名	福祉部会			コード	19-05-02-07
分 析					
徳 地 町		課 題 へ の 対 応		調 整 案	
<p>対象児童 昼間保護者が不在その他の理由により保護を受けられない、第1学年から第3学年の児童とする。</p> <p>実施場所 徳地町立中央小学校 2階教室 徳地町立八坂小学校 旧寄宿舎棟 島地保育園 園児室 花尾保育園 園児室</p> <p>指導日等 (1) 指導日 月曜日から金曜日とする。 春夏冬休み (2) 指導時間 放課後から17時までとする。 春夏冬休み 8時から17時</p> <p>保育料 月額 2,000円(おやつ代別途)春・夏・冬休みは、300円/日</p> <p>負担金 保険料として 1人 3,600円(年間)</p> <p>指導員 教員又は保育士資格を有する者。</p> <p>【根拠法令等】 ・徳地町放課後児童クラブ実施要綱</p>		<p>運営主体、運営方法については、現行どおりとする。 保育料については、1,500円を基本とし、低所得者対策として、市民税所得割非課税世帯は、免除とする。</p>		<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p> <p>(運営主体、運営方法については現行どおりとするが、保育料については統一する。)</p>	
調 整 上 の 課 題					
<p>運営主体が、小郡町は直営、山口市・秋穂町は直営と委託、阿知須町は委託である。 運営方法(開設時間等)が、相違する。 保育料が相違する。小郡町・秋穂町は、徴収していない。</p>					

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	各種事業																																																																												
事業名	子育て支援短期利用事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (7) 児童福祉事業																																																																												
専門部会名	福祉部会	分科会名	児童・母子福祉分科会	コード	19-05-03-04																																																																												
現況				分析																																																																													
<p>子育て支援短期利用事業</p> <p>家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、当該家庭の児童を養育・保護することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図る。</p> <p>(事業の種類)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">ショートステイ事業</th> <th colspan="3">トワイライトステイ事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内容</td> <td colspan="3">一時的に養育・保護を必要とする児童等に対し適切な処遇が確保される施設にその養育・保護を委託する。</td> <td colspan="3">保護者の帰宅が恒常的に夜間にわたるため、児童に対する生活指導や家事の面等で困難を生じている場合、実施施設に委託して対象児童を通所させて、夕食の提供等を行う。</td> </tr> <tr> <td>利用期間</td> <td colspan="3">原則として7日以内とする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合には、必要最小限の範囲内で延長することができる。</td> <td colspan="3">原則として6月程度とする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合には、必要最小限の範囲内で延長することができる。</td> </tr> <tr> <td>利用要件</td> <td colspan="3">(1) 保護者が社会的事由(疾病、出産、介護、事故、災害、冠婚葬祭、転勤、出張、看護、育児不安、育児疲れ、慢性疾患児等の看病疲れ等)により、一時的に家庭において養育できないとき。 (2) ホームヘルパー、看護婦、保母等が医療機関及び福祉施設等で夜勤をするとき。</td> <td colspan="3">(1) 保護者が仕事等の事由によるとき。 (2) 引き続き宿泊する場合や休日(日中8時間)に不在のとき。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">利用料</td> <td>生活保護世帯</td> <td>2歳未満児</td> <td>0</td> <td>生活保護世帯</td> <td>夜間養護事業</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2歳以上児</td> <td>0</td> <td></td> <td>休日預かり事業</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町村民税非課税</td> <td>2歳未満児</td> <td>1,100円</td> <td rowspan="2">市町村民税非課税</td> <td>夜間養護事業</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>2歳以上児</td> <td>1,000円</td> <td>休日預かり事業</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般世帯</td> <td>2歳未満児</td> <td>5,350円</td> <td rowspan="2">一般世帯</td> <td>夜間養護事業</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>2歳以上児</td> <td>2,750円</td> <td>休日預かり事業</td> <td>1,350円</td> </tr> </tbody> </table> <p>利用料は、児童1人1日当たりの金額。この金額に利用日数を乗じた額を保護者から徴収。</p> <p>平成14年度実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実質利用者数：1人 利用日数：12日</td> <td>実績なし</td> <td>実質利用者数：1人 利用日数：2日</td> <td>実績なし</td> <td>実績なし</td> </tr> <tr> <td>実質利用者数：2人 利用日数：2日</td> <td>実績なし</td> <td>実績なし</td> <td>実質利用者数：1人 利用日数：1日</td> <td>実績なし</td> </tr> </tbody> </table>					ショートステイ事業			トワイライトステイ事業			内容	一時的に養育・保護を必要とする児童等に対し適切な処遇が確保される施設にその養育・保護を委託する。			保護者の帰宅が恒常的に夜間にわたるため、児童に対する生活指導や家事の面等で困難を生じている場合、実施施設に委託して対象児童を通所させて、夕食の提供等を行う。			利用期間	原則として7日以内とする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合には、必要最小限の範囲内で延長することができる。			原則として6月程度とする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合には、必要最小限の範囲内で延長することができる。			利用要件	(1) 保護者が社会的事由(疾病、出産、介護、事故、災害、冠婚葬祭、転勤、出張、看護、育児不安、育児疲れ、慢性疾患児等の看病疲れ等)により、一時的に家庭において養育できないとき。 (2) ホームヘルパー、看護婦、保母等が医療機関及び福祉施設等で夜勤をするとき。			(1) 保護者が仕事等の事由によるとき。 (2) 引き続き宿泊する場合や休日(日中8時間)に不在のとき。			利用料	生活保護世帯	2歳未満児	0	生活保護世帯	夜間養護事業	0		2歳以上児	0		休日預かり事業	0	市町村民税非課税	2歳未満児	1,100円	市町村民税非課税	夜間養護事業	300円	2歳以上児	1,000円	休日預かり事業	350円	一般世帯	2歳未満児	5,350円	一般世帯	夜間養護事業	750円	2歳以上児	2,750円	休日預かり事業	1,350円	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	実質利用者数：1人 利用日数：12日	実績なし	実質利用者数：1人 利用日数：2日	実績なし	実績なし	実質利用者数：2人 利用日数：2日	実績なし	実績なし	実質利用者数：1人 利用日数：1日	実績なし	<p style="text-align: center;">調整上の課題</p> <p>各市町とも国の要綱に準じて事業を実施している。</p> <p style="text-align: center;">課題への対応</p> <p>特になし。</p> <p style="text-align: center;">調整案</p> <p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>	
	ショートステイ事業			トワイライトステイ事業																																																																													
内容	一時的に養育・保護を必要とする児童等に対し適切な処遇が確保される施設にその養育・保護を委託する。			保護者の帰宅が恒常的に夜間にわたるため、児童に対する生活指導や家事の面等で困難を生じている場合、実施施設に委託して対象児童を通所させて、夕食の提供等を行う。																																																																													
利用期間	原則として7日以内とする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合には、必要最小限の範囲内で延長することができる。			原則として6月程度とする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合には、必要最小限の範囲内で延長することができる。																																																																													
利用要件	(1) 保護者が社会的事由(疾病、出産、介護、事故、災害、冠婚葬祭、転勤、出張、看護、育児不安、育児疲れ、慢性疾患児等の看病疲れ等)により、一時的に家庭において養育できないとき。 (2) ホームヘルパー、看護婦、保母等が医療機関及び福祉施設等で夜勤をするとき。			(1) 保護者が仕事等の事由によるとき。 (2) 引き続き宿泊する場合や休日(日中8時間)に不在のとき。																																																																													
利用料	生活保護世帯	2歳未満児	0	生活保護世帯	夜間養護事業	0																																																																											
		2歳以上児	0		休日預かり事業	0																																																																											
	市町村民税非課税	2歳未満児	1,100円	市町村民税非課税	夜間養護事業	300円																																																																											
		2歳以上児	1,000円		休日預かり事業	350円																																																																											
一般世帯	2歳未満児	5,350円	一般世帯	夜間養護事業	750円																																																																												
	2歳以上児	2,750円		休日預かり事業	1,350円																																																																												
山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																																																																													
実質利用者数：1人 利用日数：12日	実績なし	実質利用者数：1人 利用日数：2日	実績なし	実績なし																																																																													
実質利用者数：2人 利用日数：2日	実績なし	実績なし	実質利用者数：1人 利用日数：1日	実績なし																																																																													

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	各種事業										
事業名	すくすく子育て支援事業補助			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (7) 児童福祉事業										
専門部会名	福祉部会	分科会名	児童・母子福祉分科会	コード	19-05-03-06										
現況				分析											
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 20px;"> <p>すくすく子育て支援事業補助 廃止</p> <p>仕事と子育ての両立を支援し、児童福祉の増進を図るため、市町内に住所を有する家庭に属する児童であって第3子以降の児童のうち、入所措置を行う月の初日が3歳未満である児童が保育所へ入所措置された場合又は、民間保育サービス施設へ通所した場合、市が当該児童に係る保育料を25,000円を限度に補助し、保育料の軽減を図る。</p> <p style="text-align: center;">平成14年度決算額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>山口市</td> <td>2,719千円</td> </tr> <tr> <td>小郡町</td> <td>326千円</td> </tr> <tr> <td>秋穂町</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>阿知須町</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>徳地町</td> <td>244千円</td> </tr> </table> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>多子世帯保育料等軽減事業 (H15年度~)</p> <p>第3子以降の3歳未満児のいる世帯に対し、保育料等(認可外保育施設を含む)の軽減</p> <p>[事業主体] 市町村</p> <p>[助成対象] 第3子以降の3歳未満児が保育所に入所している世帯</p> <p>[助成内容] 国の徴収金基準額表第2~第4階層に属する世帯 無料化</p> <p style="padding-left: 40px;">国の徴収金基準額表第5階層以上に属する世帯 1/2軽減</p> <p style="padding-left: 40px;">認可外保育施設に入所している世帯 1人につき年間50,000円(現行25,000円)</p> <p>[負担割合] 県1/2、市町村1/2</p> </div>				山口市	2,719千円	小郡町	326千円	秋穂町	/	阿知須町	/	徳地町	244千円	調整上の課題	
				山口市	2,719千円										
				小郡町	326千円										
秋穂町	/														
阿知須町	/														
徳地町	244千円														
15年度から県事業の改定があり、新制度での事業を実施。															
				課題への対応											
				調整案											
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>											

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	各種事業
事業名	民間保育所への運営費補助			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (7) 児童福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	児童・母子福祉分科会	コード	19-05-03-08

現況

分析

民間保育所への運営費補助

	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
私立保育所数	8箇所	1箇所	2箇所	該当なし	2箇所
定員	915人	60人	105人		40人
平成14年度 運営費補助決算額	42,853千円	0千円	400千円		746千円

阿知須町を除く1市3町に、民間保育所が設置運営されており、小郡町以外の1市2町で、運営費補助を実施している。

調整上の課題

山口市

	補助事業 (内容)	目的	備考(算出根拠)	14年度決算額
1	児童処遇向上費	採暖費を上乗せすることにより、児童の処遇向上を図る。	190円×入所児童数(10月～3月)	1,116千円
2	職員処遇向上費	公立職員との給与格差の是正を図る。	3歳未満児 1,200円(月額)×入所児童数 3歳以上児 240円(月額)×入所児童数	6,850千円
3	職員業務省力化改善費	民間保育所における週休2日制導入の促進を図る。	保育士 臨時賃金/2×26週 調理師 臨時賃金/2×26週	11,029千円
4	牛乳支給費	3歳以上児の健康増進を図る。	40円(日額)×3歳以上児数(200cc相当)	6,911千円
5	事務手数料	保育料徴収の円滑化を図る。	350円(月額)×定員数	3,591千円
6	災害共済負担金 (学校健康センター)	園児のけが等の保険掛金を負担し、園の経費負担の軽減を図る。	385円(月額)×入所児童数	350千円
7	賠償責任保険料 (全国私立保育連盟)	施設の瑕疵による園児の事故等に対する賠償保険料負担し、園の経費負担の軽減を図る。	120円(年額)×定員数	91千円
8	障害児保育費	障害児保育について、保育士の確保、受入体制の充実を図る。	1人当たり75,860円(月額)	12,896千円
9	一時保育事業総合 保険料	一時保育で預かる園児の事故等に対する賠償保険料を負担し、園の経費負担の軽減を図る。	基本分 1,950円 加算分 350円/人	19千円

課題への対応

民間保育所の経営の安定化及び公立保育所との格差是正のため、児童及び職員の処遇向上を柱として、必要な補助制度を創設する方向で調整する。

調整案

- () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- () 2. 市・町の例により調整する。
- () 3. 新たに制度等を創設する。
- () 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- () 6. 廃止の方向で検討する。
- () 7. その他()

秋穂町

私立保育園の入所児童及び職員の処遇改善を図るため、毎年度予算の範囲内において、保育所運営費に対し助成金を交付する。

【根拠法令等】 秋穂町私立児童福祉施設運営費助成事務取扱要領

徳地町

私立保育所の健全運営と経営安定を促進するため、予算の範囲内において、措置費の加算支給をする。

【根拠法令等】 徳地町私立保育所措置加算支給交付要綱

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	各種事業
事業名	乳幼児健康支援一時預かり事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (7) 児童福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	児童・母子福祉分科会	コード	19-05-03-11
現況				分析	
<p>乳幼児健康支援一時預かり事業</p> <p>病後児保育 保育所に通所中の児童等が病気回復期にあり、集団保育の困難な期間、当該児童等を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援。</p> <p>山口市</p> <p>委託施設：2箇所 利用料： 2,000円(1日)、2,100円(1日) 減免規定：なし 保育時間：平日 8:30~18:00、8:00~18:00 土曜日 8:30~18:00、8:00~13:30 平成14年度実績：委託料 12,820千円</p> <p>【根拠法令等】 ・山口市乳幼児健康支援一時預かり事業実施要綱</p> <p>小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町 該当なし</p>				調整上の課題	
				<p>山口市のみで実施している。 低所得者対策としての、減免補助規定がない。</p>	
				課題への対応	
<p>低所得者対策として減免補助を導入する。 なお、子育て支援の推進という総合的な施策の中で、新たな制度等も創設する。</p>					
調整案					
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他 ()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	各種事業
事業名	ちびっ子広場設置補助事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (7) 児童福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	児童・母子福祉分科会	コード	19-05-03-13
現況				分 析	
<p>ちびっ子広場設置事業補助事業</p> <p>(趣旨) 地域の連帯意識の中で、児童の健康増進など児童福祉の向上を図るために、ちびっ子広場を設置しようとする地域の団体に対し、補助金を交付する。</p> <p>(補助対象) 1. 一定の場所で、5年以上ちびっ子広場として使用されるものであること。 2. 地域の子どもたちが、自由に共同で利用できるものであること。</p> <p>(補助対象の経費の範囲) 1. ちびっ子広場の整地費 2. 遊具の設置費 3. 柵の設置費 4. その他市長が適当と認める経費</p> <p>(補助金) 市長が認める補助対象経費の実支出総額から寄付金その他の収入を控除した額で、一件100万円を限度とする。</p> <p>【根拠法令等】 ・ 山口市ちびっ子広場設置事業補助金交付要綱</p>				調 整 上 の 課 題	
				山口市独自の独自事業である。	
				課 題 へ の 対 応	
廃止の方向で検討する。ただし、平成21年度までは現行どおりとし、子育て支援の推進という総合的な施策の中で検討する。					
				調 整 案	
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。 ただし、平成21年度までは現行どおりとする。</p> <p>() 7. その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	各種事業
事業名	助産扶助費			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (7) 児童福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	児童・母子福祉分科会	コード	19-05-03-14
現況				分 析	
<p>山口市 (目的)</p> <p>1 山口市に居住する妊産婦が保健上入院助産をする必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産が困難な者に対し助産のための助産扶助費(以下「助産扶助費」という。)を交付することにより妊産婦の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>2 前項に規定する「保健上入院助産をする必要がある」とは次の各号に該当する場合をいう。 (1) 異常分娩のおそれがある場合。 (2) 住居が狭小であるため居宅分娩が不適当とみられる場合。 (3) 多子世帯又は母子世帯等で人手がない場合。 (4) 家庭環境が劣悪で衛生上安全な分娩が期待できない場合。 (5) その他医師が必要と認めた場合。</p> <p>3 第1項に規定する「経済的理由」とは、一般の産科病院で分娩するための費用の全部又は一部を負担することが困難と認められる場合。</p> <p>(交付対象及交付額) 助産扶助費の交付を受けることのできる者は、次に掲げる要件のすべてを備えている者でなければならない。 (1) 山口市に居住を有する妊産婦であること。 (2) 前年分の所得税の非課税世帯に属する者であること。ただし、経済上真にやむを得ない特別の理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(交付額) 交付の額は、予算の範囲内で助産に要した費用から保険給付額(国保共済等から支給される費用)を除いた額以内とする。ただし、助産に要した費用の限度額は、入院(8日以内の実入院日数)に要する必要最小限度の額とする。</p> <p>平成14年度実績 利用者 0人</p>				調 整 上 の 課 題	
				<p>山口市で実施している。</p>	
				課 題 へ の 対 応	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防府市の制度を取り入れ、経済的理由により出産に要する費用の支出が困難な方に対して、費用の一部を助成する。また交付対象の要件を市町村民税非課税世帯に属する産婦にする等、新たな制度を創設する。 ・ 助産扶助の額は、出産に要した費用から健康保険、国民健康保険、共済、その他から給付される出産に伴う給付金を控除した額とし、80,000円を限度とする。 					
調 整 案					
<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>					

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	各種事業																						
事業名	出産祝金			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (7) 児童福祉事業																						
専門部会名	福祉部会	分科会名	児童・母子福祉分科会	コード	19-05-04-01																						
現況				分析																							
<p>出産祝金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">秋穂町</th> <th style="text-align: center;">阿知須町</th> <th style="text-align: center;">徳地町</th> <th style="text-align: center;">山口市・小郡町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td style="text-align: center;">秋穂町育児奨励金</td> <td style="text-align: center;">阿知須町特別出生手当</td> <td style="text-align: center;">徳地町出生祝金</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">該当なし</td> </tr> <tr> <td>交付対象者</td> <td>住所を有し、出産後引き続き1年以上定住する意志のある者のうち、生計を一にする満1歳に達する子を持つ親</td> <td>1年以上住所を有した者の出産(ただし3人目以上の出産)</td> <td>1年以上住所を有した者の出産</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>第1子 3万円 第2子 5万円 第3子 10万円</td> <td>3人目 10万円 4人目以上 15万円</td> <td>第1子 5万円 第2子 10万円 第3子 15万円</td> </tr> <tr> <td>H14年度実績</td> <td style="text-align: center;">39件 2,100千円</td> <td style="text-align: center;">8件 950千円</td> <td style="text-align: center;">21件 1,950千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【根拠法令等】・秋穂町定住促進条例、秋穂町定住促進施行規則 ・阿知須町特別出生手当支給条例、阿知須町特別出生手当支給条例施行規則 ・徳地町出生祝金支給条例</p>					秋穂町	阿知須町	徳地町	山口市・小郡町	名称	秋穂町育児奨励金	阿知須町特別出生手当	徳地町出生祝金	該当なし	交付対象者	住所を有し、出産後引き続き1年以上定住する意志のある者のうち、生計を一にする満1歳に達する子を持つ親	1年以上住所を有した者の出産(ただし3人目以上の出産)	1年以上住所を有した者の出産	金額	第1子 3万円 第2子 5万円 第3子 10万円	3人目 10万円 4人目以上 15万円	第1子 5万円 第2子 10万円 第3子 15万円	H14年度実績	39件 2,100千円	8件 950千円	21件 1,950千円	調整上の課題	
					秋穂町	阿知須町	徳地町	山口市・小郡町																			
				名称	秋穂町育児奨励金	阿知須町特別出生手当	徳地町出生祝金	該当なし																			
				交付対象者	住所を有し、出産後引き続き1年以上定住する意志のある者のうち、生計を一にする満1歳に達する子を持つ親	1年以上住所を有した者の出産(ただし3人目以上の出産)	1年以上住所を有した者の出産																				
				金額	第1子 3万円 第2子 5万円 第3子 10万円	3人目 10万円 4人目以上 15万円	第1子 5万円 第2子 10万円 第3子 15万円																				
H14年度実績	39件 2,100千円	8件 950千円	21件 1,950千円																								
課題への対応																											
調整案																											
<p>秋穂町、阿知須町、徳地町で実施している。</p> <p>廃止とするが、次世代育成支援対策推進法(H15.7.9成立)に基づき、子育てしやすい環境を整備する行動計画策定の中で、検討することとする。</p> <p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																											

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	手当・医療
事業名	乳幼児医療			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (7) 児童福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	児童・母子福祉分科会	コード	19-05-04-04
現況				分析	
<p>乳幼児医療制度</p> <p>(目的) 乳幼児の医療費の一部を当該乳幼児の保護者に対し助成することにより、乳幼児の保健の向上に寄与し、児童の福祉の増進を図る。</p> <p>(定義) 「乳幼児」 小学校就学前児(満6歳に達する日以後最初の3月31日までにある児童)</p> <p>(対象者) 各市(町)内に居住地を有する乳幼児又は国民健康保険法第116条若しくは第116条の2の規定により各市(町)が行う国民健康保険の被保険者とした乳幼児で、医療保険に加入している者のうち、当該乳幼児の父母の定率控除前市町村民税所得割の課税額(地方税法において、年度を限定して控除される市町村民税所得割額の定率控除額を除く)が82,300円を超えないもの。ただし、次の各号の一に該当するものを除く。 (1)生活保護法による保護を受けている者 (2)児童福祉法による児童福祉施設に入所している者であって、国又は地方公共団体の負担による医療費の支給を受けることができる者 (3)国民健康保険法第116条若しくは第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされた者</p> <p>(助成の範囲) 次の各号に掲げる額。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われるときは、この限りでない。 (1)社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該給付に関する額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額。(保険診療の自己負担額)</p> <p>山口市・小郡町・秋穂町・阿知須町・徳地町の各市町とも県制度に基づき事業実施</p> <p>小郡町の単独制度 0歳児は所得制限を撤廃</p>				調整上の課題	
				各市町とも県制度に基づき事業実施をしているが、小郡町のみ0歳児は所得制限を撤廃している。	
				課題への対応	
				0歳児の所得制限を撤廃している、小郡町の例により調整する。	
				調整案	
<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 小郡町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>					

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	各種事業															
事業名	就学・就職支度金			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (7) 児童福祉事業															
専門部会名	福祉部会	分科会名	児童・母子福祉分科会	コード	19-06-04-01															
現況				分析																
<p>就学・就職支度金</p> <p>交付対象者</p> <p>(1) 母子福祉法第5条第1項に規定する配偶者のいない女子又は配偶者のいない男子で現に児童を扶養している者及び父母のいない児童を養育している者</p> <p>(2) 受給申請者及びその者と生計を同じくする扶養義務者のいずれもが所得税を課されていない者</p> <p>(3) 現に小学校、中学校に入学する児童又は義務教育修了後就学、就職する監護又は児童を養育している者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">小 郡 町</th> <th style="text-align: center;">阿 知 須 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校入学支度金</td> <td style="text-align: center;">11,000円</td> <td style="text-align: center;">15,000円</td> </tr> <tr> <td>中学校入学支度金</td> <td style="text-align: center;">13,000円</td> <td style="text-align: center;">15,000円</td> </tr> <tr> <td>義務教育修了後就学・就職支度金</td> <td style="text-align: center;">13,000円</td> <td style="text-align: center;">15,000円</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">H16年度事業廃止</td> </tr> </tbody> </table>					小 郡 町	阿 知 須 町	小学校入学支度金	11,000円	15,000円	中学校入学支度金	13,000円	15,000円	義務教育修了後就学・就職支度金	13,000円	15,000円	備 考	H16年度事業廃止		調整上の課題	
					小 郡 町	阿 知 須 町														
				小学校入学支度金	11,000円	15,000円														
				中学校入学支度金	13,000円	15,000円														
義務教育修了後就学・就職支度金	13,000円	15,000円																		
備 考	H16年度事業廃止																			
<p>平成15年度から県制度が廃止となり、山口市、秋穂町、徳地町は事業を廃止している。</p> <p>小郡町は平成16年度に廃止、阿知須町は、単独事業として継続実施している。</p>																				
課題への対応																				
<p>新たな総合的な母子家庭等自立支援対策事業に移行する。</p>																				
調整案																				
<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>																				

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	母(父)子福祉の状況	小項目	手当・医療																														
事業名	母子家庭医療費助成事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (7) 児童福祉事業																														
専門部会名	福祉部会	分科会名	児童・母子福祉分科会	コード	19-06-05-04																														
現況				分 析																															
母子家庭医療費助成				調 整 上 の 課 題																															
<p>(趣旨) 母子家庭等の母子の医療費の一部を助成することにより、当該母子の保健の向上に寄与し、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(対象者) それぞれの市町に居住地を有する者又は国民健康保険法第116条若しくは第116条の2の規定により各市町が行う国民健康保険の被保険者とした者であって、社会保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者のうち別表に掲げる者とする。ただし、次の各号の一に該当する者を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者 ・老人保健法(昭和57年法律第80号)による医療を受けることができる者(山口県との協議により、対象者として認められた者を除く。) ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給を受けることができる者 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条の規定による児童福祉施設に入所している児童又は同法第27条第1項第3号の規定による里親に養育されている児童であって、国又は地方公共団体の負担による医療費の支給を受けることができる者 ・重度心身障害者医療費助成事業(昭和48年7月23日社会第670号山口県民生部長通知)による医療費の助成を受けることができる者 ・国民健康保険法第116条又は第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされた者 <p>1 次のいずれかに該当する者(以下「対象児童」という。)を養育している者及びその者が養育する対象児童並びに父母のない対象児童(市町村民税所得割課税世帯の女子及び児童を除く。)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (2) 学校教育法に規定する高等学校(専攻科を除く。)、盲学校(専攻科を除く。)、聾学校、養護学校、高等専門学校(第3学年までの学年に限る。)又は専修学校(高等課程に限る。)に在学する者(20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。) <p>2 1に規定する対象児童を養育している者とは、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と死別した女子であって現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていないもの。 (2) 離婚した女子であって現に婚姻をしていないもの (3) 配偶者の生死が明らかでない女子 (4) 配偶者から遺棄されている女子 (5) 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない女子 (6) 配偶者が国民年金法施行令別表1級に該当する程度の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子 (7) 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない女子 (8) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの <p>3 1に規定する父母のない対象児童とは、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 父母(養父母を含む。以下同じ。)と死別した対象児童 (2) 父母の生死が明らかでない対象児童 (3) 父母から遺棄されている対象児童 (4) 父母が海外にあるため、その扶養を受けることができない対象児童 (5) 父母が国民年金法施行令別表1級に該当する程度の障害により長期にわたって労働能力を失っているためその扶養を受けることができない対象児童 (6) 父母が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない対象児童 (7) 生存する父母のうちに(2) から(6) までに規定する事情のいずれにも該当しない者が一人もいない対象児童 				<p>県制度に基づき各市町で実施。相違点なし。</p>																															
				課 題 へ の 対 応																															
				特になし。																															
				調 整 案																															
<p>(助成の範囲)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市(町)長は、対象者の疾病又は負傷について、次の各号に掲げる額をこの要綱に定める手続きに従い、母子家庭療養費として対象者に助成するものとする。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われるときはこの限りでない。 2 前項第1号の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。 <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山口県母子家庭医療費助成事業補助金交付要綱、各市町母子家庭医療費助成要綱 				<p>() 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2 . 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3 . 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4 . 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6 . 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7 . その他()</p>																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>山 口 市</th> <th>小 郡 町</th> <th>秋 穂 町</th> <th>阿 知 須 町</th> <th>徳 地 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者(15年7月1日)</td> <td style="text-align: center;">1,398人</td> <td style="text-align: center;">267人</td> <td style="text-align: center;">77人</td> <td style="text-align: center;">50人</td> <td style="text-align: center;">66人</td> </tr> <tr> <td>延べ支払件数(14年度)</td> <td style="text-align: center;">14,923件</td> <td style="text-align: center;">3,265件</td> <td style="text-align: center;">1,026件</td> <td style="text-align: center;">637件</td> <td style="text-align: center;">641件</td> </tr> <tr> <td>支弁額(14年度)</td> <td style="text-align: center;">39,346,734円</td> <td style="text-align: center;">8,698,378円</td> <td style="text-align: center;">3,306,395円</td> <td style="text-align: center;">1,910,672円</td> <td style="text-align: center;">2,398,363円</td> </tr> <tr> <td>市町の助成額(14年度)</td> <td style="text-align: center;">18,586,009円</td> <td style="text-align: center;">4,188,326円</td> <td style="text-align: center;">1,575,316円</td> <td style="text-align: center;">905,474円</td> <td style="text-align: center;">1,199,181円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(母子家庭医療費助成事業補助金精算書より) 注. 市町の助成額 = 支弁額 - 収入額 - 県補助所要額</p>					山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	対象者(15年7月1日)	1,398人	267人	77人	50人	66人	延べ支払件数(14年度)	14,923件	3,265件	1,026件	637件	641件	支弁額(14年度)	39,346,734円	8,698,378円	3,306,395円	1,910,672円	2,398,363円	市町の助成額(14年度)	18,586,009円	4,188,326円	1,575,316円	905,474円	1,199,181円		
	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町																														
対象者(15年7月1日)	1,398人	267人	77人	50人	66人																														
延べ支払件数(14年度)	14,923件	3,265件	1,026件	637件	641件																														
支弁額(14年度)	39,346,734円	8,698,378円	3,306,395円	1,910,672円	2,398,363円																														
市町の助成額(14年度)	18,586,009円	4,188,326円	1,575,316円	905,474円	1,199,181円																														

協議第 4 2 号

合併協定項目 2 2 - 8

各種事務事業の取扱い「その他社会福祉事業」

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	組織・機構	小項目	民生・児童委員等の状況																																																																
事業名	民生・児童委員、主任児童委員			協定項目	22 各種事務事業の取扱い(8)その他の社会福祉事業																																																																
専門部会名	福祉部会	分科会名	社会福祉(地域福祉)分科会	コード	19-01-03-01																																																																
現況				分析																																																																	
<p>民生・児童委員、主任児童委員の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">定数</td> <td>民生委員・児童委員</td> <td>238人</td> <td>44人</td> <td>21人</td> <td>18人</td> <td>34人</td> </tr> <tr> <td>主任児童委員</td> <td>32人</td> <td>3人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">任期</td> <td>H13.12.1 ~ H16.11.30</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>						山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	定数	民生委員・児童委員	238人	44人	21人	18人	34人	主任児童委員	32人	3人	2人	2人	2人	任期		H13.12.1 ~ H16.11.30	同左	同左	同左	同左	<p style="text-align: center;">調整上の課題</p> <p>市と町において、組織の相違がある。 市町により活動費助成について、相違がある。</p>																																						
		山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																																																															
定数	民生委員・児童委員	238人	44人	21人	18人	34人																																																															
	主任児童委員	32人	3人	2人	2人	2人																																																															
任期		H13.12.1 ~ H16.11.30	同左	同左	同左	同左																																																															
<p>活動費の状況 (実施形態)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般活動費</td> <td>会長(1) (A+B) 121,300円/年</td> <td>会長 87,000円/年</td> <td>会長 82,000円/年</td> <td>会長 80,000円/年</td> <td>会長 84,000円/年</td> </tr> <tr> <td>副会長(1) (A+C) 116,300円/年</td> <td>副会長 79,000円/年</td> <td>副会長・婦人部長 81,000円/年</td> <td>副会長 77,000円/年</td> <td>地区会長 78,000円/年</td> </tr> <tr> <td>一般 (A) 91,300円/年 (2)</td> <td>一般 75,000円/年</td> <td>一般 80,000円/年</td> <td>一般 75,000円/年 (3)</td> <td>一般 72,000円/年</td> </tr> <tr> <td>地区会長活動費</td> <td>1地区 20,000円/年</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>地区協議会活動費</td> <td>(1人当り 12,000円) 3,240,000円/年</td> <td>2,439,000円</td> <td>-</td> <td>501,000円</td> <td>381,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">市民児協会</td> <td>会長 (B) 30,000円/年</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>副会長(2人) (C) 25,000円/年</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>部会長 (5部会) 10,000円/年</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>副部会長 副主任児童委員 5,000円/年</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>活動費 1人 6,000円/年</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>地区協議会活動費(県費)</td> <td>2,553,000円 地区 30,000円/年 1人当り 7,678円/年</td> <td>390,000円 地区 30,000円/年 1人当り 7,678円/年</td> <td>206,000円 地区 30,000円/年 1人当り 7,678円/年</td> <td>183,000円 地区 30,000円/年 1人当り 7,678円/年</td> <td>306,000円 地区 30,000円/年 1人当り 7,678円/年</td> </tr> </tbody> </table>					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	一般活動費	会長(1) (A+B) 121,300円/年	会長 87,000円/年	会長 82,000円/年	会長 80,000円/年	会長 84,000円/年	副会長(1) (A+C) 116,300円/年	副会長 79,000円/年	副会長・婦人部長 81,000円/年	副会長 77,000円/年	地区会長 78,000円/年	一般 (A) 91,300円/年 (2)	一般 75,000円/年	一般 80,000円/年	一般 75,000円/年 (3)	一般 72,000円/年	地区会長活動費	1地区 20,000円/年	-	-	-	-	地区協議会活動費	(1人当り 12,000円) 3,240,000円/年	2,439,000円	-	501,000円	381,000円	市民児協会	会長 (B) 30,000円/年	-	-	-	-	副会長(2人) (C) 25,000円/年	-	-	-	-	部会長 (5部会) 10,000円/年	-	-	-	-	副部会長 副主任児童委員 5,000円/年	-	-	-	-	活動費 1人 6,000円/年	-	-	-	-	地区協議会活動費(県費)	2,553,000円 地区 30,000円/年 1人当り 7,678円/年	390,000円 地区 30,000円/年 1人当り 7,678円/年	206,000円 地区 30,000円/年 1人当り 7,678円/年	183,000円 地区 30,000円/年 1人当り 7,678円/年	306,000円 地区 30,000円/年 1人当り 7,678円/年
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																																																																
一般活動費	会長(1) (A+B) 121,300円/年	会長 87,000円/年	会長 82,000円/年	会長 80,000円/年	会長 84,000円/年																																																																
	副会長(1) (A+C) 116,300円/年	副会長 79,000円/年	副会長・婦人部長 81,000円/年	副会長 77,000円/年	地区会長 78,000円/年																																																																
	一般 (A) 91,300円/年 (2)	一般 75,000円/年	一般 80,000円/年	一般 75,000円/年 (3)	一般 72,000円/年																																																																
地区会長活動費	1地区 20,000円/年	-	-	-	-																																																																
地区協議会活動費	(1人当り 12,000円) 3,240,000円/年	2,439,000円	-	501,000円	381,000円																																																																
市民児協会	会長 (B) 30,000円/年	-	-	-	-																																																																
	副会長(2人) (C) 25,000円/年	-	-	-	-																																																																
	部会長 (5部会) 10,000円/年	-	-	-	-																																																																
	副部会長 副主任児童委員 5,000円/年	-	-	-	-																																																																
活動費 1人 6,000円/年	-	-	-	-																																																																	
地区協議会活動費(県費)	2,553,000円 地区 30,000円/年 1人当り 7,678円/年	390,000円 地区 30,000円/年 1人当り 7,678円/年	206,000円 地区 30,000円/年 1人当り 7,678円/年	183,000円 地区 30,000円/年 1人当り 7,678円/年	306,000円 地区 30,000円/年 1人当り 7,678円/年																																																																
				課題への対応																																																																	
				<p>新市民生委員児童委員協議会が一体化するなかで、新たな制度を創設し調整する。</p>																																																																	
				調整案																																																																	
<p>1 会長、副会長は市民児協の会長、副会長を兼務 2 山口市... 一般活動費として別に、費用弁償(会議、研修会旅費)1,380千円(H14年度実績) 3 阿知須町... 一般活動費として別に、3年に1回研修費 1,100千円(55,000円×20人)</p>				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																																																																	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	生活保護の状況	小項目	低所得者等見舞金の状況
事業名	低所得者等見舞金			協定項目	22 各種事務事業の取扱い(8)その他の社会福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	社会福祉(生活保護)分科会	コード	19-07-06-01

現況

分析

調整上の課題

低所得者(被保護者)見舞金(平成14年度)

	夏期見舞金			年末見舞金		
	在宅分 (3人世帯)	救護所入所分	入院分	在宅分 (3人世帯)	救護所入所分	入院分
山口市	9,400円	5,400円	4,100円	11,950円	7,300円	5,400円
小郡町	3,700円	-	-	7,700円	-	-
秋穂町						
阿知須町						
徳地町	4,380円	-	-	6,250円	-	-

市見舞金については、世帯員のうち入院(入所)している者がいる世帯でも、ほかに在宅の世帯員がいれば、入院(入所)している者についても在宅扱いとなる。

市見舞金の他に、県見舞金がある。

県見舞金については、世帯員のうち一般入院している者がいる場合、それぞれに該当する額により算出する。

1市2町で、実施しているが、額が相違する。2町で制度がない。

課題への対応

県において、事業目的が同一である見舞金制度を廃止されたこととの均衡を図る必要があり、廃止の方向で検討する。

平成14年度実績

	夏期見舞金						年末見舞金					
	在宅分		救護所入所分		入院分		在宅分		救護所入所分		入院分	
山口市	394世帯	3,154,700円	27世帯	145,800円	69人	282,900円	422世帯	4,658,880円	28世帯	204,400円	63人	340,200円
小郡町	69世帯	225,000円	-	-	-	-	68世帯	353,900円	-	-	-	-
秋穂町												
阿知須町												
徳地町	21世帯	80,100円	-	-	-	-	21世帯	106,450円	-	-	-	-

調整案

- () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- () 2. 山口市の例により調整する。
- () 3. 新たに制度等を創設する。
- () 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- () 6. 廃止の方向で検討する。
- () 7. その他()

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	その他社会福祉事業の状況	小項目	その他社会福祉事業																																							
事業名	災害援護（火災援護資金、災害弔慰金等）			協定項目	22 各種事務事業の取扱い（8）その他の社会福祉事業																																							
専門部会名	福祉部会	分科会名	社会福祉（地域福祉）分科会	コード	19-08-01-02																																							
現況				分析																																								
<p>小災害り災者に対する援護</p> <p>（目的） 災害者対し、市が見舞金（以下「援護費等」という）を給付し、もって市民の自立助長を図る。</p> <p>（給付の対象）</p> <table border="1"> <tr> <td>山口市</td> <td>市内において、発生した地震、風水害等の自然災害及び火災により被害を受けた世帯にかかるり災者に対し給付する。</td> </tr> <tr> <td>小郡町</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>秋穂町</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>阿知須町</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>徳地町</td> <td>該当なし</td> </tr> </table> <p>（援護費等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町名</th> <th colspan="3">項目名</th> </tr> <tr> <th>災害死亡者</th> <th>住家の全壊、全焼又は滅失</th> <th>住家の半壊、半焼又は床上浸水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口市</td> <td>1人につき 50,000円</td> <td>1世帯につき 40,000円</td> <td>1世帯につき 20,000円</td> </tr> <tr> <td>小郡町</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>秋穂町</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>阿知須町</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>徳地町</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>【根拠法令等】</p> <table border="1"> <tr> <td>山口市</td> <td>山口市災害見舞金支給要綱</td> </tr> </table> <p>上記以外に、（社会福祉協議会）、共同募金会、日本赤十字社から見舞金の支給がある。</p>				山口市	市内において、発生した地震、風水害等の自然災害及び火災により被害を受けた世帯にかかるり災者に対し給付する。	小郡町	該当なし	秋穂町	該当なし	阿知須町	該当なし	徳地町	該当なし	市町名	項目名			災害死亡者	住家の全壊、全焼又は滅失	住家の半壊、半焼又は床上浸水	山口市	1人につき 50,000円	1世帯につき 40,000円	1世帯につき 20,000円	小郡町	該当なし	該当なし	該当なし	秋穂町	該当なし	該当なし	該当なし	阿知須町	該当なし	該当なし	該当なし	徳地町	該当なし	該当なし	該当なし	山口市	山口市災害見舞金支給要綱	<p style="text-align: center;">調整上の課題</p> <p>山口市には制度があるが、4町には制度がない。</p>	
山口市	市内において、発生した地震、風水害等の自然災害及び火災により被害を受けた世帯にかかるり災者に対し給付する。																																											
小郡町	該当なし																																											
秋穂町	該当なし																																											
阿知須町	該当なし																																											
徳地町	該当なし																																											
市町名	項目名																																											
	災害死亡者	住家の全壊、全焼又は滅失	住家の半壊、半焼又は床上浸水																																									
山口市	1人につき 50,000円	1世帯につき 40,000円	1世帯につき 20,000円																																									
小郡町	該当なし	該当なし	該当なし																																									
秋穂町	該当なし	該当なし	該当なし																																									
阿知須町	該当なし	該当なし	該当なし																																									
徳地町	該当なし	該当なし	該当なし																																									
山口市	山口市災害見舞金支給要綱																																											
				課題への対応																																								
				<p>災害時の住民の生活を援助する観点から、制度は継続することとし、山口市の例により調整する。</p>																																								
				調整案																																								
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 山口市の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>																																								

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	その他社会福祉事業の状況	小項目	その他社会福祉事業
事業名	行旅困窮者援護	分科会名	社会福祉(地域福祉)分科会	協定項目	22 各種事務事業の取扱い(8)その他の社会福祉事業
専門部会名	福祉部会			コード	19-08-01-05
現況				分析	
行旅困窮者援護				調整上の課題	
支給額等				各市町で旅費の支給額、支給方法、食費の額等が相違する。	
市町名	対象者	支給額	規則・要綱等の名称		
山口市	山口市を通過する途上の行旅人で、運賃又は食費等を所持しない困窮者	・旅費 小郡駅まで (JR:230円) ・食費 長門峡駅まで (JR:320円) 300円(状況に応じ支給する)	山口市行旅病人及び行旅死亡人取扱法施行細則		
小郡町	行路中の者で紛失、盗難、又は消費等により、現に金銭を所有しない者であって、次の各号該当者 (1)換金可能な物品を所有していない者 (2)町内において金銭を得る途のない者	・旅費 小野田方面 (JR回数券:480円) 防府方面 (JR回数券:320円) ・食費 美東町大田まで(バス回数券:930円) 200円	行旅困窮者に対する旅食費支給要綱		
秋穂町	秋穂町を通過する途上の行旅人で、運賃又は食費等を所持しない困窮者	・旅費 小郡駅まで (バス代:630円) ・食費 大道駅まで (バス代:490円) 300円	なし		
阿知須町	阿知須町を通過する途上の行旅人で、運賃又は食費等を所持しない困窮者	・旅費 小郡駅まで (JR旅費:230円) ・食費 琴芝駅まで (JR旅費:320円) 200円	阿知須町行旅困窮者に対する旅食費支給要綱		
徳地町	徳地町を通過する途上の行旅人で、運賃を所持しない困窮者	・旅費 防府方面 (バス運賃:800円)	なし		
平成14年度 行旅旅食費支給状況				課題への対応	
	決算額	件数	旅費については、JR回数券又は運賃相当現金と食費300円を支給することを原則とする。		
山口市	60,460円	179件			
小郡町	342,870円	564件			
秋穂町	49,700円	56件			
阿知須町	70,350円	145件			
徳地町	4,000円	5件			
計	527,380円	949件			
				調整案	
				() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()	

協議第 4 3 号

合併協定項目 2 2 - 9

各種事務事業の取扱い「保健・医療事業」

事務一元化現況・分析調書

大項目	保健医療	中項目	保健関係施策の状況	小項目	母子保健																																													
事業名	妊婦健康診査			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (9) 保健・医療事業																																													
専門部会名	福祉部会	分科会名	保健医療分科会	コード	21-03-02-02																																													
現況				分析																																														
<p>妊婦健康診査</p> <p>妊婦の健康状態について、母体はもちろんのこと、出産や胎児の健康に大きな影響を与えることから、定期的に健診を実施している。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">定期健診</td> <td>前期</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中期</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>後期</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">超音波検査</td> <td>前期超音波</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>後期超音波</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>35歳以上超音波</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">は建議 検査を実施</p>						山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	定期健診	前期						中期						後期						超音波検査	前期超音波						後期超音波						35歳以上超音波						調整上の課題	
						山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																																								
定期健診	前期																																																	
	中期																																																	
	後期																																																	
超音波検査	前期超音波																																																	
	後期超音波																																																	
	35歳以上超音波																																																	
		<ul style="list-style-type: none"> ・定期健診回数が、山口市、小郡町、秋穂町、徳地町は、前期、後期の2回。阿知須町は、前期、中期、後期の3回。 ・超音波検査の実施時期及び対象者が、相違する。 																																																
				課題への対応																																														
		<p>平成14年度実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">実施者</td> <td>前期</td> <td>1,338人</td> <td>215人</td> <td>40人</td> <td>71人</td> <td>19人</td> </tr> <tr> <td>中期</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>61人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>後期</td> <td>1,313人</td> <td>228人</td> <td>34人</td> <td>57人</td> <td>18人</td> </tr> <tr> <td>前期超音波</td> <td></td> <td>221人</td> <td>46人</td> <td>69人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>後期超音波</td> <td>1,285人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>35歳以上超音波</td> <td></td> <td>27人</td> <td>1人</td> <td>6人</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table>						山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	実施者	前期	1,338人	215人	40人	71人	19人	中期				61人		後期	1,313人	228人	34人	57人	18人	前期超音波		221人	46人	69人		後期超音波	1,285人					35歳以上超音波		27人	1人	6人	2人	
		山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																																												
実施者	前期	1,338人	215人	40人	71人	19人																																												
	中期				61人																																													
	後期	1,313人	228人	34人	57人	18人																																												
	前期超音波		221人	46人	69人																																													
	後期超音波	1,285人																																																
	35歳以上超音波		27人	1人	6人	2人																																												
				調整案																																														
		<ul style="list-style-type: none"> () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他() 																																																

事務一元化現況・分析調書

大項目	保健医療	中項目	保健関係施策の状況	小項目	母子保健																														
事業名	乳幼児健康診査	分科会名	保健医療分科会	協定項目	22 各種事務事業の取扱い (9) 保健・医療事業																														
専門部会名	福祉部会			コード	21-03-02-03																														
現況				分析																															
乳幼児健康診査				調整上の課題																															
				<ul style="list-style-type: none"> 1市4町とも同一の方法で行っており、特に問題なし。 (徳地町も平成16年度から1ヶ月健診を開始している。) 																															
				課題への対応																															
				<ul style="list-style-type: none"> 特になし。 																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施方法</td> <td>個別健診 1ヶ月・3ヶ月・7ヶ月 健診</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左 (平成16年度より 1ヶ月健診開始)</td> </tr> <tr> <td>実施項目</td> <td>乳幼児に対する健康診査について平成10年4月8日児母第29号に準じた項目</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>委託単価</td> <td>県が示した単価にて委託 5,520円/人</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>費用徴収</td> <td>無料</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	実施方法	個別健診 1ヶ月・3ヶ月・7ヶ月 健診	同左	同左	同左	同左 (平成16年度より 1ヶ月健診開始)	実施項目	乳幼児に対する健康診査について平成10年4月8日児母第29号に準じた項目	同左	同左	同左	同左	委託単価	県が示した単価にて委託 5,520円/人	同左	同左	同左	同左	費用徴収	無料	同左	同左	同左	同左	調整案	
					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																										
実施方法	個別健診 1ヶ月・3ヶ月・7ヶ月 健診	同左	同左	同左	同左 (平成16年度より 1ヶ月健診開始)																														
実施項目	乳幼児に対する健康診査について平成10年4月8日児母第29号に準じた項目	同左	同左	同左	同左																														
委託単価	県が示した単価にて委託 5,520円/人	同左	同左	同左	同左																														
費用徴収	無料	同左	同左	同左	同左																														
<p>平成14年度実績：実施者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1ヶ月</td> <td>1,206人</td> <td>191人</td> <td>31人</td> <td>52人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3ヶ月</td> <td>1,318人</td> <td>244人</td> <td>49人</td> <td>63人</td> <td>26人</td> </tr> <tr> <td>7ヶ月</td> <td>1,314人</td> <td>237人</td> <td>46人</td> <td>62人</td> <td>27人</td> </tr> </tbody> </table>			山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	1ヶ月	1,206人	191人	31人	52人		3ヶ月	1,318人	244人	49人	63人	26人	7ヶ月	1,314人	237人	46人	62人	27人	<ul style="list-style-type: none"> () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他() 									
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																														
1ヶ月	1,206人	191人	31人	52人																															
3ヶ月	1,318人	244人	49人	63人	26人																														
7ヶ月	1,314人	237人	46人	62人	27人																														

事務一元化現況・分析調書

大項目	保健医療		中項目	保健関係施策の状況		小項目	母子保健	
事業名	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査					協定項目	22 各種事務事業の取り扱い(9)保健・医療事業	
専門部会名	福祉部会		分科会名	保健医療分科会		コード	21-03-02-04、05	
現況						分析		
1歳6か月児健康診査						調整上の課題		
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	・ 山口市、秋穂町、阿知須町、徳地町は、健康診査を一般健診、歯科健診とも集団健診で実施している。 小郡町は一般健診を小児科医への個別健診で実施している。		
実施方法	集団健診 定例日:第4木・金曜日(南部地区 3月に1回第2火曜日)	一般健診(個別) 歯科健診(集団): 隔月	集団健診 年4回 (3歳児健診と同時開催)	集団健診 定例日:6月、9月、12月、3月の第1火曜日 (3歳児健診と同時開催)	集団健診 定例日:4月、8月、12月の第4木曜日 (3歳児健診と同時開催)			
実施項目	乳幼児に対する健康診査について平成10年4月8日児母第29号に準じた項目	同左	同左	同左	同左			
平成14年度実績	対象者数:1,367人 受診者数:1,312人 受診率:96.0%	対象者数:235人 受診者数:225人 受診率:一般健診:95.7% 歯科健診:89.8%	対象者数:50人 受診者数:48人 受診率:95.7%	対象者数:90人 受診者数:84人 受診率:93.3%	対象者数:31人 受診者数:29人 受診率:93.5%			
平成14年度決算	4,260,597円	1,758,450円	255,700円	275,076円	241,200円			
その他	保育士を配置し、親子関係を把握・支援する育児支援強化事業を併せて実施(15年度から)							
3歳児健康診査						課題への対応		
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	・ 新市移行後は、現行どおりとし、これまでの経緯、地域性を考慮して早い時期に健康診査の実施方法を統一する方向で調整する。		
実施方法	集団健診 定例日:第4火・水曜日(南部地区は3月に1回第2水曜日)	一般健診(個別) 歯科健診(集団): 隔月	集団健診 年4回 (1歳6か月児健診と同時開催)	集団健診 定例日:6月、9月、12月、3月の第1火曜日 (1歳6か月児健診と同時開催)	集団健診 定例日:4月、8月、12月の第4木曜日 (1歳6か月児健診と同時開催)			
実施項目	乳幼児に対する健康診査について平成10年4月8日児母第29号に準じた項目	同左	同左	同左	同左			
平成14年度実績	対象者数:1,399人 受診者数:1,330人 受診率:95.1%	対象者数:222人 受診者数:214人 受診率:一般健診:96.4% 歯科健診:88.7%	対象者数:55人 受診者数:52人 受診率:94.5%	対象者数:71人 受診者数:70人 受診率:98.6%	対象者数:45人 受診者数:44人 受診率:97.7%			
平成14年度決算	4,979,634円	1,829,695円	274,419円	367,382円	310,888円			
その他	保育士を配置し、親子関係を把握・支援する育児支援強化事業を併せて実施(15年度から)							
						調整案		
						() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()		

事務一元化現況・分析調書

大項目	保健医療	中項目	保健関係施策の状況	小項目	健康づくり
事業名	成人健康診査	分科会名	保健医療分科会	協定項目	22 各種事務事業の取扱い (9) 保健・医療事業
専門部会名	福祉部会			コード	21-03-03-03~09

現況

分析

成人健康診査

			山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	
基本健康診査	対象者		40歳以上	同左	同左	同左	同左	
	個別	個人負担金	1,200円	同左	同左	同左	1,000円	
	集団		-	-	-	-	500円	
胃がん検診	対象者		40歳以上	同左	同左	同左	同左	
	個別	個人負担金	2,200円	同左	同左	同左	2,900円	
	集団		800円	同左	同左	同左	900円	
肺がん検診	集団	X線	対象者	40歳以上	同左	同左	同左	同左
			個人負担金	無料	同左	同左	同左	同左
	喀痰	対象者	50歳以上	同左	同左	同左	同左	同左
		個人負担金	600円	同左	同左	同左	同左	500円
大腸がん検診	対象者		40歳以上	同左	同左	同左	同左	
	個別	個人負担金	600円	同左	同左	同左	1,100円	
	集団		-	300円	同左	同左	500円	
子宮がん検診	対象者		30歳以上	同左	同左	同左	20歳以上	
	個別	頸部	個人負担金	1,000円	同左	同左	同左	1,700円
		頸部・体部	1,900円	同左	同左	同左	2,500円	
集団		700円	同左	同左	同左	600円		
乳がん検診	対象者		30歳以上	同左	同左	同左	40歳以上	
	個別	個人負担金	600円	同左	同左	同左	700円	
	集団		視触診	-	-	-	200円	-
視触診 マンモグラフィ併用		-	-	1,000円	-	1,200円		
肝炎検診	個別	個人負担金	(節目・問診)無し	(節目)無し	(節目)無し	(節目)無し	(節目)1,000円	
	(二次)1,000円		(二次)同左	(二次)同左	(二次)同左	(二次)1,500円		
	集団	-	-	-	-	(節目)800円		

70歳以上、生活保護、市町民税非課税世帯は無料。

- ・ 山口市は、大腸がん検診の集団検査を行っていない。
- ・ 秋穂町と徳地町は、乳がん検診について、視触診、マンモグラフィ併用による検診を行っている。
- ・ 阿知須町は乳がん検診について、視触診による集団検診を行っている。
- ・ 徳地町は基本健康診査で集団検診を行っている。

課題への対応

- ・ 乳がん検診については、平成17年度から視触診、マンモグラフィ併用方式に1市4町で統一される予定である。
- ・ 基本健康診査、大腸がん検診については、従来どおりの方法で行うものとする。

調整案

- () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- () 2. 山口市・小郡町・秋穂町・阿知須町の例により調整する。
ただし、実施方法については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- () 3. 新たに制度等を創設する。
- () 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- () 6. 廃止の方向で検討する。
- () 7. その他()

事務一元化現況・分析調書

大項目	保健医療	中項目	保健関係施策の状況	小項目	健康づくり										
事業名	婦人健康診査			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (9) 保健・医療事業										
専門部会名	福祉部会	分科会名	保健医療分科会	コード	21-03-03-02										
現況				分析											
<p>婦人健康診査</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">山口市</td> <td style="text-align: center;">阿知須町</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">小郡町・秋穂町・徳地町 該当なし</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対象者</td> <td style="text-align: center;">18歳以上40歳未満</td> <td style="text-align: center;">同左</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">14年度実績</td> <td style="text-align: center;">実施回数 4回 実施者 303人</td> <td style="text-align: center;">(個別) 実施者 39人</td> </tr> </table>					山口市	阿知須町	小郡町・秋穂町・徳地町 該当なし	対象者	18歳以上40歳未満	同左	14年度実績	実施回数 4回 実施者 303人	(個別) 実施者 39人	調整上の課題	
					山口市	阿知須町		小郡町・秋穂町・徳地町 該当なし							
				対象者	18歳以上40歳未満	同左									
14年度実績	実施回数 4回 実施者 303人	(個別) 実施者 39人													
<p>・山口市、阿知須町が、18歳以上40歳未満の女性に対して健診を実施。</p>															
				課題への対応											
		<p>・基本健康診査の対象外の成人等に対して、健診の機会が確保できるよう制度を創設する。</p>													
				調整案											
		<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>													

事務一元化現況・分析調書

大項目	保健医療	中項目	保健関係施策の状況			小項目	健康づくり																																																																																										
事業名	感染症対策（予防接種）				協定項目	22 各種事務事業の取扱い（9）保健・医療事業																																																																																											
専門部会名	福祉部会	分科会名	保健医療分科会			コード	21-03-03-15																																																																																										
現況						分析																																																																																											
予防接種 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポリオ</td> <td>個別</td> <td>個別</td> <td>集団</td> <td>個別</td> <td>集団</td> </tr> <tr> <td>H14実施者</td> <td>2,865人</td> <td>487人</td> <td>44人</td> <td>160人</td> <td>61人</td> </tr> <tr> <td>三種混合</td> <td>個別</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>H14実施者</td> <td>5,327人</td> <td>980人</td> <td>183人</td> <td>283人</td> <td>102人</td> </tr> <tr> <td>ジフテリア・破傷風</td> <td>個別</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>H14実施者</td> <td>1,008人</td> <td>180人</td> <td>38人</td> <td>73人</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>麻しん</td> <td>個別</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>H14実施者</td> <td>1,509人</td> <td>271人</td> <td>55人</td> <td>89人</td> <td>32人</td> </tr> <tr> <td>風しん</td> <td>個別</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>H14実施者</td> <td>1,638人</td> <td>271人</td> <td>69人</td> <td>108人</td> <td>47人</td> </tr> <tr> <td>日本脳炎</td> <td>個別</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>H14実施者</td> <td>5,271人</td> <td>1,002人</td> <td>209人</td> <td>338人</td> <td>167人</td> </tr> <tr> <td>インフルエンザ</td> <td>個別</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>H14実施者</td> <td>11,249人</td> <td>1,827人</td> <td>984人</td> <td>1,093人</td> <td>1,385人</td> </tr> </tbody> </table>							山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	ポリオ	個別	個別	集団	個別	集団	H14実施者	2,865人	487人	44人	160人	61人	三種混合	個別	同左	同左	同左	同左	H14実施者	5,327人	980人	183人	283人	102人	ジフテリア・破傷風	個別	同左	同左	同左	同左	H14実施者	1,008人	180人	38人	73人	12人	麻しん	個別	同左	同左	同左	同左	H14実施者	1,509人	271人	55人	89人	32人	風しん	個別	同左	同左	同左	同左	H14実施者	1,638人	271人	69人	108人	47人	日本脳炎	個別	同左	同左	同左	同左	H14実施者	5,271人	1,002人	209人	338人	167人	インフルエンザ	個別	同左	同左	同左	同左	H14実施者	11,249人	1,827人	984人	1,093人	1,385人	調整上の課題	
							山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																																																																																						
ポリオ	個別	個別	集団	個別	集団																																																																																												
H14実施者	2,865人	487人	44人	160人	61人																																																																																												
三種混合	個別	同左	同左	同左	同左																																																																																												
H14実施者	5,327人	980人	183人	283人	102人																																																																																												
ジフテリア・破傷風	個別	同左	同左	同左	同左																																																																																												
H14実施者	1,008人	180人	38人	73人	12人																																																																																												
麻しん	個別	同左	同左	同左	同左																																																																																												
H14実施者	1,509人	271人	55人	89人	32人																																																																																												
風しん	個別	同左	同左	同左	同左																																																																																												
H14実施者	1,638人	271人	69人	108人	47人																																																																																												
日本脳炎	個別	同左	同左	同左	同左																																																																																												
H14実施者	5,271人	1,002人	209人	338人	167人																																																																																												
インフルエンザ	個別	同左	同左	同左	同左																																																																																												
H14実施者	11,249人	1,827人	984人	1,093人	1,385人																																																																																												
						<ul style="list-style-type: none"> ・ポリオの予防接種の実施方法が、個別と集団の相違がある。 ・小郡町は、ポリオの追加接種を実施している。 																																																																																											
						課題への対応																																																																																											
						<ul style="list-style-type: none"> ・ポリオの予防接種は、個別方式で行うことで調整する。 ・ポリオワクチンの追加接種については、必要がある限り公費負担とする。 																																																																																											
						調整案																																																																																											
						<ul style="list-style-type: none"> () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 小郡町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他() 																																																																																											

小郡町 阿知須町：ポリオワクチン追加接種を実施 対象者（S50.1.1～52.12.31生まれ）

協議第 4 4 号

合併協定項目 2 2 - 1 0

各種事務事業の取扱い「生活環境事業」

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	処理人口・収集体制
事業名	対象地区・収集体制・収集方法等			協定項目	22-10 生活環境事業の取扱い
専門部会名	環境部会	分科会名	環境衛生分科会	コード	16-02-01-01

現

況

ごみ収集状況

(平成16年6月1日現在)

		山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
1	対象人員	58,406世帯 143,050人	9,116世帯 22,800人	2,885世帯 8,087人	3,137世帯 8,961人	3,124世帯 8,309人
2	対象区域	市内全域	町内全域	町内全域	町内全域	町内全域
3	収集率	100%	100%	100%	100%	100%
4	収集体制	直営	直営	直営	委託	委託及び直営
5	収集方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式
6	収集方法	[ステーション数]	[ステーション数]	[ステーション数]	[ステーション数:36箇所]	[ステーション数]
	定期収集区域 一般廃棄物					
	可燃ごみ	週2回 [2,648箇所]	週2回 [542箇所]	週2回 [100箇所]	週3回	週2回 [208箇所]
	不燃ごみ	月1回 [788箇所]	月1回 [220箇所]	月1回 [100箇所]	空缶(アルミ・スチール) 月2回	月1回 [208箇所]
	資源ごみ	月1回 [705箇所] (ただしプラスチック製容器包装は週1回)	[220箇所] ・ペットボトル 其他のプラスチック 週1回	[50箇所] ・新聞・雑誌・ダンボール・紙パック 週1回	その他もやせないゴミ 月2回 空ビン(茶無色透明その他) 月2回	月1回 [123箇所]
			・空き缶、空ビン、金属 月1回	・カン 月4回	リサイクルできないビン・ ガラス・陶磁器類 月2回	粗大ごみ 年2回 [208箇所]
			・新聞、雑誌、ダンボール 週2回	・ビン 月3回 (種類別に月1回)	焼却灰 月2回	
				・ペットボトル 月3回	プラスチック製容器包装類 週1回	
					紙製容器包装類 月2回	
					ペットボトル 月1回	
					新聞雑誌ダンボール 月1回	
7	土、日及び祝祭日の対応	土、日曜日、祝祭日は休み	土、日曜日、祝祭日は休み	土、日曜日、祝祭日は休み	土、日曜日、祝祭日は休み	土日は休み。祝祭日は、可燃ゴミは休止だが、その他については収集している。
8	その他	-	毎月第4日曜日は、家庭系不燃物の持ち込みができる。	-	-	-
9	ステーションの新設基準	可燃ごみ 8戸以上(コナ収集) 不燃ごみ 30戸以上 資源ごみ 30戸以上(色コナ収集)	-	-	-	-

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	処理人口・収集体制等
事業名	対象地区・収集体制・収集方法等			協定項目	22-10 生活環境事業の取扱い
専門部会名		分科会名		コード	16-02-01-01
調整上の課題		課題への対応		調整案	
<p>【収集について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町において、収集区域、収集回数、祝日の対応に相違がある。 <p>【処理について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1市4町圏域内には、可燃ごみの焼却施設が、山口県中部環境施設組合(所在地:山口市)にあり、処理区域内のごみを処理している。ただし、阿知須町については宇部市、徳地町については防府市の焼却施設に委託している。 可燃ごみ焼却施設以外のごみ処理はそれぞれの市町の施設で処理している。 <p>【収集・処理について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町それぞれ独自の方法によりサービスを提供している。 		<p>【収集について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当面現在の収集区域のまま新市に引き継ぎ、随時調整する中で一本化していく。 <p>【処理について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみ処理は、当面現在の処理区域及び施設により、新市に引き継ぐ。ただし、阿知須町については宇部市、徳地町については防府市に当分の間委託するものとする。 小郡町は第4日曜日に家庭系不燃物の持ち込みを可能としており、また中部環境施設組合では、毎週土曜日に可燃ごみを受け入れており、市民サービス充実の観点から新市においても残す方向で検討する。 <p>【収集・処理について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民もその方法に長年慣れていることから、新市に移行後も当分の間現行どおりとする。 		<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	処理人口・収集体制等
事業名	廃棄物処理手数料	分科会名	環境衛生分科会	協定項目	22-10 生活環境事業の取扱い
専門部会名	環境部会	コード	16-02-01-04		

現

況

廃棄物手数料

種別	区分	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町		
家庭系廃棄物	市が定期的に収集、運搬する場合	(1)焼却施設に搬入するもの	手数料は無料だが、可燃物のごみ袋は指定がある。 (大)10枚 100円 (中)10枚 90円 (小)10枚 80円	指定袋1袋につき (大) 20円 (小) 13円	指定袋1冊につき 135円 (うち、手数料は50円。)	指定袋1袋につき (大) 40円 (小) 20円 (特小) 15円	指定袋1袋につき (大) 30円 (小) 20円	
		(2)破砕処理施設に搬入するもの	施設なし	施設なし	施設なし	施設なし	不燃物指定袋1枚につき (大)80円 (小)50円 電気・石油・ガス製品300円 (それ以外は無料)	
		(3)一般廃棄物最終処分場に搬入するもの	無料	無料	無料	指定袋(大)1袋につき 40円 (小)1袋につき 20円 (特小)1袋につき 15円	施設なし	
	市が臨時に収集、運搬する場合(申し込み含む)	(1)焼却施設に搬入するもの	引越ごみ(可燃)1車につき(税別) 0.3t 1,500円・0.7t 3,500円 1.0t 5,000円・2.0t 10,000円	実施していない	実施していない	実施していない	引越し等により生じた粗大ゴミ 1車(2t) 5,000円	
		(2)破砕処理施設に搬入するもの	施設なし	施設なし	施設なし	施設なし		
		(3)一般廃棄物最終処分場に搬入するもの	引越ごみ(不燃)1車につき(税別) 0.3t 1,200円・0.7t 2,800円 1.0t 4,000円・2.0t 8,000円	実施していない	実施していない	実施していない		施設なし
	自ら処理施設に搬入するもの	(1)焼却施設に搬入するもの	10kgごとに50円	10kgごとに50円	10kgごとに50円	10kgまで50円。以後100kg未満までは10kg増すごとに50円を加算する。100kg以上110kg未満700円。以後10kg増すごとに70円を加算する。	実施していない	
		(2)一般廃棄物最終処分場に搬入するもの	搬入料100kgまでを400円とし、100kgを増すごとに400円を加算する。(税別)なお、10kgまでは無料。	搬入量50kgまで50円 50kgを増すごとに50円	車輛の最大積載量0.5tまで1車1,500円 0.5tを超え1tまで1車3,000円 1tを超え2tまで1車6,000円 2tを超え4tまで1車12,000円 4tを超えるときは12,000円に1t増す毎に3,000円を加算する。	10kgまで50円。以後100kg未満までは10kg増すごとに50円を加算する。100kg以上110kg未満700円。以後10kg増すごとに70円を加算する。	施設なし	
	事業系一般廃棄物	申し込みにより市が定期的に収集、運搬し焼却処理する場合	45ℓの袋1袋につき 月1,200円(税別)	指定袋(大)1袋につき 20円 指定袋(小) 1袋につき 13円	45ℓの容器1個につき 月1,050円	実施していない	可燃物指定袋1枚につき (大)30円(小)20円	
		事業者(事業者から運搬の委託を受けた者を含む。)が自ら処理施設に搬入する場合	(1)焼却施設に搬入するもの	100kgごとに500円。(消費税別、10円未満切捨て) 破砕機使用の場合には50%増し。	同左	同左	10kgまで50円。以後100kg未満までは10kg増すごとに50円を加算する。100kg以上110kg未満700円。以後10kg増すごとに70円を加算する。	実施していない
			(3)一般廃棄物最終処分場に搬入するもの	搬入料100kgまでを400円とし、100kgを増すごとに400円を加算する。(税別)なお、10kgまでは無料。	搬入量100kgまで300円。100kgを増すごとに300円	車輛の最大積載量0.5tまで1車1,500円 0.5tを超え1tまで1車3,000円 1tを超え2tまで1車6,000円 2tを超え4tまで1車12,000円 4tを超えるときは12,000円に1t増す毎に3,000円を加算する。	10kgまで50円。以後100kg未満までは10kg増すごとに50円を加算する。100kg以上110kg未満700円。以後10kg増すごとに70円を加算する。	施設なし
	犬、猫等の動物の死体	市が収集、運搬する場合(申し込み含む)	飼育動物 1頭 300円 犬ねこ等の死体処理手数料については、上記により計算した額に100分の105を乗じて得た金額。ただし、10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。	無料	実施していない	直接搬入のみ 犬(大)3,150円 (中)2,100円 (小)1,050円 猫 1,050円	実施していない	
特定家庭用機器廃棄物	臨時の申込みにより市が収集し、再商品化法第17条に規定する指定引取場所(以下「指定引取場所」という。)に運搬する場合	実施していない	実施していない	実施していない	実施していない	1台につき2,500円		
	排出する者(排出する者から運搬の委託を受けた者を含む。)が自ら市の保管施設に搬入し、市が指定引取場所に運搬する場合(特定家庭用機器廃棄物)	1台につき1,500円(税別)	1台につき1,500円	1台につき1,500円	1台につき3,150円	実施していない		

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	処理人口・収集体制等
事業名	廃棄物処理手数料			協定項目	22-10 生活環境事業の取扱い
専門部会名	環境部会	分科会名	環境衛生分科会	コード	16-02-01-04
分			析		
調整上の課題		課題への対応		調整案	
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭系廃棄物、特定家庭用機器廃棄物、事業系一般廃棄物等における処理手数料に相違がある。 ・家庭系廃棄物の臨時収集の有無、対象ごみに相違がみられる。 ・小動物の死体処理に違いがある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭系廃棄物について、市が定期的に収集する可燃物については、ごみ袋を指定することで有料とし、自ら処理施設に持ち込むものについても有料とする。 ・事業系廃棄物については、定期収集・不定期収集・持込等すべて有料とする。 ・処理手数料については、新市発足時までには調整する。 ・家庭系廃棄物の臨時収集、対象ごみについては、収集体制も含めて、今後調整していく。 ・小動物の死体処理は、処理施設の関係があることから、今後調整していく。 		<ul style="list-style-type: none"> () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他() 	

事務一元化現況・分析調書

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	処理人口・収集体制等																								
事業名	廃棄物処理手数料の減免			協定項目	22-10 生活環境事業の取扱い																								
専門部会名	環境部会	分科会名	環境衛生分科会	コード	16-02-01-05																								
現況				分析																									
廃棄物処理手数料の減免について <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">市町名</th> <th style="width: 15%;">山口市</th> <th style="width: 15%;">小郡町</th> <th style="width: 15%;">秋穂町</th> <th style="width: 15%;">阿知須町</th> <th style="width: 15%;">徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>市長が天災、その他特別理由があると認めるとき。</td> <td>町長が、天災その他特別な理由があると認められるとき。</td> <td>次のすべての条件を満たしたもののうち、町長が特に必要と認められたものに限る。 1. 台風等による風水害または火災に被災したもの 2. 秋穂町内に存する家屋または事務所</td> <td>町長が特に必要と認めるもの。</td> <td>・生活保護法第12条の規定による生活扶助を受けている者。 ・その他特別の事情があると町長が認める者。</td> </tr> <tr> <td>減免額</td> <td>全部</td> <td>全部</td> <td>災害時の程度によりその一部または全部とする。</td> <td>全部</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>根拠法令</td> <td>山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例</td> <td>・小郡町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 ・小郡町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則</td> <td>災害時の廃棄物処理経費減免取扱要領</td> <td>阿知須町廃棄物の処理及び清掃に関する条例</td> <td>・徳地町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ・徳地町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則</td> </tr> </tbody> </table>				市町名	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	対象	市長が天災、その他特別理由があると認めるとき。	町長が、天災その他特別な理由があると認められるとき。	次のすべての条件を満たしたもののうち、町長が特に必要と認められたものに限る。 1. 台風等による風水害または火災に被災したもの 2. 秋穂町内に存する家屋または事務所	町長が特に必要と認めるもの。	・生活保護法第12条の規定による生活扶助を受けている者。 ・その他特別の事情があると町長が認める者。	減免額	全部	全部	災害時の程度によりその一部または全部とする。	全部	全部	根拠法令	山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・小郡町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 ・小郡町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則	災害時の廃棄物処理経費減免取扱要領	阿知須町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・徳地町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ・徳地町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	調整上の課題	
市町名	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																								
対象	市長が天災、その他特別理由があると認めるとき。	町長が、天災その他特別な理由があると認められるとき。	次のすべての条件を満たしたもののうち、町長が特に必要と認められたものに限る。 1. 台風等による風水害または火災に被災したもの 2. 秋穂町内に存する家屋または事務所	町長が特に必要と認めるもの。	・生活保護法第12条の規定による生活扶助を受けている者。 ・その他特別の事情があると町長が認める者。																								
減免額	全部	全部	災害時の程度によりその一部または全部とする。	全部	全部																								
根拠法令	山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・小郡町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 ・小郡町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則	災害時の廃棄物処理経費減免取扱要領	阿知須町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・徳地町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ・徳地町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則																								
				減免対象となるものに相違がある。																									
				課題への対応																									
				山口市・小郡町の例により調整する。																									
				調整案																									
				() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市・小郡町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()																									

事務一元化現況・分析調書

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	処理人口・収集体制等																																																																																																																			
事業名	一般廃棄物処理業等の許可申請手数料			協定項目	22-10 生活環境事業の取扱い																																																																																																																			
専門部会名	環境部会	分科会名	環境衛生分科会	コード	16-02-01-08																																																																																																																			
現況				分析																																																																																																																				
一般廃棄物処理業等の許可申請手数料				調整上の課題																																																																																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">市町名</th> <th style="width: 15%;">山口市</th> <th style="width: 15%;">小郡町</th> <th style="width: 15%;">秋穂町</th> <th style="width: 15%;">阿知須町</th> <th style="width: 15%;">徳地町</th> <th style="width: 10%;">調整案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般廃棄物処理業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>許可の内容</td> <td>・収集又は運搬 ・処分</td> <td>・収集又は運搬 ・処分</td> <td>・収集又は運搬</td> <td>・収集又は運搬 ・処分</td> <td>・収集又は運搬 ・処分</td> <td>・収集又は運搬 ・処分</td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 許可</td> <td>5,000円</td> <td>5,200円</td> <td>2,000円</td> <td>徴収していない</td> <td>2,000円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td> 許可更新</td> <td>5,000円</td> <td>1,000円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td> 許可変更</td> <td>-</td> <td>1,000円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td>2年</td> <td>2年</td> <td>2年</td> <td>2年</td> <td>2年</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>浄化槽清掃業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 許可</td> <td>5,000円</td> <td>5,200円</td> <td>2,000円</td> <td>徴収していない</td> <td>2,000円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td> 許可更新</td> <td>-</td> <td>1,000円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td> 許可変更</td> <td>-</td> <td>1,000円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td>2年</td> <td>2年</td> <td>2年</td> <td>2年</td> <td>2年</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>許可証の再交付</td> <td>1,000円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>根拠法令</td> <td>山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例</td> <td>小郡町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 小郡町使用料及び手数料徴収条例</td> <td>秋穂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 秋穂町使用料、手数料条例</td> <td>阿知須町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 *手数料の規定なし。</td> <td>徳地町廃棄物の処理及び清掃に関する条例</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							市町名	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	調整案	一般廃棄物処理業							許可の内容	・収集又は運搬 ・処分	・収集又は運搬 ・処分	・収集又は運搬	・収集又は運搬 ・処分	・収集又は運搬 ・処分	・収集又は運搬 ・処分	手数料							許可	5,000円	5,200円	2,000円	徴収していない	2,000円	5,200円	許可更新	5,000円	1,000円	-	-	-	5,200円	許可変更	-	1,000円	-	-	-	1,000円	有効期限	2年	2年	2年	2年	2年	2年	浄化槽清掃業							手数料							許可	5,000円	5,200円	2,000円	徴収していない	2,000円	5,200円	許可更新	-	1,000円	-	-	-	5,200円	許可変更	-	1,000円	-	-	-	1,000円	有効期限	2年	2年	2年	2年	2年	2年	許可証の再交付	1,000円	-	-	-	-	1,000円	根拠法令	山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	小郡町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 小郡町使用料及び手数料徴収条例	秋穂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 秋穂町使用料、手数料条例	阿知須町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 *手数料の規定なし。	徳地町廃棄物の処理及び清掃に関する条例		<p>・阿知須町以外は、許可申請手数料を徴収している。 ・許可申請手数料に差がある。</p>	
市町名	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	調整案																																																																																																																		
一般廃棄物処理業																																																																																																																								
許可の内容	・収集又は運搬 ・処分	・収集又は運搬 ・処分	・収集又は運搬	・収集又は運搬 ・処分	・収集又は運搬 ・処分	・収集又は運搬 ・処分																																																																																																																		
手数料																																																																																																																								
許可	5,000円	5,200円	2,000円	徴収していない	2,000円	5,200円																																																																																																																		
許可更新	5,000円	1,000円	-	-	-	5,200円																																																																																																																		
許可変更	-	1,000円	-	-	-	1,000円																																																																																																																		
有効期限	2年	2年	2年	2年	2年	2年																																																																																																																		
浄化槽清掃業																																																																																																																								
手数料																																																																																																																								
許可	5,000円	5,200円	2,000円	徴収していない	2,000円	5,200円																																																																																																																		
許可更新	-	1,000円	-	-	-	5,200円																																																																																																																		
許可変更	-	1,000円	-	-	-	1,000円																																																																																																																		
有効期限	2年	2年	2年	2年	2年	2年																																																																																																																		
許可証の再交付	1,000円	-	-	-	-	1,000円																																																																																																																		
根拠法令	山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	小郡町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 小郡町使用料及び手数料徴収条例	秋穂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 秋穂町使用料、手数料条例	阿知須町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 *手数料の規定なし。	徳地町廃棄物の処理及び清掃に関する条例																																																																																																																			
課題への対応																																																																																																																								
<p>・小郡町の例を基に、新たに制度等を創設する。</p>																																																																																																																								
調整案																																																																																																																								
<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																																																																																																																								

事務一元化現況・分析調書

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	ごみの減量化・再資源化
事業名	分別収集(再資源化)への対応			協定項目	22-10 生活環境事業の取扱い
専門部会名	環境部会	分科会名	環境衛生分科会	コード	16-02-03-02

現況

分析

平成14年度ごみ再資源化実施状況

	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
新聞					
雑誌					
段ボール					
紙製容器包装		-	-		-
紙パック(ジュース等)		-	-	-	-
ペットボトル					
プラ容器包装			-		-
スチール缶					
アルミ缶					
無色びん					
茶色びん					
他色びん					
金属					
鉄	-			-	-
アルミ	-			-	-
リターナブルびん			-		-
古布			-	-	
有害ごみ(乾電池、水銀体温計等)					-
牛乳パック				-	-
蛍光管					-

分別収集への対応について

	山口市	秋穂町	徳地町
業務内容	分別指導員配置 収集用のコンテナの設置・保管	ステーションの管理	収集用コンテナの保管
委託先	シルバー人材センター あるいは町内会	環境衛生連合会	自治会
指導時間	6時30分から8時30分 (2時間)		
節	委託料	補助金	謝金
金額	800円/時間×2時間 コンテナ1個につき70円	1箇所：1,000円/年 (総箇所数100箇所)	基本額：400円/月 世帯割額： ：4月1日現在の世帯数×10円/月

小郡町、阿知須町については、該当なし。

調整上の課題

分別収集の対応方法
 ・各家庭から収集日に出される資源ごみの分別に対して、山口市、徳地町は指導員を置いて対応しているが、小郡町、秋穂町、阿知須町は指導員を置いていない。
 指導員に対する報酬
 ・山口市は、指導員に報酬を支払っているが、徳地町は報酬を支払っていない。コンテナの保管料等
 ・山口市、徳地町は、分別収集用コンテナの保管料を自治会等に支払っている。
 ・秋穂町は、ステーションの管理として補助金を環境衛生連合会に交付している。
 報酬及びコンテナ保管料等の金額
 ・山口市、秋穂町、徳地町において、報酬及びコンテナ保管料等の金額に相違がある。
 分別収集(品目)
 ・分別収集品目に相違がある。
 ・収集品目によっては、施設整備が必要である。

課題への対応

分別収集の対応方法
 ・分別収集は、市民の協力が不可欠であることが第一であるが、資源ステーションの現場指導も重要であるため、山口市の例により調整する。
 ~ 指導員に対する報酬、コンテナの保管料等並びにそれぞれの金額
 ・金額については、今後適正な額に調整をする。
 分別収集(品目)
 ・収集品目によっては、施設の整備が必要なため、新市移行後速やかに調整する。

調整案

- () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- () 2. 分別収集への対応については、山口市の例により調整する。
 なお、分別収集(品目)については、新市移行後速やかに調整する。
- () 3. 新たに制度等を創設する。
- () 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- () 6. 廃止の方向で検討する。
- () 7. その他()

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	ごみ減量化・再資源化
事業名	指定ごみ袋	分科会名	環境衛生分代会	協定項目	22-10 生活環境事業の取扱い
専門部会名	環境部会			コード	16-02-03-04

現

況

指定ごみ袋の取扱い

(平成16年6月現在)

区分	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	
可燃物	大きさ	大 45 μ (800mm×650mm) 中 30 μ (700mm×500mm) 小 20 μ (570mm×450mm) いずれも厚さ0.03mm	容量20 μ 容器 (ごみ袋小) 容量30 μ 容器 (ごみ袋中) 容量50 μ 容器 (ごみ袋大)	ヒモ付大 約45 μ (800mm×500mm) 厚さ0.025mm 大 約45 μ (800mm×500mm) 厚さ0.025mm 中 約25 μ (640mm×480mm) 厚さ0.02mm 小 約15 μ (490mm×330mm) 厚さ0.02mm	大 55 μ (830mm×650mm) 厚さ0.035mm 小 25 μ (700mm×500mm) 厚さ0.035mm 特小 17 μ (500mm×500mm) 厚さ0.03mm	大 (800mm×500mm) 厚さ0.03mm 小 (650mm×500mm) 厚さ0.03mm
	色	半透明袋 色付き(黄色)	白色の半透明袋	白色の半透明袋	白色の半透明袋	白色の半透明袋
	材質	低密度ポリエチレン製 (炭酸カルシウム・活性フェロサイト入)	ポリエチレン30% 再生ハットホル樹脂70%	高密度ポリエチレン製	ポリエチレン製	高密度ポリエチレン製
	価格	大100円、中90円、小80円を上限 (各10枚入り)	小 1枚につき10円 中 1枚につき13円 大 1枚につき20円	ヒモ付大 6枚入り 大 7枚入り 中 10枚入り 小 20枚入り *1冊当たり135円	大 10枚 400円 小 20枚 400円 特小 20枚 300円	大 1枚 30円 小 1枚 20円
販売方法	「山口市指定ごみ袋の販売に関する覚書」を締結した店舗において販売	スーパー、商店、コンビニで販売	役場及び商工会を通じて町内店舗において販売	役場及び商工会を通じて町内店舗において販売	役場及び町内の14店舗において販売	
不燃物	大きさ			大 55 μ (830mm×650mm) 厚さ0.050mm 小 25 μ (700mm×500mm) 厚さ0.050mm 特小 17 μ (500mm×500mm) 厚さ0.035mm	大 (900mm×500mm) 厚さ0.08mm 小 (620mm×500mm) 厚さ0.08mm	
	色	なし	なし	なし	透明袋	
	材質				ポリエチレン製	低密度ポリエチレン製
	価格				大 10枚 400円 小 20枚 400円 特小 20枚 300円	大 1枚 80円 小 1枚 50円
販売方法				役場及び商工会を通じて町内店舗において販売	役場及び町内の14店舗において販売	
根拠法令	山口市可燃ごみ袋の指定に関する実施要領	小郡町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	秋穂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	阿知須町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 阿知須町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	徳地町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	ごみ減量化・再資源化
事業名	指定ごみ袋	分科会名	環境衛生分科会	協定項目	22-10 生活環境事業の取扱い
専門部会名	環境部会	コード		コード	16-02-03-04
調整上の課題		課題への対応		調整案	
<ul style="list-style-type: none"> 全ての市町が可燃ごみについて袋を指定しているが、材質、大きさに相違がある。 不燃物の袋を指定しているのは、阿知須町と徳地町のみであるが、山口市も現在検討中である。 山口市は、実施要領で指定袋を定めているが、小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町は条例で指定袋を定めており、袋の販売経費に処理手数料を含めている。 阿知須町は、ごみ処理を宇部市に委託しているため、宇部市と同じ仕様のごみ袋を使用している。 		<ul style="list-style-type: none"> 新市移行後速やかに共通の指定袋を作成するよう調整する。 指定袋の価格は、処理手数料として、条例で定めることとし、適正な価格となるように調整する。 合併後しばらくは、旧市町の指定袋と新市の指定袋が混在することになるが、旧市町の指定袋で出されたごみもこれまでと同様に収集するものとする。(ごみの収集は、当分の間、現行どおりのやり方で行われる。) 阿知須町は、宇部市との今後の協議の推移を見ながら調整を図る。 		<ul style="list-style-type: none"> () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他() 	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	環境衛生	中項目	し尿処理の状況	小項目	処理人口・収集体制等
事業名	対象地区・収集体制・収集方法等			協定項目	22-10 生活環境事業の取扱い
専門部会名	環境部会	分科会名	環境衛生分科会	コード	16-03-01-01
現			況		

し尿収集について

平成15年3月31日現在

	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
対象人員	33,124人	1,009人	3,586人	1,957人	4,090人
対象世帯	-	452世帯	-	684世帯	1,659世帯
収集体制	許可業者	パキューム車による業者委託	許可業者	許可業者	許可業者
収集方式	毎月の計画表に基づき 1ヶ月1回収集	家庭からの電話により随 時収集	月1回収集	随時収集	随時
年間処理量	21,779kL	637kL	2,440kL	1,655kL	2,995kL

浄化槽汚泥収集について

平成15年3月31日現在

	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
対象人員	34,777人	1,726人	4,333人(合併浄化+集排)	3,260人	2,862人
対象世帯	-	624世帯	-	813世帯	947世帯
収集体制	許可業者	許可業者	許可業者	許可業者	許可業者
収集方式	随時収集	随時収集	随時収集	随時収集	随時収集
年間処理量	31,126kL	1,327kL	1,921kL	2,513kL	2,119kL

処理施設について

平成16年6月現在

	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
	山口県中部環境施設組合	山口県中部環境施設組合	山口県中部環境施設組合	山口県中部環境施設組合	防府市クリーンセンター し尿処理施設

収集料金について(業者主導の料金体制となっている。)

平成16年6月現在

	山口市 従量制	小郡町 従量制	秋穂町 従量制	阿知須町 従量制	徳地町 従量制
基本料金	3荷(108ℓ)まで 1,530円 1荷(36ℓ)増すごとに 510円	3荷(108ℓ)まで 1,250円 1荷(36ℓ)当たり 410円	1荷(36ℓ)当たり 480円	1荷(36ℓ)当たり 430円	1荷(36ℓ)当たり 540円
特別料金	計画収集日以外:2,040円加算 仮設トイレ:2,040円加算 50m以上のホース延長:510円加算 計量方法:各収集車輦に備え付け の計量管による。	40m以上のホース延長:400円加算			

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	環境衛生	中項目	し尿処理の状況	小項目	処理人口・収集体制等
事業名	対象地区・収集体制・収集方法等			協定項目	22-10 生活環境事業の取扱い
専門部会名	環境部会	分科会名	環境衛生分科会	コード	16-03-01-01
調整上の課題		課題への対応		調整案	
<p>処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山口市、小郡町、秋穂町は山口県中部環境施設組合で行っている。 ・阿知須町は、平成15年6月から山口県中部環境施設組合において、一時的に委託している。 ・徳地町は、防府市に委託している。 <p>収集運搬について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1市4町とも許可業者が行っている。又、収集範囲については、業者により区分けされている。 <p>収集料金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者が直接住民から収納しており、また、料金についても業者が設定している。なお、小郡町においては、調整会議、審議会で料金について調整を図っている。 ・料金制度、金額等相違がみられる。 		<p>処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理施設の処理能力もあることから、現行の収集処理区域とする。ただし、阿知須町については、山口県中部環境施設組合で今後も処理できるよう検討する。 <p>収集運搬について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬の許可については、合併前の許可条件(区域)で新市に引き継ぐ。合併浄化槽の清掃業の許可についても同様とする。 <p>収集料金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当分の間現行の料金体系を維持し、随時調整する。 		<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、収集料金については、当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書

項目	環境保全	中項目	その他環境保全対策	小項目	生活排水路整備																								
事業名	生活排水路整備事業			協定項目	22-10 生活環境事業の取扱い																								
専門部会名	環境部会	分科会名	環境保全分科会	コード	17-07-02-01																								
現況				分析																									
生活排水路整備事業				調整上の課題																									
				<p>・市が対応できない部分(土砂等除去実施作業)は委託している。(山口市) ・環境衛生連合会が実施する土砂等除去実施作業に補助金を出している。(秋穂町)</p>																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">山口市</th> <th style="text-align: center;">小郡町</th> <th style="text-align: center;">秋穂町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業名</td> <td>生活排水路の土砂等除去事業</td> <td>生活排水路等の土砂等除去について自治会で一斉清掃した土砂等について、環境衛生課で処理する。</td> <td>生活排水路の土砂等除去の補助事業 (目的) 環衛連が環境衛生の向上のために行う生活排水路に係る土砂等の除去事業に対し、町が補助金を交付するに必要な事項を定める。 (補助金の額) 除去に要するに相当する額(重機使用の経費とし、関係者の出務手当は除く)とし、30,000円を限度とする。原則として1か所1回限りとする。</td> </tr> <tr> <td>制度内容</td> <td>環境美化活動において発生した土砂等の収集運搬については、環境保全課で対応。繁忙期には業務委託も行っている。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>処理方法</td> <td style="text-align: center;">委託</td> <td style="text-align: center;">直営</td> <td style="text-align: center;">補助</td> </tr> <tr> <td>平成14年度実績</td> <td style="text-align: center;">4,099,200円</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">2件 60,000円</td> </tr> <tr> <td>根拠法令</td> <td></td> <td></td> <td>生活排水路土砂等除去事業補助金交付要綱</td> </tr> </tbody> </table>					山口市	小郡町	秋穂町	事業名	生活排水路の土砂等除去事業	生活排水路等の土砂等除去について自治会で一斉清掃した土砂等について、環境衛生課で処理する。	生活排水路の土砂等除去の補助事業 (目的) 環衛連が環境衛生の向上のために行う生活排水路に係る土砂等の除去事業に対し、町が補助金を交付するに必要な事項を定める。 (補助金の額) 除去に要するに相当する額(重機使用の経費とし、関係者の出務手当は除く)とし、30,000円を限度とする。原則として1か所1回限りとする。	制度内容	環境美化活動において発生した土砂等の収集運搬については、環境保全課で対応。繁忙期には業務委託も行っている。			処理方法	委託	直営	補助	平成14年度実績	4,099,200円	-	2件 60,000円	根拠法令			生活排水路土砂等除去事業補助金交付要綱	課題への対応	
	山口市	小郡町	秋穂町																										
事業名	生活排水路の土砂等除去事業	生活排水路等の土砂等除去について自治会で一斉清掃した土砂等について、環境衛生課で処理する。	生活排水路の土砂等除去の補助事業 (目的) 環衛連が環境衛生の向上のために行う生活排水路に係る土砂等の除去事業に対し、町が補助金を交付するに必要な事項を定める。 (補助金の額) 除去に要するに相当する額(重機使用の経費とし、関係者の出務手当は除く)とし、30,000円を限度とする。原則として1か所1回限りとする。																										
制度内容	環境美化活動において発生した土砂等の収集運搬については、環境保全課で対応。繁忙期には業務委託も行っている。																												
処理方法	委託	直営	補助																										
平成14年度実績	4,099,200円	-	2件 60,000円																										
根拠法令			生活排水路土砂等除去事業補助金交付要綱																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">阿知須町</th> <th style="text-align: center;">徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業名</td> <td>生活排水路等の土砂等除去について各区(町内会)で一斉清掃した土砂等について、各区で処理する。</td> <td>農業排水路等の土砂等除去について自治会で一斉清掃した土砂等について、可能であれば自治会が処理するが、処理する場所がない場合は、町が場所を斡旋する。</td> </tr> <tr> <td>制度内容</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>処理方法</td> <td style="text-align: center;">各区で対応</td> <td style="text-align: center;">自治会</td> </tr> <tr> <td>平成14年度実績</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>根拠法令</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					阿知須町	徳地町	事業名	生活排水路等の土砂等除去について各区(町内会)で一斉清掃した土砂等について、各区で処理する。	農業排水路等の土砂等除去について自治会で一斉清掃した土砂等について、可能であれば自治会が処理するが、処理する場所がない場合は、町が場所を斡旋する。	制度内容			処理方法	各区で対応	自治会	平成14年度実績	-	-	根拠法令			<p>・事業を実施していないところもあり、住民のニーズをふまえ、同一の方向で検討していく。</p>							
	阿知須町	徳地町																											
事業名	生活排水路等の土砂等除去について各区(町内会)で一斉清掃した土砂等について、各区で処理する。	農業排水路等の土砂等除去について自治会で一斉清掃した土砂等について、可能であれば自治会が処理するが、処理する場所がない場合は、町が場所を斡旋する。																											
制度内容																													
処理方法	各区で対応	自治会																											
平成14年度実績	-	-																											
根拠法令																													
調整案																													
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																									

協議第 4 5 号

合併協定項目 2 2 - 1 1

各種事務事業の取扱い「農林水産事業」

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目	農業・畜産業振興事業																																			
事業名	農業金融事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (11) 農林水産事業																																			
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	22 02 02 03																																			
現況				分析																																				
<p>農業近代化資金 農林漁業者に対する農業近代化資金の融通を円滑にすることにより、農林業者が経営の近代化を図ることを促進する。 農業近代化資金を受けた者又は団体に対し、市町は利子補給を行っている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>徳地町</th> <th>阿知須町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象</td> <td>農業（畜産業及び養蚕業を含む。）を営むもの 上記の者が主たる 成員又は出資者となっ ている団体で市長が指定 する者</td> <td>農業（畜産業を含む。） 又は林業を営むもの 農業協同組合 これらのものが主たる 構成員となっている団体 で町長が指定するもの</td> <td>農業（畜産業を含む。） 又は林業を営むもの 農業協同組合 これらのものが主たる 構成員となっている団体 で町長が指定するもの</td> <td>農業（畜産業を含む。） 又は林業を営むもの 農業協同組合</td> <td>農業（畜産業及び養蚕業を含む。）又は林業を 営むもの 農業協同組合</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">資金の 最高 限度額</td> <td>農業を営む農事組合法人・合名 会社・合資会社・有限会社その 他農業を営む者が組織する団 体で市・町長が定めるもの 市・町長が特に必要と認めて 承認したもの</td> <td>2 億円</td> <td>2 億円</td> <td>1 億円</td> <td>1 億円</td> </tr> <tr> <td>農業を営むもので上記以外の もの</td> <td>1,800 万円</td> <td>1,800 万円</td> <td>1,200 万円</td> <td>1,200 万円</td> </tr> <tr> <td>農業協同組合</td> <td>15 億円</td> <td>15 億円</td> <td>5 億円</td> <td>15 億円</td> <td>5 億円</td> </tr> <tr> <td>融資機関</td> <td>農業協同組合 市長が指定する金融機関</td> <td>農業協同組合・山口県信 用農業協同組合連合会・ 山口県生命建物共済農業 協同組合</td> <td>農業協同組合・農業協同 組合連合会・森林組合・ 森林組合連合会</td> <td>農業協同組合、森林組合、 山口県信用農業協同組合 連合会、山口県生命建物 共済農業協同組合連合会</td> <td>山口宇部農業協同組 合、山口県信用農業協同 組合連合会、山口県生命 建物共済農業協同組合 連合会</td> </tr> </tbody> </table>					山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町	補助対象	農業（畜産業及び養蚕業を含む。）を営むもの 上記の者が主たる 成員又は出資者となっ ている団体で市長が指定 する者	農業（畜産業を含む。） 又は林業を営むもの 農業協同組合 これらのものが主たる 構成員となっている団体 で町長が指定するもの	農業（畜産業を含む。） 又は林業を営むもの 農業協同組合 これらのものが主たる 構成員となっている団体 で町長が指定するもの	農業（畜産業を含む。） 又は林業を営むもの 農業協同組合	農業（畜産業及び養蚕業を含む。）又は林業を 営むもの 農業協同組合	資金の 最高 限度額	農業を営む農事組合法人・合名 会社・合資会社・有限会社その 他農業を営む者が組織する団 体で市・町長が定めるもの 市・町長が特に必要と認めて 承認したもの	2 億円	2 億円	1 億円	1 億円	農業を営むもので上記以外の もの	1,800 万円	1,800 万円	1,200 万円	1,200 万円	農業協同組合	15 億円	15 億円	5 億円	15 億円	5 億円	融資機関	農業協同組合 市長が指定する金融機関	農業協同組合・山口県信 用農業協同組合連合会・ 山口県生命建物共済農業 協同組合	農業協同組合・農業協同 組合連合会・森林組合・ 森林組合連合会	農業協同組合、森林組合、 山口県信用農業協同組合 連合会、山口県生命建物 共済農業協同組合連合会	山口宇部農業協同組 合、山口県信用農業協同 組合連合会、山口県生命 建物共済農業協同組合 連合会	調整上の課題	
					山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町																															
補助対象	農業（畜産業及び養蚕業を含む。）を営むもの 上記の者が主たる 成員又は出資者となっ ている団体で市長が指定 する者	農業（畜産業を含む。） 又は林業を営むもの 農業協同組合 これらのものが主たる 構成員となっている団体 で町長が指定するもの	農業（畜産業を含む。） 又は林業を営むもの 農業協同組合 これらのものが主たる 構成員となっている団体 で町長が指定するもの	農業（畜産業を含む。） 又は林業を営むもの 農業協同組合	農業（畜産業及び養蚕業を含む。）又は林業を 営むもの 農業協同組合																																			
資金の 最高 限度額	農業を営む農事組合法人・合名 会社・合資会社・有限会社その 他農業を営む者が組織する団 体で市・町長が定めるもの 市・町長が特に必要と認めて 承認したもの	2 億円	2 億円	1 億円	1 億円																																			
	農業を営むもので上記以外の もの	1,800 万円	1,800 万円	1,200 万円	1,200 万円																																			
	農業協同組合	15 億円	15 億円	5 億円	15 億円	5 億円																																		
融資機関	農業協同組合 市長が指定する金融機関	農業協同組合・山口県信 用農業協同組合連合会・ 山口県生命建物共済農業 協同組合	農業協同組合・農業協同 組合連合会・森林組合・ 森林組合連合会	農業協同組合、森林組合、 山口県信用農業協同組合 連合会、山口県生命建物 共済農業協同組合連合会	山口宇部農業協同組 合、山口県信用農業協同 組合連合会、山口県生命 建物共済農業協同組合 連合会																																			
				市町により、取り扱っている資金が異なる。 農業近代化資金では、限度額が異なっている。 資金の審査会において、農協が委員になっているが、新市では3つ の農協があるため委員構成の検討が必要																																				
				課題への対応																																				
				農業近代化資金等においては、運用において合併後すぐに実施でき るように制度の整備を行う。																																				
				調整案																																				
新規就農資金 【小郡町該当なし】 1 補助対象 新規就農候補者決定通知書交付があった新規就農者 2 貸付限度額 年額250万円×3年=750万円 3 融資機関 農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合 4 資金の種類 「新規就農資金対策事業措置要領」に準ずる 5 貸付利率 無利子																																								
農業経営基盤強化資金（スーパーL）【阿知須町該当なし】 1 補助対象 農業経営基盤強化促進法等に基づく認定農業者等 2 貸付限度額 個人 1億5,000万円 法人 5億円（法人の規模に応じて増大） 3 融資機関 公庫、公庫の受託金融機関及び農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合 4 資金の種類 「山口県農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱」に準ずる 5 貸付利率 「山口県農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱」に準ずる				() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他 ()																																				

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目	農業・畜産業振興事業
事業名	土地改良事業(補助金・分担金)			協定項目	22 各種事務時事業の取扱い (11)農林水産事業
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	22 02 02 05、22-02-02-05

現況

分析

土地改良事業補助金・分担金

1 補助事業一覧

単位：%

	国	県	現 行												
			山口市		小郡町		秋穂町		徳地町		阿知須町				
			市	地元	町	地元	町	地元	町	地元	町	地元			
かんがい排水事業	県営 単県 (中山間) (中山間)	50 25 30 35 50	10 15 40 30 25			45	25	27.5	22.5			35	20		
ほ場整備事業	担い手育成型 生産基盤	県営	50	30	12	8					12.5	7.5	13	7	
基盤整備促進	一般型	農道	団体営 (中山間)	50	10	10	30			40	0				
			農道	55	10	10	25				20	15			
	担い手育成型	農業用排水施設・ 暗きょ排水・客土	団体営 (中山間)	50	10	10	30			32	8				
			団体営 (中山間)	55	10	10	25					20	15		
防災ダム事業(防 災ため池工事)	小規模	県営 (振興山村)	50	30	18	2			18	2					
		単県	50	35	13	2			13	2					
ため池等整備事業 (ため池等整備工 事)	小規模 1	県営	50	30+5	13	2			13	2					
	小規模 2	県営 (振興山村)	50	25+5	18	2			18	2			13	12	
	小規模 3	単県 (振興山村)	50	30+5	13	2	23	2	23	2	18	2	23	2	
危険ため池等整備事業	単県		30+10 60	58	2	45	25	38	2			38	2	48	2
農業用河川工作物 応急対策事業	大規模	県営	55	37	5	3					6	2			
農山漁村生活環境 基盤整備事業		単県 (振興山村)		30	40	30	45	25	50	0	30	20	35-50	20-0	
非補助土地改良事 業利子補給金				20	20	60									
		区画整理等		80	20	0									

2 災害復旧事業一覧

単位：%

	国	県	現 行											
			山口市		小郡町		秋穂町		徳地町		阿知須町			
			市	地元	町	地元	町	地元	町	地元	町	地元		
災害復旧事業	農業用水路・頭首工・ため池・ 揚水施設	市・町営	65		25以内	10以内	17.5	17.5	24.5 以内	10.5 以内	30	5	20	15
	農地(国庫補助対象)	市・町営	50		30以内	20以内	25	25	25以内	25以内	0	50	30	20
	農地(国庫補助対象を超)	市営			30以上	70以内								
災害復旧単独事業	農業用施設	市・町営			65以上	35以内	65	35	50	50	90	10		
	農地	市・町営					50	50	30	70	30	70	70	30

注 山口市：補助災(農地)において、国費増高分は、市・地元負担額を同率で減ずる。

3 単独市・町費事業一覧

単位：%

	国	県	現 行											
			山口市		小郡町		秋穂町		徳地町		阿知須町			
			市	地元	町	地元	町	地元	町	地元	町	地元		
暗きょ排水・樋門水門・かんがい排水改修事業					70	30	65	35	50	50	40	60	60	40
農道改修事業					70	30	65	35	50	50	30	70	60	40
農道舗装補修事業					70	30	65	35	50	50				
ため池改修事業					75	25	65	35	50	50	50	50		
ため池災害予防事業(余水吐切り下げ)					90以内	10以上								
農地事業									30	70				
田直し事業											50	50		
小災害事業					75	25								

注 秋穂町：単独災害及び単独町費事業の上限は20万円、徳地町：単独町費事業の上限は30万円、田直し事業の上限は10アール当たり20万円)

各市町において地元が負担すべき分担金率が異なる。

課題への対応

適正な受益者負担を考慮して調整する。

調整案

- () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- () 2. () 市・町の例により調整する。
- () 3. 新たに制度等を創設する。
- () 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- () 6. 廃止の方向で検討する。
- () 7. その他()

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	林業	小項目	林業振興事業等
事業名	林道開設維持事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (11) 農林水産事業
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	22 03 02 06
現況				分析	
山口市		小郡町		調整上の課題	
<p>林道維持 内容 林道の維持管理（草刈り、路面補修、維持補修工事） 西鳳扇線の旭村への林道維持・改良分担金 事業費 4,718千円 （内訳） 草刈り、路面補修委託 504千円 維持補修工事 4,200千円 負担金（旭村） 14千円 地元負担金なし</p> <p>林道開設 内容 単県補助事業による林道開設 林道系米谷山線開設工事（平成13～18年） 地元負担金なし</p>		<p>林道維持管理 地元委託 内容 林道4路線の維持管理（草刈り等） L=3,769m 事業費 144千円</p> <p>林道維持管理 内容 林道の維持管理工事（路面補修、維持管理補修） 事業費 525千円 地元負担なし</p> <p>林道・作業道開設 現在事業計画なし。</p> <p>事業費はH16予算</p>		<p>秋穂町、阿知須町は該当なし。 林道開設事業について、徳地町以外は地元負担金を徴収していない。</p>	
徳地町		秋穂町・阿知須町		課題への対応	
<p>林道維持 （1）内容 林道・作業道の維持管理 （草刈、維持補修工事） （2）事業費 草刈委託料 1,015千円 維持補修工事 2,262千円 補修材料 550千円</p> <p>林道維持管理に係る事業については、地元分担金はなし</p> <p>林道開設 （1）内容 林道開設の地元分担金 事業費の5%</p> <p>事業費はH16予算</p>		<p>該当なし</p>		<p>徳地町の例により、事業を継続する。 維持工事については、地元負担金は徴収しない。 災害復旧工事については、事業費の5%を地元負担金として徴収する。 林道開設工事については、事業費の5%を地元負担金として徴収する。ただし、継続中の事業については、各市町における従前の取扱いとする。</p>	
				調整案	
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 徳地町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	林業	小項目	林業振興事業等
事業名	治山事業負担金			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (11) 農林水産事業
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	22 03 02 07
現況				分析	
山口市		小郡町		調整上の課題	
小規模治山事業負担金 内容 地すべり防止工事に伴う地元負担金 事業費負担割合(県1/2 市1/4 地元1/4) 事業費 H16事業計画なし 実施要望はほとんど無い。		小規模治山事業負担金 内容 地すべり防止工事に伴う地元負担金 事業費負担割合 (県1/2 町1/4 地元1/4) 事業費 H15事業計画なし。 (H14事業費 5,980千円) 【根拠法令等】 小郡町小規模治山事業分担金徴収条例施行規則		秋穂町、阿知須町は該当なし。	
徳地町		秋穂町・阿知須町		課題への対応	
小規模治山事業分担金 (1) 内容 小規模治山事業に伴う地元分担金 普通林 県1/2、町1/4、地元1/4 保安林 県6/8、町1/8、地元1/8		該当なし		徳地町の例により、地元負担金を徴収する。 (普通林 県1/2、新市1/4、地元1/4) (保安林 県6/8、新市1/8、地元1/8) 地元負担金については、現在施行の継続事業は、現行どおりとする。	
				調整案	
				() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 徳地町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()	

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	水産業	小項目	水産業振興事業																																																			
事業名	漁業近代化資金			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (11) 農林水産事業																																																			
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	22 04 02 04																																																			
現況				分析																																																				
漁業近代化資金 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内 容</th> <th colspan="3">利子補給率</th> </tr> <tr> <th>山口市</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総トン数 20 トン未満の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が 20 トン未満である場合におけるその漁船の改造に必要な資金</td> <td>1.0 %</td> <td>1.0 %以内</td> <td>年 1%</td> </tr> <tr> <td>総トン数 20 トン以上 130 トン未満の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が 20 トン以上 110 トン未満である場合におけるその漁船の改造に必要な資金</td> <td>0.5 %</td> <td>0.5 %以内</td> <td>年 1%</td> </tr> <tr> <td>漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水分給施設、養殖池、畜養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金</td> <td>1.0 % (2.0 %)</td> <td>1.0 %以内</td> <td>年 1% (漁業協同組合連合会等により漁業協同組合等に貸し付けられたものにあつては年 0.7%)</td> </tr> <tr> <td>漁場改良造成用具、漁船用油水分給用具、水産種苗生産用具、養殖用飼料調整供給用具、養殖用肥料薬剤施用用具、養殖水産物収獲用具、水産物等運搬用具又は生産・経営管理情報処理用具の取得に必要な資金</td> <td>1.0 %</td> <td>1.0 %以内</td> <td>年 1% (漁業協同組合連合会等により漁業協同組合等に貸し付けられたものにあつては年 0.7%)</td> </tr> <tr> <td>漁具又は養殖いかだその他市・町長が定める養殖施設の取得に必要な資金</td> <td>1.0 %</td> <td>1.0 %以内</td> <td>年 1%</td> </tr> <tr> <td>ぶり、うなぎその他の成育機関が通常 1 年以上である水産動植物であつて市・町長が定めるものの種苗の購入又は育成に必要な資金</td> <td>1.0 %</td> <td>1.0 %以内</td> <td>年 1%</td> </tr> <tr> <td>有線放送施設その他の漁村における環境の整備のために必要な施設であつて市・町長の定めるものの改良、造成又は取得に必要な資金 (漁業協同組合等に貸し付けられるものに限る。)</td> <td>1.0 %</td> <td>1.0 %</td> <td>年 1%</td> </tr> <tr> <td>水産蓄養殖事業の経営に必要な運転資金</td> <td>2.4 %</td> <td>3.0 %以内</td> <td>年 3%</td> </tr> <tr> <td>水産加工業の経営に必要な運転資金</td> <td>2.4 %</td> <td>3.0 %以内</td> <td>年 3%</td> </tr> <tr> <td>生活改善施設で市・町長の定めるものの取得又は改良に必要な経費</td> <td>3.75 %</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>前各号に掲げるもののほか、市・町長が特に必要と認める資金</td> <td>その都度、市長が定める率</td> <td>その都度、町長が定める率</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>				内 容	利子補給率			山口市	秋穂町	阿知須町	総トン数 20 トン未満の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が 20 トン未満である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	1.0 %	1.0 %以内	年 1%	総トン数 20 トン以上 130 トン未満の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が 20 トン以上 110 トン未満である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	0.5 %	0.5 %以内	年 1%	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水分給施設、養殖池、畜養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金	1.0 % (2.0 %)	1.0 %以内	年 1% (漁業協同組合連合会等により漁業協同組合等に貸し付けられたものにあつては年 0.7%)	漁場改良造成用具、漁船用油水分給用具、水産種苗生産用具、養殖用飼料調整供給用具、養殖用肥料薬剤施用用具、養殖水産物収獲用具、水産物等運搬用具又は生産・経営管理情報処理用具の取得に必要な資金	1.0 %	1.0 %以内	年 1% (漁業協同組合連合会等により漁業協同組合等に貸し付けられたものにあつては年 0.7%)	漁具又は養殖いかだその他市・町長が定める養殖施設の取得に必要な資金	1.0 %	1.0 %以内	年 1%	ぶり、うなぎその他の成育機関が通常 1 年以上である水産動植物であつて市・町長が定めるものの種苗の購入又は育成に必要な資金	1.0 %	1.0 %以内	年 1%	有線放送施設その他の漁村における環境の整備のために必要な施設であつて市・町長の定めるものの改良、造成又は取得に必要な資金 (漁業協同組合等に貸し付けられるものに限る。)	1.0 %	1.0 %	年 1%	水産蓄養殖事業の経営に必要な運転資金	2.4 %	3.0 %以内	年 3%	水産加工業の経営に必要な運転資金	2.4 %	3.0 %以内	年 3%	生活改善施設で市・町長の定めるものの取得又は改良に必要な経費	3.75 %	-	-	前各号に掲げるもののほか、市・町長が特に必要と認める資金	その都度、市長が定める率	その都度、町長が定める率	-	調整上の課題	
					内 容	利子補給率																																																		
				山口市		秋穂町	阿知須町																																																	
				総トン数 20 トン未満の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が 20 トン未満である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	1.0 %	1.0 %以内	年 1%																																																	
				総トン数 20 トン以上 130 トン未満の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が 20 トン以上 110 トン未満である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	0.5 %	0.5 %以内	年 1%																																																	
				漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水分給施設、養殖池、畜養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金	1.0 % (2.0 %)	1.0 %以内	年 1% (漁業協同組合連合会等により漁業協同組合等に貸し付けられたものにあつては年 0.7%)																																																	
				漁場改良造成用具、漁船用油水分給用具、水産種苗生産用具、養殖用飼料調整供給用具、養殖用肥料薬剤施用用具、養殖水産物収獲用具、水産物等運搬用具又は生産・経営管理情報処理用具の取得に必要な資金	1.0 %	1.0 %以内	年 1% (漁業協同組合連合会等により漁業協同組合等に貸し付けられたものにあつては年 0.7%)																																																	
				漁具又は養殖いかだその他市・町長が定める養殖施設の取得に必要な資金	1.0 %	1.0 %以内	年 1%																																																	
				ぶり、うなぎその他の成育機関が通常 1 年以上である水産動植物であつて市・町長が定めるものの種苗の購入又は育成に必要な資金	1.0 %	1.0 %以内	年 1%																																																	
				有線放送施設その他の漁村における環境の整備のために必要な施設であつて市・町長の定めるものの改良、造成又は取得に必要な資金 (漁業協同組合等に貸し付けられるものに限る。)	1.0 %	1.0 %	年 1%																																																	
水産蓄養殖事業の経営に必要な運転資金	2.4 %	3.0 %以内	年 3%																																																					
水産加工業の経営に必要な運転資金	2.4 %	3.0 %以内	年 3%																																																					
生活改善施設で市・町長の定めるものの取得又は改良に必要な経費	3.75 %	-	-																																																					
前各号に掲げるもののほか、市・町長が特に必要と認める資金	その都度、市長が定める率	その都度、町長が定める率	-																																																					
				各市町において単独利子補給を行っているが、利子補給率等に相違がある。 小郡町、徳地町においては制度がない。 漁家経営や漁協経営に影響を与えるものであることから漁業協同組合等との調整（水産業振興策）が必要である。 農林水産業制度資金審査委員会の調整が必要である。																																																				
				課題への対応																																																				
				漁業者等の経営負担を軽減し漁業近代化をより促進させるため、当該事業は必要と考えられるため、昨今の経済情勢を踏まえた利子補給率等の設定を考慮し、合併後すぐの実施できるよう制度の整備を行う。																																																				
				調整案																																																				
				() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他 ()																																																				

小郡町、徳地町 該当なし

協議第46号

合併協定項目22-12

各種事務事業の取扱い「商工・観光事業」

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	商工業振興事業
事業名	企業誘致事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (12) 商工・観光事業
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	22 06 03 04
現況			現況		
山口市			小郡町		
<p>立地奨励金・雇用奨励金・基盤整備奨励金・企業用地取得補助金</p> <p>(1) 目的 企業の立地を奨励し、産業の振興と雇用の促進を図る。</p> <p>(2) 要件 以下のいずれかの地域内に設置された工場等であって、規則に定める要件を満たすもの。 都市計画法(第8条第1項第1号)による準工業地域、工業地域及び工業専用地域 工場立地法(第3条第1項)により作成された工場立地調査簿に記載されている工場適地 高度技術工業集積地域開発促進法(第5条)による宇部フェニックステクノポリス開発計画に基づく山口テクノパーク及び鑄銭司団地 山口物流産業団地及び山口テクノ第2団地 市長が特に必要と認めた地域</p> <p>(3) 奨励金の額 立地奨励金 事業開始後、最初に固定資産税が賦課される年度から3年度間における各年度の固定資産税に相当する額。 雇用奨励金 事業開始日の前2年又は後1年の間に、本市の住民を新たに常時使用する従業員として雇用し、引き続き1年以上勤務している者1人につき20万円(情報処理の促進に関する法律第6条による情報処理技術試験合格者1人につき30万円)とする。ただし、その交付となる従業員数は、300人を限度とする。 基盤整備奨励金 事業開始前後それぞれ6か月間において事業所用地に至る進入道路、周辺用排水施設、引き込み給水施設の基盤整備に要した費用の2分の1を奨励金とする。ただし、2千万円を超えるときは2千万円とする。 企業用地取得補助金 事業所の設置に伴い取得した土地の適正な取得価格に100分の30を乗じて得た額。(その額が5千万円を超えるときは5千万円とする。)</p> <p>(4) 指定事業者 事業者のうち次に該当し、要件を満たすもので、市長が適当と認めた者 事業所の設置が、本市の産業の拠点形成に寄与するものとして、規則で定める地域内であること 事業の内容が、本市の産業の振興に寄与するものとして、規則で定める要件を満たすこと</p> <p>【根拠法令等】 山口市企業立地推進条例、施行規則</p>	<p>山口市産業団地事業用借地制度実施要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、山口市における企業立地を促進し、本市の産業の発展及び地域振興を図るため、産業団地に事業所を新設する者への土地の貸し付けについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(土地) 第2条 貸し付けることのできる土地は、山口市企業立地促進条例施行規則(平成13年規則第18号)第5条第3号に定める産業団地内の市が取得した土地とする。</p> <p>(事業者) 第3条 この要綱の適用を受けることができる事業者は、借り受けた土地において、速やかに事業所を設置し、事業を開始しようとする者で、かつ、山口市企業立地促進条例(平成13年条例第9号)第5条第1項に定める要件を満たさなければならない。</p> <p>(貸付期間) 第4条 土地の貸付期間は、10年以上20年以下とする。</p> <p>(貸付料) 第5条 土地の貸付料の額は、山口市普通財産貸付要綱(平成5年4月1日施行)に基づき、1年につき評価額に100分の4を乗じて得た額とする。 2 前項の評価額は、貸し付ける土地の近傍類似の最近における売買実例並びに固定資産税及び相続税の課税標準額等を勘案して評定した時価にするものとする。</p> <p>(契約保証金) 第6条 土地を借り受けようとする事業者は、契約保証金として、貸付料の2年分に相当する金額に事業所の延べ床面積1平方メートルにつき8,000円を乗じて得た額を加えた額を、市に納めなければならない。 2 事業所の施設内容等により、契約保証金の額が前項の額によりがたいと市長が認めるときは、契約保証金の額は別に市長が定める。</p> <p>(借地契約) 第7条 土地の貸し付けは、借地借家法(平成3年法律第90号)第24条に基づく事業用借地権の設定を目的とする契約によらなければならない。 2 前項の契約は、別記山口市産業団地事業用借地契約書作成要領に基づき作成された公正証書によらなければならない。</p> <p>(申請) 第8条 この要綱の適用を受けようとする事業者は、山口市財務規則(昭和39年規則第3号)に定める公有財産借受申込書に別記進出計画書を添えて、市長に申し出なければならない。</p> <p>(土地の取得) 第9条 市長は、前条の進出計画書のほか当該事業者の経営内容等を調査し、市の産業振興に投資効果が十分に認められる場合に限り、土地を取得することができる。</p> <p>(報告調査) 第10条 市長は、第7条に定める借地契約に基づき、必要に応じて事業者に対し報告を求め、または実地に調査して、土地の使用が産業振興に寄与するよう努めなければならない。</p> <p>(補則) 第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に市長が定める。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は平成16年6月4日から施行する。 (有効期限等) 2 この要綱は、平成18年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に貸し付けを開始した事業者に対するこの要綱の規定の適用については、なおその効力を有する。</p>	<p>立地奨励金・雇用奨励金・企業用地取得補助金</p> <p>(1) 目的 企業を誘致することにより、産業の振興と雇用機会の拡大を図り、経済の発展及び町民生活の向上に寄与する。</p> <p>(2) 要件 次に掲げるいずれかに該当するもの ア 投下固定資産総額が1億円(中小企業者にあつては5千万円)以上の事業所等であること(事業所等設置奨励金) イ 新規雇用従業員が10人(中小企業者にあつては5人)以上であること(雇用奨励金) 周辺環境に影響を及ぼさないこと。 事業者が、小郡町から1回に取得する土地の面積が1,000平方メートルを超え、土地を取得してから2年以内に事業を開始すること。</p> <p>(3) 奨励金の額 立地奨励金の額は、指定事業者の投下固定資産にかかる固定資産税について、次に掲げる区分に従い交付する。ただし、立地奨励金の10年度間の合計額は、1億円以内とする。 ア 事業所等の新設 前年度に賦課された固定資産税の40%相当額 イ 事業所等の増設 前年度に賦課された固定資産税の20%相当額 ウ 事業所等の移転 前年度に賦課された固定資産税の20%相当額 雇用奨励金の額は、指定事業者が事業所等において雇用した新規雇用従業員のうち規則で定める者の人数に20万円を乗じた額とする。 企業用地取得補助金の額は事業所等の設置に伴い取得した土地の適正な取得価格に100分の40を乗じて得た額とする。ただし企業用地取得補助金の10年度間の合計額は1億円以内とし、各年度の額は均等とする。</p> <p>(4) 特定事業者 規則において定めるもの</p> <p>【根拠法令等】 小郡町企業誘致条例、施行規則</p>			

事務一元化現況・分析調書（2）

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	商工業振興事業
事業名	企業誘致事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (12) 商工・観光事業
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	22 06 03 04
秋穂町		徳地町		調整上の課題	
<p>立地奨励金</p> <p>(1) 目的 工場を設置を奨励し、もって産業の振興と雇用の促進を図る。</p> <p>(2) 要件 本町に工場（物の製造（加工又は修理含む以下同じ））を有しない者が町内に工場を設置する場合、又は本町に工場を有する者が既存の工場に係る業種と異なる業種の工場を新設する場合 本町に工場を有する者が、当該工場の生産規模を拡大する目的で工場を増設し、かつ、常時使用する従業員を新たに10人以上雇用する場合（企業の合理化又は工場の更新のため工場を改造し又は取り替え若しくは補修する場合を除く。） 本町に工場を有する者が、当該工場の全部を閉鎖して、町内の他の地域に工場を移設する場合 事業者の当該設置に係る工場の固定資産課税標準額が基準年度において3,000万円を超える場合</p> <p>(3) 奨励金の額 当該指定事業者が設置に係る工場において操業を開始した後最初の固定資産税が賦課される年度から3年度間における各年度の固定資産税に相当する額</p> <p>農村工業導入</p> <p>(1) 趣旨 農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令の規程により知事又は町長が指定した本町の地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(2) 課税免除 指定工業導入地区内において、新設又は増設に係る製造事業用設備を構成する家屋及び償却資産で租税特別措置法第12条第1項の表の第2号又は第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受けるもの並びに当該家屋の敷地である土地に対しては、固定資産税を課税すべきこととなる最初の年度から3年度間秋穂町税条例第62条の規定にかかわらず、固定資産税を課さない。</p> <p>【根拠法令等】 固定資産税の課税免除に関する条例、秋穂町工場設置奨励条例</p>		<p>工場設置奨励</p> <p>(1) 目的 工場の新設又は増設を奨励することにより、産業の振興と町勢の進展を図る。</p> <p>(2) 要件 町内に工場を設置していない者が工場を町内に設置する場合 町内に工場を設置している者が当該工場の既存の物的施設と関係ない工場を町内に設置する場合 町内に工場を設置している者が当該工場の物的施設と関係があり、かつ、当該工場において製造する物と異なる物の製造をする工場を町内に設置する場合</p> <p>(3) 奨励措置 指定する工場を設置する者に対し、当該指定工場に係る工場に対して、課する固定資産税を当該固定資産税が賦課される最初の年度から起算して3年間免除する。</p> <p>【根拠法令等】 徳地町工場設置奨励条例</p>		<p>立地を奨励したいエリアや事業内容（工場、事務所系統）などがばらばらであり、また優遇措置の方法（補助金、税の減免）も異なる。 秋穂町のみ農村工業導入地域を指定している。</p>	
課題への対応					
<p>現在の市町の優遇措置、雇用奨励を考慮しながら新しい制度を創設する。 農村工業導入地域については、新市移行後も存続できるので、新しい制度の中で調整する。</p>					
調整案					
阿知須町				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. () 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>	
該当なし					

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	商工業振興事業
事業名	利子補給			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (12) 商工・観光事業
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	22 06 03 06
現況				分析	
秋穂町		徳地町		調整上の課題	
<p>中小企業設備資金利子補給</p> <p>(1) 目的 企業者の経営安定強化を図り、地域経済の振興発展に寄与する。</p> <p>(2) 対象 町内で1年以上同一事業実施 従業員が20人(商業・サービス業では5人)以下 事業主が商工会員 国県の利子補給がない 商工会幹旋資金であること 町税完納者</p> <p>(3) 補助率 設備資金に限り、限度額300万円。約定残高に対する利子額のうち支払済み額の15%以内</p> <p>【根拠法令等】 ・中小企業設備資金利子補給補助金交付要綱</p>		<p>徳地町商工業振興対策設備資金助成</p> <p>(1) 目的 商工業者等の設備資金の融通を円滑にする措置を講ずることにより商工業者の改善を図り、もって商工業の振興に資することを目的とする。</p> <p>(2) 補助対象 町内に1年以上在住し、独立して商工業を営む個人 町内において1年以上商工業を営む法人 商工会及び商工業者の組織する団体</p> <p>(3) 補助率 20万円以上200万円以内とする。 利子補給の率は、年2%以内とする。 利子補給の期間は2ヶ年を限度とする。</p> <p>【根拠法令等】 ・徳地町商工業振興対策設備資金助成条例 ・徳地町商工業振興対策設備資金助成条例施行規則</p>		課題への対応	
<p>秋穂町中小企業特別対策利子補助金</p> <p>(1) 目的 中小企業の健全育成</p> <p>(2) 対象 中小企業者で町内で1年以上事業を営む法人・若しくは個人 秋穂町商工会の幹旋した国民金融公庫の「普通貸付」「小企業等経営改善資金貸付」を借入して、その約定利息を支払ったもの</p> <p>(3) 補助割合 平成15年度より3年間支払った約定利息の1/2(利息が2%を超える場合は1%として計算した額)を補助する。</p> <p>【根拠法令等】 ・秋穂町中小企業特別対策利子補助金交付要綱</p>				<p>融資制度において低利の融資を行っているので、新市移行後には必要性が薄れるため、廃止の方向で検討する。</p>	
				調整案	
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. () 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	商工業振興事業
事業名	制度融資・小口事業資金			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (12) 商工・観光事業
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	22 06 03 07

現況

小規模事業者向け事業資金(長期資金)

市町名	資金の名称	融資の対象	融 資 条 件							取扱金融機関	出捐金	協調倍率	保証料補給	
			資金用途	限度額	年利	返済期間(据置)	償還方法	保証人	担保					保証料
山口市	きんもくせい資金	1 市内に主たる事業所を有し、引き続き同一事業を1年以上営んでいるもの	運転	600万円	1.8%	5年以内(6月)	月賦	1人以上	原則不要(特定設備は原則必要)	500万円以下	山口銀行 西京銀行 山口信用金庫 吉南信用金庫	53,000千円	対金融機関 4倍協調 対保証協会 2.0倍協調 平成16年度 予算額 265,000千円	補填する差額を 0.22%とし、平成15年度以降の 融資の保証残高を 基にして算定 平成15年度 予算額 1,405千円
		2 事業計画が適正であり、貸付金の返済能力が認められるもの								0.65%				
		3 市税等全てを完納しているもの	0.75%											
		4 信用保証協会の保証対象業務を営むもの	特定設備							1,200万円				
小郡町	小郡町一般資金 ・普通資金	1 町内に在住する個人又は町内に主たる事業所を有する会社で、引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	運転 設備	1,000万円	2.3%	5年以内(6か月以内)	月賦	1人以上	必要に応じて徴収	0.87%	山口銀行 西京銀行 吉南信用金庫	3,000千円	2.0倍協調	なし
		2 町税を完納している者								小規模事業者のみ全額補助				
		3 事業計画が適正であり、貸付金の返済能力があると認められる者												
		4 山口県信用保証協会の保証対象業種を営む者												
秋穂町	特別小口融資	1 中小企業信用保険法に規定する中小企業であること	運転 設備	300万円	指定金融機関の所定利率	3年(無し)	月賦	1人以上	原則不要	250万円以内	山口銀行 吉南信用金庫	950千円	2.0倍協調	なし
		2 町内で1年以上の営業経歴を有すること								0.65%				
		3 町税を完納している個人又は法人								250万円超				
徳地町	小企業特別融資	1 町内に引き続き1年以上居住していること	運転 設備	750万円	2.0%	5年(6月)	月賦	1人以上	不要	0.65%	山口銀行	4,100千円	2.0倍協調	なし
		2 町税を完納していること								なし				
		3 事業計画が妥当であり、貸付金の返済能力があると認められること												
阿知須町	特別小口融資	1 町内に居住し、町内において1年以上引き続き事業を営んでいる者で、従業員が20人以下の事業者であること。ただし、商業、サービス業の事業を営む者は、従業員5人以下であること。	運転 設備	300万円	指定金融機関の所定利率	5年(なし)	月賦	2名	原則不要	0.65%	山口銀行 吉南信用金庫	500千円	2.0倍協調	なし
		2 町税を完納しているもの								なし				
		3 事業計画が妥当であり、貸付金の返済能力が充分であると認められるもの												

事務一元化現況・分析調書（２）

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	商工業振興事業																							
事業名	制度融資・小口事業資金			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (12) 商工・観光事業																							
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	22 06 03 07																							
現 山 口 市 況																												
きんもくせい資金以外の融資制度（長期） 山口市中心市街地活性化対策資金 (1) 融資の対象 1 山口市中心市街地活性化基本計画に基づく中心市街地区において、事業所を有し、または、事業計画書等により、概ね1年以内に事業所を有することが融資審査会において認められ、かつ、同一事業を1年以上営んでいるもの 2 事業計画が適正であり、貸付金の返済能力が認められるもの 3 市税などすべてを完納しているもの 4 信用保証協会の信用保険対象業種に属する事業を営む者 (2) 貸付条件 <table border="1"> <tr> <th>資金使途</th> <th>融資限度額</th> <th>融資利率</th> <th>返済期間</th> <th>据置期間</th> </tr> <tr> <td>運転資金</td> <td>1,000万円</td> <td>1.8%</td> <td>5年以内</td> <td>6月</td> </tr> <tr> <td>設備資金</td> <td>2,000万円</td> <td>1.8%</td> <td>15年以内</td> <td>12月以内</td> </tr> </table> (3) その他の要項 償還方法 月賦 連帯保証人 1人以上。ただし、法人については代表者及び別に1名以上 担保 必要に応じて徴求する。 保証料(%) 0.75 取扱金融機関 山口銀行、西京銀行、山口信用金庫、吉南信用金庫 (4) 保証料について 借受人に対して保証料の半額を補助。(平成16年度予算額：1,547千円) 山口県信用保証協会に対して当市の保証料と保証協会が考える実質保証料との差額を補填 (平成16年度予算額：524千円) (5) 貸付原資の預託 既貸付分については、前年11月末現在の債務残高の1/4の額を各金融機関に貸付原資として預託。(4倍協調) 当年度の新規貸付分については、貸付の都度、1/4の額を金融機関に預託。(4倍協調) (平成16年度予算額：49,325千円)		資金使途	融資限度額	融資利率	返済期間	据置期間	運転資金	1,000万円	1.8%	5年以内	6月	設備資金	2,000万円	1.8%	15年以内	12月以内	起業化支援対策資金 新規創業を行う者に対する資金融資 平成15年度から開設 平成16年度予算額 20,534千円(うち一般財源800千円) (1) 保証料について 山口県信用保証協会に対して当市の保証料と保証協会が考える実質保証料との差額を補填 (平成16年度予算額：534千円) (2) 貸付原資の預託 4倍協調 (平成16年度予算額：20,000千円)		小規模企業者向け事業資金（短期資金） (1) 山口市中小企業季節資金（夏場） ・融資の対象 1 市内に事業所を有し、引き続き同一事業を1年以上営んでいるもの 2 市税などすべてを完納しているもの ・貸付条件 <table border="1"> <tr> <th>資金使途</th> <th>融資限度額</th> <th>融資利率</th> <th>返済期間</th> </tr> <tr> <td>運転資金</td> <td>400万円</td> <td>1.8%</td> <td>4月以内</td> </tr> </table> 返済方法 一括 連帯保証人・担保 取扱金融機関所定の方法 申込期間 6月15日～7月31日 取扱金融機関 山口銀行、西京銀行、山口信用金庫、吉南信用金庫、もみじ銀行、みずほ銀行、津和野信用金庫 貸付原資の寄託 予算の範囲内で各金融機関ごとに前年度実績を基にして貸付枠を設定し、その1/4の金額を貸付原資として寄託。(4倍協調) (平成16年度予算額：207,000千円)		資金使途	融資限度額	融資利率	返済期間	運転資金	400万円	1.8%	4月以内
資金使途	融資限度額	融資利率	返済期間	据置期間																								
運転資金	1,000万円	1.8%	5年以内	6月																								
設備資金	2,000万円	1.8%	15年以内	12月以内																								
資金使途	融資限度額	融資利率	返済期間																									
運転資金	400万円	1.8%	4月以内																									
山口市大型店舗対策資金に係る預託金等 山口市大型店舗対策資金は平成12年6月に廃止したが、債務残額が残っている間は、既貸付に対する預託と保証協会に対する保証料差額分の補填を行う。 (1) 保証料の差額分の補填 山口県信用保証協会に対して当市の保証料と保証協会が考える実質保証料との差額を補填 (平成16年度予算額：75千円) (2) 既貸付分に対する預託 前年11月末現在の債務残高の1/4の額を各金融機関に貸付原資として預託。(4倍協調) (平成16年度予算額：12,443千円)		大内文化特定地域活性化対策資金 大内文化特定地域で事業を行う者に対する資金融資 平成15年度から開設 平成16年度予算額 11,500千円(うち一般財源1,500千円) (1) 保証料について 借受人に対して保証料の半額を補助。 (平成16年度予算額：1,238千円) 山口県信用保証協会に対して当市の保証料と保証協会が考える実質保証料との差額を補填 (平成16年度予算額：215千円) (2) 貸付原資の預託 4倍協調 (平成16年度予算額：10,000千円)		(2) 山口市中小企業季節資金（年末） ・融資の対象 1 市内に事業所を有し、引き続き同一事業を1年以上営んでいるもの 2 市税などすべてを完納しているもの ・貸付条件 <table border="1"> <tr> <th>資金使途</th> <th>融資限度額</th> <th>融資利率</th> <th>返済期間</th> </tr> <tr> <td>運転資金</td> <td>500万円</td> <td>1.8%</td> <td>5月以内</td> </tr> </table> 返済方法 一括 連帯保証人・担保 取扱金融機関所定の方法 申込期間 11月1日～12月30日 取扱金融機関 山口銀行、西京銀行、山口信用金庫、吉南信用金庫、もみじ銀行、みずほ銀行、津和野信用金庫 貸付原資の寄託 予算の範囲内で各金融機関ごとに前年度実績を基にして貸付枠を設定し、その1/4の金額を貸付原資として寄託。(4倍協調) (平成16年度予算額：302,000千円)		資金使途	融資限度額	融資利率	返済期間	運転資金	500万円	1.8%	5月以内															
資金使途	融資限度額	融資利率	返済期間																									
運転資金	500万円	1.8%	5月以内																									
				商工組合中央金庫貸付金 (1) 目的 中小企業者向けの融資の資金の原資を商工組合中央金庫に貸付け、中小企業の経営基盤の強化を図る。 (2) 平成16年度予算額(貸付額) 10,000千円																								

事務一元化現況・分析調書(3)

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	商工業振興事業																									
事業名	制度融資・小口事業資金			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (12) 商工・観光事業																									
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	22 06 03 07																									
現況			分析																											
小郡町		秋穂町		調整上の課題																										
<p>小郡町一般金融融資・普通資金以外の融資制度(資金)</p> <p>小郡町一般金融融資・無担保無保証人資金</p> <p>(1) 融資の対象</p> <ol style="list-style-type: none"> 町内に在住する個人又は町内に主たる事業所を有する会社で、引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者 中小企業信用保険法に規定する特定事業を行う者 申込日以前1年間において、所得割(法人割)が課税され、かつ、町税を完納している者 1企業に係る補償金額が1,000万円を超えないこと <p>(2) 貸付条件</p> <table border="1"> <tr> <td>資金用途</td> <td>融資限度額</td> <td>融資利率</td> <td>返済期間</td> <td>据置期間</td> </tr> <tr> <td>運転資金</td> <td>1,000万円</td> <td>2.3%</td> <td>5年</td> <td>6月</td> </tr> <tr> <td>設備資金</td> <td>1,000万円</td> <td>2.3%</td> <td>5年</td> <td>6月</td> </tr> </table> <p>(融資利率は、県の一般資金の利率+0.2%)</p> <p>(3) その他の要項</p> <table border="1"> <tr> <td>償還方法</td> <td>月賦</td> </tr> <tr> <td>保証人</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>保証料(%)</td> <td>0.87</td> </tr> <tr> <td>取扱金融機関</td> <td>山口銀行、西京銀行、吉南信用金庫</td> </tr> </table> <p>(4) 出捐金 3,000千円</p> <p>(5) 協調倍率 20倍(60,000千円限度)</p> <p>(6) 保証料について 全額町補助</p>		資金用途	融資限度額	融資利率	返済期間	据置期間	運転資金	1,000万円	2.3%	5年	6月	設備資金	1,000万円	2.3%	5年	6月	償還方法	月賦	保証人	不要	担保	不要	保証料(%)	0.87	取扱金融機関	山口銀行、西京銀行、吉南信用金庫	<p>特別小口融資以外の融資関連制度</p> <p>商工貯蓄共済保証料補給</p> <p>(1) 制度内容 商工貯蓄共済制度で借り入れた事業資金の債務保証料の補給</p> <p>(2) 対象となる資金 設備資金</p> <p>(3) 補助率等 保証料の1/2を補給</p>		<p>融資の対象、融資条件、保証料補給について調整が必要。 取扱金融機関との調整が必要。</p>	
資金用途	融資限度額	融資利率	返済期間	据置期間																										
運転資金	1,000万円	2.3%	5年	6月																										
設備資金	1,000万円	2.3%	5年	6月																										
償還方法	月賦																													
保証人	不要																													
担保	不要																													
保証料(%)	0.87																													
取扱金融機関	山口銀行、西京銀行、吉南信用金庫																													
課題への対応																														
山口市の例により調整する。																														
調整案																														
<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 山口市の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>																														
		徳地町・阿知須町																												
		該当なし																												

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	労働対策	小項目	雇用対策事業
事業名	雇用対策支援事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (12)商工・観光事業
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	22 08 01 01
現況				分 析	
山 口 市		小郡町・秋穂町・徳地町・阿知須町		調 整 上 の 課 題	
<p>仕事と家庭の両立支援事業 (目的) 男女働く人を対象に仕事と家庭の両立を図り、就業を継続することができるよう、育児休業や介護休業制度等に関する知識や、実際に仕事と家庭生活を両立するためのノウハウを学ぶ。 (事業内容) 仕事と家庭を両立するためのノウハウに関するセミナー、技術講習会の開催 (委託先) (財)山口県婦人教育文化会館 (県からの補助) 県の補助事業(補助率1/2) (平成16年度予算額) 400千円</p> <p>就職支援能力開発事業 (1)事業の目的 雇用対策の一環として離職・休職者を対象とした就職支援能力を開発する自発的な意識を喚起する。 (2)平成15年度の事業計画 初心者向けのパソコン講座とパソコン3級が取得できる程度の技能を習得することを目的とした講座を開催。 また、講師の助手については、失業者を雇用することにより雇用創出を図る。 (3)平成16年度予算額 3,190千円 (4)その他 県の緊急地域雇用創出特別基金事業として実施。</p> <p>高齢者職業相談室 市福祉センターにおいて、高齢者の職業相談技能訓練情報の提供 (平成16年度予算額) 72千円(相談室電話代)</p>		該当なし		山口市だけの事業である。	
課 題 へ の 対 応					
雇用の促進を図るため山口市の例により調整する。					
調 整 案					
() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()					

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	労働対策	小項目	勤労者福祉対策事業															
事業名	労働者金融対策事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (12) 商工・観光事業															
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	22 08 02 01															
現況				分析																
<p>中小企業勤労者小口資金</p> <p>(1) 貸付対象</p> <p>次の全ての要件を備えている者</p> <p>市・町内に1年以上居住する者</p> <p>同一事業所に、1年以上引き続いて勤務している中小企業勤労者又は共済加入者。ただし、離職時の事業所に1年以上勤務し、離職を余儀なくされた勤労者で離職後1年以内に再就職した者は、勤続1年未満であっても対象とする。</p> <p>市・町税を完納していること</p> <p>返済能力を有している者であること</p> <p>(2) 貸付条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資金区分</th> <th style="text-align: center;">貸付限度額</th> <th style="text-align: center;">貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学教育資金</td> <td style="text-align: center;">300万円</td> <td>10年以内(4年以内の据置を含む。ただし、据置期間は、在学中に限る。)</td> </tr> <tr> <td>育児・介護休業資金</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td>5年以内(1年以内の据置を含む。ただし、据置期間は、育児・介護休業期間中に限る。)</td> </tr> <tr> <td>冠婚葬祭・療養・災害資金</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">4年以内</td> </tr> <tr> <td>その他の資金</td> <td style="text-align: center;">70万円</td> <td style="text-align: center;">3年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 取扱金融機関 中国労働金庫(山口信用金庫、吉南信用金庫、山口銀行、西京銀行はH16以降の新規取り扱いはなし)</p> <p>(4) 預託金の負担 実績に応じて県と市・町がそれぞれ負担</p> <p>(5) 協調倍率 1.5倍</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>山口県・市町村中小企業勤労者小口資金貸付要綱</p>				資金区分	貸付限度額	貸付期間	大学教育資金	300万円	10年以内(4年以内の据置を含む。ただし、据置期間は、在学中に限る。)	育児・介護休業資金	100万円	5年以内(1年以内の据置を含む。ただし、据置期間は、育児・介護休業期間中に限る。)	冠婚葬祭・療養・災害資金	100万円	4年以内	その他の資金	70万円	3年以内	調整上の課題	
				資金区分	貸付限度額	貸付期間														
				大学教育資金	300万円	10年以内(4年以内の据置を含む。ただし、据置期間は、在学中に限る。)														
				育児・介護休業資金	100万円	5年以内(1年以内の据置を含む。ただし、据置期間は、育児・介護休業期間中に限る。)														
冠婚葬祭・療養・災害資金	100万円	4年以内																		
その他の資金	70万円	3年以内																		
課題への対応																				
調整案																				
<p>特になし</p> <p>現行のまま新市へ引き継ぐ</p> <p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. () 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>																				

協議第 4 7 号

合併協定項目 2 2 - 1 9

各種事務事業の取扱い「コミュニティ施策」

事務一元化現況・分析調書

大項目	住民活動	中項目	コミュニティ活動の状況	小項目	自治会組織
事業名	文書配布報奨金等	分科会名	コミュニティ分科会	協定項目	22-19 コミュニティ施策
専門部会名	住民部会			コード	23-08-01-02
現況			分析		
文書等配布の住民自治組織への依頼状況、配布報奨金など			調整上の課題		
区分	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
依頼業務	定期的文書の配布 市報 市議会だより 選挙広報紙きんもくせい わたしたちの市税 ゴミ収集カレンダー 健康づくりカレンダー 公民館だより(各地区公民館ごと)	広報 議会だより 生涯学習だより くらしのカレンダー	広報 議会だより 生涯学習カレンダー	町広報 議会だより 生涯学習だより 町民カレンダー	広報 議会だより
各種文書	回覧、各種お知らせ、選挙公報ほか	回覧、各種お知らせ、選挙公報	回覧、各種お知らせ	回覧・各種お知らせ・選挙公報	回覧、各種お知らせ、選挙公報
市町文書以外の依頼	ふれあい山口、社協だより、広報しょうぼう、クリーン中部	ふれあい山口、合併協議会だより、社協だより、警察だより	ふれあい山口、くらし	ふれあい山口・警察だより・合併協議会だより・広域だより	ふれあい山口、社協だより、警察だより
世帯への配布方法	協力委員(各自治会から推薦)	住民自治組織	自治会(区長会)	町民自治会組織	住民自治組織
文書配布等の条例、規則	山口市協力委員設置規則	区長協議会	特になし	特になし	特になし
配布物等の協議	特になし(庁内では市報等配布物重用基準により配布物の増加抑制等を図っている)	4月に区長協議会を開催、協議	特になし	4月に区長集会を開催し、業務内容の説明と協議	特になし
文書発送回数	月2回	毎週1回	月2回	月2回・随時	月2回
広報等発送日	発行日に合わせて変動(配布日前日の午前中まで)	第1、第3木曜日又は金曜日	毎月12日、27日	火曜日又は木曜日(月2回の町広報発行日に併せるようにしている)	5日、20日
広報の仕分け発送	印刷業者	印刷業者	印刷業者	印刷業者	総務課 広報係
自治会組織への配布方法	業者の搬入後、シルバー人材センター(旧市内)及び出張所職員が協力委員へ配布	業者が自治会長宅又は自治会が指定した担当地区民宅	業者が自治会長(区長)宅へ配達	文書配達員(臨時職員)が区長へ配布	各自治会長へ送付
広報以外の仕分け発送	同上	印刷業者又は担当職員	職員	職員・広報に併せて発送	総務課 広報係
広報発送日以外の発送	なし	第2、第4木曜日又は金曜日	毎月12日	区長宛は火・木曜日、町内各戸文書は月・水・金曜日	なし
発送先の数	406	67	32	49	133
事務遂行時の事故への保証	非常勤公務災害、協力委員以外の場合は市民総合賠償補償保険	自治会長又は班長等が各世帯へ配布の際の事故は自治会保険	非常勤公務災害	非常勤公務災害	自治会保険
自治会未加入世帯への対応	・市役所か出張所、公民館での入手、市ホームページ掲載 ・未加入者へ配布しているところもある	町役場、その世帯系機関で入手するようお願いしている	特になし(各地区の判断による)	各地区に任せている・配布されない地区については町より送付	特になし
文書配布報奨金等の名称	協力委員事務委託料	区長協議会交付金	町政整頓推進員謝礼	区長報酬	自治会事務交付金
文書配布報奨金等の額	・85世帯未満 均等割 1650円×12ヶ月 世帯割 40円×世帯数×12ヶ月 ・85世帯以上425世帯未満 世帯割 61円×世帯数×12ヶ月 ・425世帯以上 世帯割 66円×世帯数×12ヶ月 (世帯割には、ふれあい山口配布委託料を含む)	均等割 10,000円×12ヶ月 世帯割 95円×世帯数×12ヶ月	均等割 41,000円×32地区 世帯割 1,300,000円	均等割 年額 35,000円 世帯数割 年額 世帯数×750円	基礎割 (1自治会当り)4,000円 世帯割 2,800円×世帯数
			課題への対応		
			調整案		
			() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()		

事務一元化現況・分析調書

大項目	住民活動	中項目	コミュニティ活動の状況	小項目	自治会組織
事業名	自治会・コミュニティ団体への補助金			協定項目	22-19 コミュニティ施策
専門部会名	住民部会	分科会名	住民生活、広報広聴分科会	コード	23-08-01-03
現況				分析	
自治会連合会等への補助金				調整上の課題	
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
自治会連合会	有り	有り	有り	なし	有り
事務局	地域生活課	総務課	総務課	なし	総務課
補助金	270千円(H16年度予算)	なし	900千円(H16年度予算)	なし	200千円(H16年度実績)
地区連合自治会	16地区 (概ね小学校区ごと)	なし	なし	なし	5連絡協議会 (旧村単位ごと)
補助金等	コミュニティ団体支援事業としての委託料 10,835千円(H16年度予算) 人件費 8,054千円 事務・事業費 2,781千円 1,120千円(事務費) 1,661千円(事業費) 1,182千円(町内割) @3,000×394 479千円(世帯割)	なし	なし	なし	【地区自治会連絡協議会】 60,000円+(戸数×60円) 【自治会保険助成金】 435千円 (H16年度予算)
単位自治会	395自治会	62	32地区	49自治会	133
活動費報償金	なし	広報等配布報償金に含む	・広報等配布報償金に含む ・自治会保険補助金ほか	広報等配布報償金に含む	広報配布報奨金に含む
ふれあい山口	協力委員委託料に含む @6円×世帯数×12ヶ月	広報等配布報償金に含む	広報等配布報償金に含む	広報等配布報償金に含む	4円×世帯数×12ヶ月
その他	緑化樹の無償配布 ほか	自治会災害補償保険補助金 ほか	秋穂婦人防火クラブ補助金 ほか	各地区行政区長補助金 ほか	むらおこし事業補助金 ほか
コミュニティ組織等への補助金				課題への対応	
コミュニティ組織	地区コミュニティ推進協議会 (一部の地区で組織化)	-	たのSEA秋穂づくり推進協議会補助金	-	-
コミュニティ補助金	地域コミュニティ団体支援事業(内訳は上記に記載)	-	4,300千円(H16予算)	-	-
調整案				課題への対応	
				<ul style="list-style-type: none"> () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他() 	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	住民活動	中項目	コミュニティ活動の状況	小項目	自治会組織
事業名	自治会集会所設置補助金	分科会名	住民生活、広報広聴分科会	協定項目	22-19 コミュニティ施策
専門部会名	住民部会			コード	23-08-01-04

現況

集会所等設置補助金

	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
補助名称	自治会集会所建設事業補助金	小郡町集会所設置補助金	秋穂町区集会所整備事業補助金	地区公民館補修等補助金	自治会集会所等整備事業補助金
新築	補助率 4/10 限度額 400万円 要件あり	補助率 23% 限度額 500万円	補助率 1/3以内 限度額 500万円 合併処理浄化槽を設置した場合、限度額に上積み合併処理浄化槽工事費1/3(限度額50万円)	-	補助率 1/3以内 限度額 200万円 基準単価 1㎡当り10万円以内
増改築	補助率 4/10 限度額 400万円 要件あり	補助率 23% 限度額 500万円	補助率 1/3以内 限度額 100万円 (対象事業費30万円以上)	-	補助率 1/3以内 限度額 50万円 基準単価 1㎡当り10万円以内
補修・修繕	-	補助率 23% 限度額 500万円	-	補助率 1/2 限度額 なし	補助率 1/3以内 限度額 50万円 基準単価 1㎡当り10万円以内
既存建物買取	補助率 4/10 限度額 400万円	-	-	-	-
その他交付要件等	20年は重ねて補助しない。 増改築について ・増築は、集会所の同じ棟続きで増加面積が10㎡を超えるものをいう。 ・改築は、集会所の建物本体全部を建て替えることをいう。	倉庫新築・倉庫補修：集会所と一体とみなせる場合は交付要綱に適合して取り扱う。 掲示板設置：現物支給	-	-	-
自治会集会所登記経費補助金	補助率 4/10 (限度額10万円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	住民活動	中項目	コミュニティ活動の状況	小項目	自治会組織
事業名	自治会集会所設置補助金			協定項目	22-19 コミュニティ施策
専門部会名	住民部会	分科会名	住民生活、広報広聴分科会	コード	23-08-01-04
調整上の課題		課題への対応		調整案	
<p>・各市町において、補助率・限度額に相違がある。</p> <p>・阿知須町においては、集会所をコミュニティ施設と位置づけ、国・県・町の起債で建設しており、新市で制度が確定した場合の対応をどうするか、市の公共施設として取り扱うか等の課題がある。</p>		<p>下記の制度で調整する。</p> <p>1. 新築、増改築 補助率10分の4 限度額500万円</p> <p>2. 補修 補助率10分の4 限度額100万円</p> <p>3. 既存建物買取制度 補助率10分の4 限度額500万円</p> <p>4. 登記経費補助金 補助率10分の4 限度額10万円</p> <p>5. 集会所への合併処理浄化槽補助金(秋穂町の制度) 廃止する。</p>		<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	住民活動	中項目	交通安全対策の状況	小項目	その他各種交通安全対策
事業名	防犯灯設置等補助金			協定項目	22-19 コミュニティ施策
専門部会名	住民部会	分科会名	住民生活・広報広聴分科会	コード	23-07-03-05
現況				分析	
防犯灯設置補助金				調整上の課題	
条件	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
	防犯灯新設に要した経費	5万円以上のもの	区が新たに防犯灯を設置する場合	夜間の交通に支障がある。	取付場所が確保されている。
	補助金を交付していない、防犯灯の取替えに要した経費	(5万円未満は、社会福祉協議会が2分の1補助)	区が既に設置している防犯灯を改修する場合(消耗品の交換は除く)	既存の電柱またはこれに類するものに取付ける。	
	補助金を交付し、概ね15年以上経過し老朽化した防犯灯の取替えに要した経費			既存の電柱がない場合は、灯柱を設けることができる。	
	取替えの場合、旧防犯灯の解体、撤去費は対象経費としては取り扱わない。				
維持管理	地元の負担	自治会	自治会	地元	自治会
補助率及び限度額	2分の1 1灯につき25,000円	2分の1	全額	2分の1以内 11,000円	全額
電気料金補助	なし	なし	なし	なし	なし
防犯対策協議会補助金 (平成14年度実績)				課題への対応	
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
山口市防犯対策協議会	2,506,000円				
小郡地区防犯対策協議会	970,000円	870,000円	352,000円	386,000円	
小郡町防犯対策協議会		50,000円			
秋穂防犯対策協議会			54,000円		
阿知須町防犯指導委員会				実績なし	
防府地区防犯対策協議会					950,000円
				調整案	
				() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 (ただし、防犯対策協議会補助金については、当分の間現行どおりとし、随時調整する。) () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()	

協議第 4 8 号

合併協定項目 2 2 - 2 0

各種事務事業の取扱い「その他事業」

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	運輸・通信	中項目	公共交通機関	小項目	バス運行対策費補助金等の状況
事業名				協定項目	22-20 各種事務事業(その他事業)の取扱い
専門部会名	企画部会	分科会名	企画調整分科会	コード	08-02-02-01
現況					
山口市		小郡町		秋穂町	
<p>(補助金の目的) 輸送人員の減少のため地域住民の生活に必要なバス路線の維持が困難となっている現状にかんがみ、生活交通路線として必要なバス路線のうち広域的・幹線的なバス路線の運行の維持等を図るため助成措置を講じ、もって地域住民の福祉を確保する。</p> <p>(補助金の種類及び金額) 14年度実績: H13.10.1-14.9.30</p> <p>地方バス路線維持費補助金 補助対象事業者: 防長交通(株)・サンデン交通(株)・中国JRバス(株) 補助対象運行系統: 17系統 当市補助金額: 51,701千円</p> <p>バス活性化システム整備費等補助金 補助対象事業者: 防長交通(株) 超低床ノンステップバス車両2両の導入 当市補助金額: 1,094千円</p> <p>廃止路線代替バス利用負担金 補助対象業者: 宇部市交通局 当市負担金額: 1,794千円</p>		<p>(補助金の目的) 輸送人員の減少のため地域住民の生活に必要なバス路線の維持が困難となっている現状にかんがみ、生活交通路線として必要なバス路線のうち広域的・幹線的なバス路線の運行の維持等を図るため助成措置を講じ、もって地域住民の福祉を確保する。</p> <p>(補助金の種類及び金額) 14年度実績: H13.10.1-14.9.30</p> <p>地方バス路線維持費補助金 補助対象事業者: 防長交通(株)・サンデン交通(株) 補助対象運行系統: 6系統 当町補助金額: 5,413千円</p> <p>バス活性化システム整備費等補助金 補助対象事業者: 防長交通(株) 超低床ノンステップバス車両2両の導入 当町補助金額: 360千円</p> <p>廃止路線代替バス運行費補助金 該当なし</p>		<p>(補助金の目的) 輸送人員の減少のため地域住民の生活に必要なバス路線の維持が困難となっている現状にかんがみ、生活交通路線として必要なバス路線のうち広域的・幹線的なバス路線の運行の維持等を図るため助成措置を講じ、もって地域住民の福祉を確保する。</p> <p>(補助金の種類及び金額) 14年度実績: H13.10.1-14.9.30</p> <p>地方バス路線維持費補助金 補助対象事業者: 防長交通(株) 補助対象運行系統: 13系統 当市補助金額: 2,580千円</p> <p>バス活性化システム整備費等補助金 事業者の超低床ノンステップバス車両導入に対して補助(14年度実績なし)</p> <p>廃止路線代替バス運行費補助金 該当なし</p>	
阿知須町		徳地町			
<p>(補助金の目的) 輸送人員の減少のため地域住民の生活に必要なバス路線の維持が困難となっている現状にかんがみ、生活交通路線として必要なバス路線のうち広域的・幹線的なバス路線の運行の維持等を図るため助成措置を講じ、もって地域住民の福祉を確保する。</p> <p>(補助金の種類及び金額) 14年度実績: H13.10.1-14.9.30</p> <p>地方バス路線維持費補助金 補助対象事業者: サンデン交通(株) 補助対象運行系統: 1系統 補助金額: 2,408千円</p> <p>広域市町村路線補助金 補助対象事業者: 宇部市交通局 補助対象運行系統: 3系統 補助金額: 505千円</p>		<p>(補助金の目的) 過疎化の進行等に伴い、本町において路線バス事業者による路線バスの運行が次第に困難となっている状況を考慮し、地域住民の生活に不可欠なバス路線の維持・確保を図るためバス事業者に対し補助金を交付する。</p> <p>(補助金の種類及び金額) 14年度実績: H13.10.1-14.9.30</p> <p>地方バス路線維持費補助金 補助対象事業者: 防長交通(株) 補助対象運行系統: 5系統 当町補助金額: 6,735千円</p> <p>廃止路線代替バス運行費補助金 補助対象業者: 防長交通(株) 補助対象運行系統: 4系統 当町補助金額: 20,745千円</p> <p>(負担金) 阿東町営バス(1路線)が本町に乗り入れ運行しているため、当該路線の距離按分した額を阿東町へ負担金として支払う。 阿東町営バス運行負担金 運行系統: 1系統 当町負担金額: 715千円</p>			

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	運輸・通信	中項目	公共交通機関	小項目	バス運行対策費補助金等の状況
事業名				協定項目	22-20 各種事務事業(その他事業)の取扱い
専門部会名	企画部会	分科会名	企画調整分科会	コード	08-02-02-01
調整上の課題		課題への対応		調整案	
<p>1. 地域住民の生活に必要なバス路線であるが、輸送人員の減少のため、補助金なしでは運行の維持が困難となってきている。</p> <p>2. 地方バス路線維持費補助金のうち、市(町)内完結路線に対する補助があるのは、山口市である。</p> <p>3. 廃止路線代替バス運行費補助をしているのは、山口市、徳地町である。</p> <p>4. バス活性化システム整備費等補助(超低床ノンステップバス車両導入)については、山口市・小郡町・秋穂町であるが、車両導入があった場合には、他町でも補助することとなる。</p> <p>5. 徳地町については、阿東町営バスへの負担金を支払っている。</p>		<p>地域住民の生活に必要なバス路線を維持するための補助を行っており、今後も支援が必要である。</p> <p>なお、バス路線の維持や補助のあり方については、総合的な交通体系の中で検討していく。</p>		<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	運輸・通信	中項目	公共交通機関	小項目	コミュニティバス等の運行状況																				
事業名				協定項目	22-20 各種事務事業(その他事業)の取扱い																				
専門部会名	企画部会	分科会名	企画調整分科会	コード	08-02-03-01																				
現況			分析																						
山口市		阿知須町		調整上の課題																					
<p>山口市コミュニティバス運行事業</p> <p>平成13年度10月より国のTDMの補助を受け2年間の実証運行実施 平成15年9月以降も実証運行継続中</p> <p>(目的) 公共交通不便地域におけるモビリティ向上 移動制約者へのアプローチ 経済の活性化と地域コミュニティ形成の支援 既存交通との連携と支援 マイカー依存型社会からの脱却</p> <p>(概要)平成14年4月~15年3月 運行経費:120,327千円 運行経費負担内訳:運賃収入 22,236千円 国庫補助金 31,553千円 山口市負担金66,538千円(バス事業者へ運行委託)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>運行ルート</th> <th>運行距離</th> <th>便数(日)</th> <th>利用者数</th> <th>1便平均乗車人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉敷・湯田ルート</td> <td>15.7・14.7km</td> <td>26</td> <td>109,019</td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>大内ルート</td> <td>15.2km</td> <td>27</td> <td>90,495</td> <td>10.3</td> </tr> <tr> <td>川西ルート</td> <td>27.4km</td> <td>16</td> <td>38,800</td> <td>5.2</td> </tr> </tbody> </table>		運行ルート	運行距離	便数(日)	利用者数	1便平均乗車人員	吉敷・湯田ルート	15.7・14.7km	26	109,019	11.5	大内ルート	15.2km	27	90,495	10.3	川西ルート	27.4km	16	38,800	5.2	<p>町営バス</p> <p>民間バスの運行廃止による住民交通の確保のため、町営でバス運行する。</p> <p>運行開始時期:昭和59年4月1日 名称:阿知須町営バス 愛称:きらら号 営業距離:下り25.95km 上り25.05km (岡山霊廟~葡萄の森線) 4.1km(小山線) 運行回数:下り4便 上り4便 (岡山霊廟~葡萄の森線) 1便(小山線) 有償運送許可の種類:道路運送法第80条 バスの台数:1台(28人乗)平成11年9月購入 バスの所有:阿知須町 運行及び管理:阿知須町 運転者:1名(賃金) 運行経費:2,661千円(平成14年度実績)(H13.10-H14.9) 運行形態:平日・土曜日運行 日、祝日休便 (平成16年1月5日現在)</p>		<p>運行しているのは、山口市、阿知須町、徳地町の1市2町であるが、それぞれで運行の目的等が異なり、規模(予算等)に大幅な格差がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通不便地域のモビリティ向上等を目的に、平成13年10月から実証運行を継続中(山口市) 民間バスの運行廃止に伴う町直営バスの運行(阿知須町、徳地町) 	
運行ルート	運行距離	便数(日)	利用者数	1便平均乗車人員																					
吉敷・湯田ルート	15.7・14.7km	26	109,019	11.5																					
大内ルート	15.2km	27	90,495	10.3																					
川西ルート	27.4km	16	38,800	5.2																					
徳地町				課題への対応																					
<p>徳地町営バス運行事業</p> <p>民間バスの運行廃止による住民交通の確保のため、町直営でバス運行する。</p> <p>運行開始時期:昭和59年9月1日 運行路線系統:1系統(島地~大久保橋~上藤木) 運休日:日曜日、祝祭日(振替休日を含む) 平均乗車密度:0.7 運行回数:2.0 運行距離:5.3km 運行方法:業者に委託 バス車両:25人乗りマイクロバス (平成14年度実績平成14年4月~平成15年3月) 運行経費:2,288千円 運行経費負担内訳:運賃収入 274千円 県補助金 260千円 徳地町負担額1,754千円</p>				<p>それぞれの地域で今までの経緯があることから、当面は地域独自の事情を尊重し、現行のまま引き継ぐが、他のバス路線等を含めた路線の再編、他の公共交通機関の有効な活用、またタクシーや高齢者・障害者専用の交通手段等との調整や役割分担を考えるなど、総合的な交通体系の中で、各地域間で住民の利便性に格差が生じないような調整が必要である。</p>																					
				調整案																					
				<p>()1.現行のまま新市に引き継ぐ。 ()2.市・町の例により調整する。 ()3.新たに制度等を創設する。 ()4.新市移行後、速やかに調整する。 ()5.新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ()6.廃止の方向で検討する。 ()7.その他()</p>																					

事務一元化現況・分析調書

大項目	住民活動	中項目	交通安全対策の状況	小項目	交通災害共済制度
事業名	交通災害共済制度見舞金			協定項目	22-20 その他事業の取扱いについて
専門部会名	住民部会	分科会名	住民生活・広報広聴分科会	コード	23-07-02-02
現況				分析	
交通災害共済制度 運営方式・掛金について				調整上の課題	
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
運営方式	全労災委託	山口県町村会	山口県町村会	山口県町村会	山口県町村会
掛金	1人につき520円 ただし、途中加入者は、 月割。(45円/月)	1人につき500円 中学生以下、70歳以上は、 300円。 80歳以上、身体障害者(児) 1~3級、療育手帳A、精神障害 者(児)1・2級の人掛金は、 町が全額負担し、手続きも町 が行う。	1人につき500円 中学生以下、70歳以上 は、300円。	1人につき500円 中学生以下、70歳以上 は、300円。	1人につき500円 中学生以下、70歳以上 は、300円。
見舞金について					
(1) 死亡見舞金					
(単位:円)		山口市・小郡町・秋穂町・阿知須町・徳地町			
死亡見舞金		1,000,000			
交通遺児見舞金		-			
(2) 傷害見舞金					
山口市(円)					
入院(180日を限度)	1日につき	1,000			
通院	10日以内	7,000			
	11日以上	9,000			
	21日以上	12,000			
31日以上10日増すごとに5,000円を加算。 最高で91日以上で47,000円。					
小郡町・秋穂町・阿知須町・徳地町(単位:円)					
等級	災害の程度	見舞金額			
1等級	死亡	1,000,000			
2等級	360日以上治療を要する傷害	230,000			
3等級	300日以上360日未満	180,000			
4等級	240日以上300日未満	140,000			
5等級	180日以上240日未満	105,000			
6等級	130日以上180日未満	80,000			
7等級	90日以上130日未満	65,000			
8等級	75日以上 90日未満	50,000			
9等級	60日以上 75日未満	40,000			
10等級	45日以上 60日未満	32,000			
11等級	30日以上 45日未満	23,000			
12等級	21日以上 30日未満	16,000			
13等級	14日以上 21日未満	13,000			
14等級	7日以上 14日未満	10,000			
15等級	7日未満	7,000			
課題への対応					
交通災害共済制度は、任意加入の制度であるものの、共済制度の目的(被害者の救済)等の観点から考えると、山口市の全労災委託は掛金が4町より高いが見舞金は少額であることなど課題がある。 町村会は、新市の交通災害共済加入受け入れについて、可能であるとの見解を出しており、町村会加入の方式が最も市町間の相違の調整が容易であることから、調整案として提案する。 ただし、次の事項については1年間現行どおりとする。 小郡町の80歳以上、身体障害者1~3級、療育手帳A、精神障害者1,2級の人に対する掛け金に関する町の負担について					
調整案					
() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 秋穂町・阿知須町・徳地町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()					